

総務省方式改訂モデル

財務書類の記載要領

(改訂版)(案)

平成 22 年 月

はじめに

現在、各地方公共団体において地方公会計整備の取組が進められているところですが、総務省方式改訂モデル（以下「改訂モデル」という。）による財務書類の整備については、特に中小団体における整備を促進するため、平成21年2月に、「作業用ワークシート及び記載要領」が提供され、多くの団体で利用されているところです。

このように、作業用ワークシート及び記載要領は、財務書類の効率的な作成に大きな役割を果たしているものといえますが、財務書類の活用など地方公会計の取組をさらに一層推進していくためには、各団体において地方公会計に関する知見の蓄積と拡大を図っていくことが必要であることから、今回、記載要領の改訂を行うこととしました。

改訂にあたっては、改訂モデルの理解促進の観点から、記載要領の構成を総論（理論編）と各論とに分けることとし、総論では改訂モデルの理論的な解説を加えることとしました。また、各論では、従来の記載要領におけるワークシートへの入力に関する記述を活かしつつ、これに定義、評価（計上額の算定）、解説、複式仕訳についての新たな記述を加えています。これにより、単に財務書類を作成するということに留まらず、複式簿記、発生主義といった企業会計的手法を含む地方公会計の理解に役立てていただくことに配慮しました。

また、これまでに公表されている「新地方公会計制度研究会報告書」（以下「制度研報告書」という。）、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（以下「実務研報告書」という。）、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A（以下「Q&A」という。）、「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」（以下「資産評価実務手引」という。）、「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」についても、改訂モデルの体系的な理解の観点から、必要な範囲で言及することとしました。

各団体におかれましては、このような改訂の趣旨を踏まえ、本記載要領を十分に活用していただき、地方公会計改革を一層進めていただくことを期待します。

各論における【凡例】

制：新地方公会計制度研究会報告書

実：新地方公会計制度実務研究会報告書

Q&A：「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A

資産手引：新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引

目次

I. 総論(理論編)

1. 公会計の位置付け	5
(1) 会計の意義	5
(2) 会計の分類	5
2. 改訂モデルの基本的な考え方	6
(1) 発生主義の概念	6
(2) 複式簿記(仕訳)の構造	8
(3) 資産の評価	10
(4) 税収の捉え方	11
3. 財務書類の基本構造	13
(1) 財務書類の構成要素	13
(2) 財務書類 4 表の関係	14
(3) 財務書類 4 表の意義	14

II. 各論

貸借対照表

【資産の部】

1. 公共資産	19
(1) 有形固定資産	19
(2) 売却可能資産	24
2. 投資等	27
(1) 投資及び出資金	27
(2) 貸付金	33
(3) 基金等	38
(4) 長期延滞債権	44
(5) 回収不能見込額	44
3. 流動資産	46
(1) 現金預金	46
(2) 未収金	49

【負債の部】

1. 固定負債	50
(1) 地方債	50
(2) 長期未払金	51

(3) 退職手当引当金	54
(4) 損失補償等引当金	56
2. 流動負債	58
(1) 翌年度償還予定地方債	58
(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)	59
(3) 未払金	60
(4) 翌年度支払予定退職手当	61
(5) 賞与引当金	63

【純資産の部】

1. 公共資産等整備国県補助金等	65
2. 公共資産等整備一般財源等	68
3. その他一般財源	69
4. 資産評価差額	70

【注記】

1-1. 他会計及び民間への支出金により形成された資産	72
1-2. 上の支出金に充当された財源	73
2. 債務負担行為に関する情報	74
3. 地方債残高のうち地方交付税の算定の基礎に含まれる金額	77
4. 普通会計の将来負担に関する情報	78
5. 土地及び減価償却累計額	80

行政コスト計算書

1. 経常行政コスト	81
(1) 人にかかるコスト	81
(2) 物にかかるコスト	85
(3) 移転支出的なコスト	89
(4) その他のコスト	94
2. 経常収益	97
3. 注記及び附属明細表について	101

純資産変動計算書

1. 期首純資産残高	102
2. 純経常行政コスト	102
3. 一般財源	102
4. 補助金等受入	106
5. 臨時損益	107

6. 科目振替	109
7. 資産評価替えによる変動額	119
8. 無償受贈資産受入	120
9. その他	120
10. 期末純資産残高	120

資金収支計算書

1. 経常的収支の部	122
2. 公共資産整備収支の部	130
3. 投資・財務的収支の部	134
4. 翌年度繰上充用金増減額	140
5. 期首歳計現金残高	140
6. 注記	141

I .総論(理論編)

1. 公会計の位置付け

(1) 会計の意義

会計は、一般的に、ある特定の経済主体が営む経済活動を貨幣額で測定、記録し、かつ伝達する行為と定義付けられます。すなわち、ある主体が、ある対象に対して、経済活動の測定結果を報告する行為ということです。したがって、会計は、報告主体をどのように捉えるか、誰を報告対象とするかという観点から分類することができます。

(2) 会計の分類

① 報告主体による分類

報告主体による分類とは、誰が報告するのかという点からみた分類です。報告主体は、その主体の主目的が営利目的か否かにより、大きく二つに分類されます。営利を目的とする企業が報告主体の場合は「企業会計」であり、営利を目的としない国や地方公共団体等の公的主体が報告主体であれば「公会計」ということになります。なお、公会計のうち、地方公共団体を中心とする公的主体を報告主体とするものが「地方公会計」と呼ばれます。

② 報告対象による分類

報告対象による分類とは、誰に対して報告するのかという点からみた分類です。報告対象は大きく外部者と内部者に分類することができ、「財務会計」は外部報告目的の会計、「管理会計」は内部報告目的の会計とされています。では、外部報告、内部報告は具体的に誰に対して行われるのでしょうか。企業会計と地方公会計において報告対象者(情報利用者)として想定される者をまとめると下表のようになります。

外部報告と内部報告の対象

	企業会計	地方公会計
外部報告	債権者、株主、投資家等	住民、議会、投資家等
内部報告	経営者(役員層)	執行機関等(首長等)

ここで重要なのは、誰に対する報告なのかによって、報告すべき内容や方法が異なるという点です。例えば、地方公会計でみた場合、住民が知りたい情報と首長が知りたい情報とは必ずしも一致しません。これらの点をまとめると下表のようになります。

財務会計と管理会計の対比

	財務会計	管理会計
目的	外部報告目的	内部報告目的
特性	正確性、比較可能性を重視	合目的性、随時性を重視
方法	ルールに基づく集計、処理 ルールに基づく開示	利用目的に応じた集計、処理 利用目的に応じた提示
報告内容	概括的	具体的・詳述的

制度研報告書では、今般の新地方公会計制度の整備目的として、「外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠」とされていますが、このような会計は「財務会計」に位置付けられるものです。したがって、正確性はもちろんのこと比較可能性が重視されることから、財務書類の作成については「ルールに基づく集計、処理、開示」が重要となります。このルールに相当するのが、制度研報告書や実務研報告書、Q&A 等になります。

2. 改訂モデルの基本的考え方

改訂モデルは、平成 12 年及び 13 年に公表された「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に示された方法(以下「旧総務省方式」という。)を改訂したものであり、制度研報告書「2 基本的考え方」において、「発生主義を活用した基準設定とともに、複式簿記の考え方の導入を図る」とあるとおり、旧総務省方式に発生主義、複式簿記の考え方をより一層採り入れたものです。その一方で、実務上の負荷という点にも配慮し、複式簿記に基づいて記帳された帳簿によることなく、従来の決算データ(決算統計等)を活用する方法も認めています。

したがって、改訂モデルは発生主義、複式簿記の基本的考え方をその基礎としつつ、財務書類の作成における実務にも配慮したモデルといえます。

以下では、発生主義、複式簿記、資産の評価、税収の捉え方といった改訂モデルの基本的考え方を解説することとします。

(1) 発生主義の概念

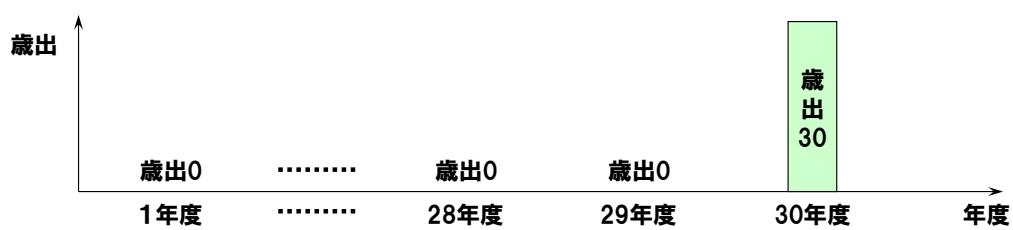
発生主義に対するものとして現金主義があります。「現金主義」とは、現金の収支(増減)を基準とした会計処理の方法です。したがって、現金の動きがない限り、会計処理は必要とされません。現金主義の身近な例を挙げますと、家計簿やお小遣い帳が相当します。また同様に現行のいわゆる官庁会計も現金主義によるものであり、歳入や歳出という現金の出納に従つて会計上の記録がなされます。現金主義の特徴としては、客観的な把握が可能であり公金の

適正な出納管理に資するものですが、現金支出の伴わないコストを把握することができないという点が挙げられます。

これに対して「発生主義」とは、経済的事実の発生を基準とした会計処理の方法であり、企業会計の基礎となっている考え方です。現金だけでなく、より広い概念としての経済的資源の増減を会計処理の対象とする考え方ともいえます。したがって、現金も経済的資源に該当しますので、現金が増減した場合にももちろん会計処理を行いますが、たとえ現金の動きがなかつたとしても、現金以外の経済的価値が増減した場合には会計処理がなされます。

例えば、今年度(1年度)初めに入庁したある職員が30年後(30年度末)に退職し、退職手当30が支給されるとします。現金主義の場合、実際に退職手当が支給される30年度までは何ら会計処理はなされず、30年度の支給時に退職手当30の歳出が記録されることになります。

現金主義の場合

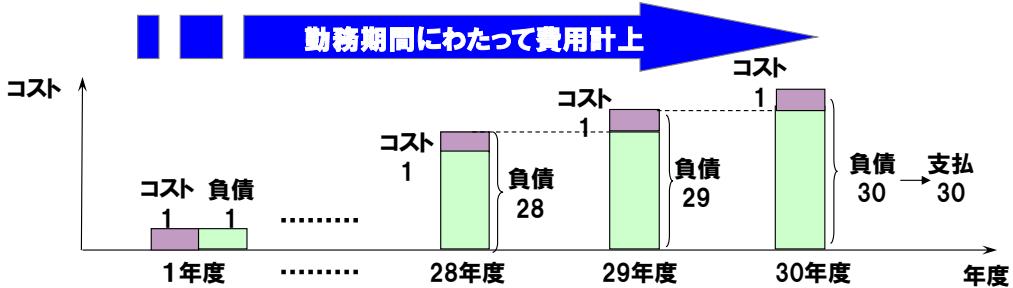


発生主義の場合、勤続期間中であっても、将来その職員に対して退職手当を支給する義務(負の経済的資源)が発生しているものと考えます。たとえば 29 年度末時点でのこの職員が退職したとすると 29 の退職手当を支給する必要がある場合、29 年度末時点では 29 の「負債」が発生しているものとして会計処理を行います。

また、一方でこの退職手当を支給する義務の増加を、各年度の「コスト(費用)」として認識します。30 年度末時点でこの職員が退職したとすると 30 の退職手当を支給する必要があるわけですから、30 年度 1 年間で負債が 1 増加したことになりますので、この 1 を 30 年度のコスト(費用)と考えて会計処理を行います。すなわち、実際に当該職員に現金支給している給与手当以外にも、将来支給すべき退職手当の増加という形で、1 のコスト(費用)が発生していると考えることになります。

実際に退職手当が支給されるのは 30 年後ですので、この間、現金の支出はありませんが、発生主義はたとえ現金の増減がなくても、経済的価値の増減(退職手当コストの発生)があった時に会計処理をするものです。

発生主義の場合



会計処理の対比

	発生主義	現金主義
1~30 年度	コスト(費用)の発生 負債の発生	—
30 年度支給時	負債の減少 現金の減少	退職手当の歳出

(2) 複式簿記(仕訳)の構造

発生主義に基づく会計処理を帳簿に記録する方法として通常使用されるのが、複式簿記という手法であり、一つの取引を、結果として生じた事象とその原因という両面から捉えて記録するものです。一方、「単式簿記」とは、収入(支出)項目のみを一面的に記録していく方法であり、家計簿やお小遣い帳がこれに相当します。

例えば、先述の退職手当について、29 年度の複式簿記による記録(仕訳)は以下のように行われます。

P / L
(借方)退職手当引当金繰入等 1 (貸方)退職手当引当金 1 S

このように、複式簿記によると 1 のコスト(費用)が生じているという事象と、退職手当を支給すべき義務(負債)の額が増加したという事象を一つの仕訳で記録することができます。一方、単式簿記では収入(支出)項目のみを一面的に記録しますので、このような現金の増減を伴わない経済的資源の増減を記録することは困難です。また、単なる現金支出の一面だけを捉えて記録するのではなく、複式簿記により二面的に記録することによりはじめて、資産や負債のストック情報の把握が可能になります。

次に、複式簿記に基づく仕訳のルールについて説明します。先の例示の仕訳に記載しているように、仕訳には「借方(かりかた)」と「貸方(かしかた)」という概念があります。向かって左側を「借方」、右側を「貸方」といい、貸借対照表の一番上にも、左側に「借方」、右側に「貸方」

と記載されています。

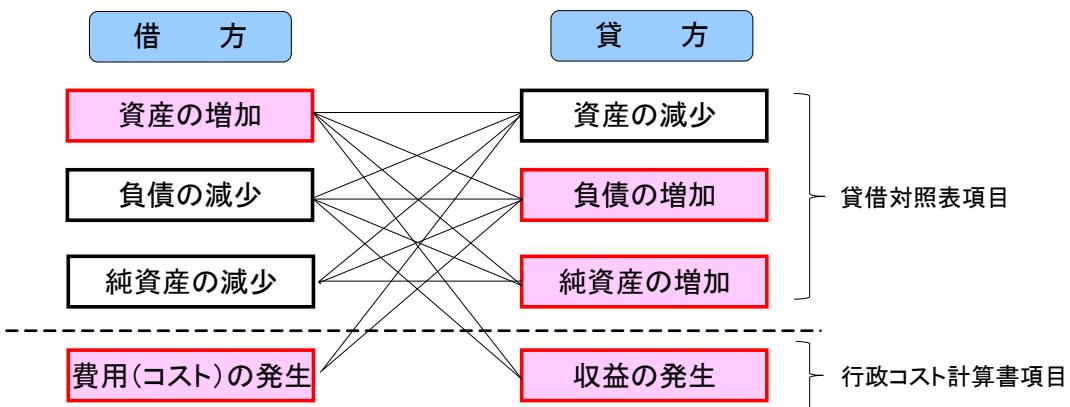
貸借対照表 (平成〇〇年3月31日現在)		(単位：千円)
借 方	貸 方	
[資産の部]		
1 公共資産		
(1) 有形固定資産		
①生活インフラ・国土保全		
②教育		
[負債の部]		
1 固定負債		
(1) 地方債		
(2) 長期未払金		
①物件の購入等		

例えば、「小学校校舎を新たに整備し、現金5億円を支出した」という取引は、「現金(資産)5億円の減少」と「小学校校舎(資産)5億円の増加」として二面的に捉えることができます。これは、以下の仕訳のルールでいうと「資産の減少」と「資産の増加」に当たります。

仕訳では「資産の減少」は貸方に、「資産の増加」は借方に記載するというルールになっています。このほかにも、「負債の増加」、「負債の減少」、「純資産の増加」、「純資産の減少」、「費用(コスト)の発生」、「収益の発生」といった各要素があり、これら各要素の仕訳のルールを示すと下図のとおりです。線で結ばれているのは、仕訳の組合せになる可能性があることを示しています。

なお、複式仕訳は、以下の仕訳のルールのように貸借対照表(B/S)科目と行政コスト計算書(P/L)科目のみで表記することができますが、本書各論における複式仕訳の例示においては、貸借対照表(B/S)科目と行政コスト計算書(P/L)科目のみでなく、純資産変動計算書(NWM)科目及び資金収支計算書(C/F)科目も含めた形で表記することとしました。例えば、「歳計現金」の増減については、これを「(借方)歳計現金(B/S)」、「(貸方)歳計現金(B/S)」と表記するのではなく、歳計現金の増減が資金収支計算書上のどの科目に影響するかを表すため、「(借方)公共資産等売却収入(C/F)」、「(貸方)公共資産整備支出(C/F)」といった表記を行っています。純資産についても同様です。

仕訳のルール



(3) 資産の評価

新地方公会計モデルでは発生主義の考え方に基づき、複式簿記により取引を記録することが原則となります。記録する際にいくらで記録するかという問題が生じます。すなわち、現金収支のみを記録の対象とする場合は、実際に収入あるいは支出された金額を記録すればよいということになりますが、広く経済的資源を記録するということになると、それぞれの経済的資源、特に現金以外の資産をどのように評価するかが重要となります。

① 資産概念と公正価値の意義

資産評価実務手引では、新地方公会計モデルにおける資産概念として、「将来の資金流入をもたらすもの」と「将来の行政サービス提供能力を有するもの」の二つが挙げられています。

資産とは、上記のいずれかの要件を充たすものになりますが、資産評価とは、これらの要件を充たしたものについて、貸借対照表にいくらの金額で計上するかということです。

新地方公会計モデルにおける資産評価の基本的な考え方は、取得原価主義を柱とする企業会計とは異なり、「公正価値」による評価を採用しており、資産評価実務手引において、「公正価値」による評価方法は、具体的には以下のとおりとされています。例えば、売却可能な資産等、市場で売却可能な資産を再評価する場合、将来の経済的便益の割引現在価値または市場における実現可能価値を基礎として評価し、それ以外の資産を再評価する場合は、再調達原価または取得原価を基礎として評価することになります。

(ア) 資産取得の場合

- a. 市場取引を通じて当該資産を取得した場合はその取得原価による方法
- b. 適正な対価を支払わずに当該資産を取得した場合には適正と考えられる公正価値評価による方法

(イ) 資産の再評価の場合

- a. 再評価時における将来の経済的便益の割引現在価値
- b. 市場における実現可能価値
- c. 再調達原価による方法
- d. 取得原価による方法

② 公正価値評価の採用根拠

新地方公会計モデルにおいて、公正価値を資産評価の基本的な考え方とした根拠については、資産評価実務手引において以下のとおり記述されています。

- 会計における資産評価の方法には、大別して取得原価主義と公正価値評価による方法がありますが、地方公共団体の場合、数十年という長期にわたって土地を保有する場合が多く、物価変動の影響を受けやすいことから、再調達価額を基本とする公正価値評価を原則にしています。数十年前に取得した価額で計上するよりも、再調達原価を評価して計上したほうが、将来に向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できるという考え方によるものです。
 - 仮に、現在使われている資産が消失した場合、同様な行政サービスを引き続き提供するためには、消失した資産と同様のものを再取得しなければなりませんが、それには再調達が必要であり、その価額を資産価値として評価して地方公共団体の持つ資産価値を把握しようとするものです。
 - 公正価値評価で資産を評価すると、現時点の時価を基礎として評価した現時点でのサービス提供能力を表すことになりますが、取得原価主義で資産評価すると、取得時の金額を基礎として評価した現時点でのサービス提供能力を表すことになります。
- 公会計は地方の資産・債務改革に役立てる方法として位置付けられるため、この点からも新地方公会計モデルは公正価値評価を採用しています。

新地方公会計モデルにおける資産評価の基本的考え方が公正価値評価であるのは、資産概念として、「将来の行政サービス提供能力を有するもの」としていることがその背景にあります。行政サービス提供能力を有するものは、行政サービス提供能力価値で評価すべきということです。そして、その行政サービス提供能力価値を公正価値に見出しています。

なお、改訂モデルは、一時にすべての固定資産についての公正価値評価を行う事務量を考慮して、固定資産台帳（公会計管理台帳）の段階的な整備を行うことを認め、まずは売却可能資産に関する台帳を整備して、売却可能価格による評価を行い、その後再調達価格による評価対象資産を広げていくことを認めています。したがって、各団体においては、順次公正価値による資産評価を進めていくことが求められます。

(4) 税収の捉え方

公会計において税収をどのように捉えるのかという点については議論がありますが、新地方公会計モデルでは、税収を収益とは捉えず、純資産変動計算書に直接計上します。

企業会計においては、株主は会社の所有者であり、その株主（所有者）からの出資金は収益ではなく、純資産の増加要因として株主資本等変動計算書に計上されます。

したがって、住民と地方公共団体との関係をどのように捉えるかによって、結論たる会計処

理も自ずと決まっています。すなわち、民間企業と同様に、住民は地方公共団体の所有者として捉えた場合(これを「持分説」といいます。)、住民からの税収は「所有者からの拠出」として純資産変動計算書に計上することとなります。これに対して、住民を地方公共団体の外部に存在する第三者としての顧客として位置付けることにより、税収を地方公共団体が顧客としての住民に対して財・サービスを提供した対価として獲得するものと捉えた場合、税収は収益として行政コスト計算書に計上されることになります(これを「収益説」といいます。)。

改訂モデルでは、税収は純資産変動計算書に計上され、行政コスト計算書の収益には、特定の行政サービスに対価性を有する使用料・手数料等の受益者負担額が計上されます。すなわち、税収は住民から対価性なく徴収される財源であり、行政コスト計算書が対象とする経常的な行政活動以外にも用いられることを予定した財源であることから、行政コスト計算書に計上していないということができます。この結果、行政コスト計算書は、経常行政コストから使用料・手数料等の受益者負担分を控除することにより、「税金等で賄わなければならぬ行政コスト(純経常行政コスト)」を計算するための財務書類という位置付けがなされているものといえます。

なお、収益説(税収を経常収益とする)による処理と持分説(税収を純資産変動計算書に直接計上)による処理とで、行政コスト計算書の末尾にある純経常行政コストは異なりますが、純資産変動計算書の期末純資産残高は変わりません。

例えば、税収 100 を計上する場合で考えます。

収益説

行政コスト計算書	
経常費用	0
経常収益	100
純経常行政コスト	△ 100

純資産変動計算書

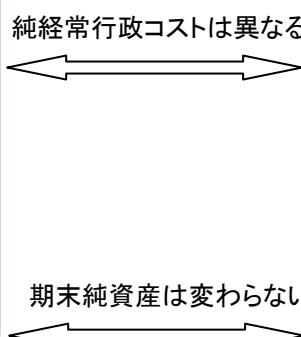
期首純資産残高	0
純経常行政コスト	100
一般財源	0
期末純資産残高	100

持分説

行政コスト計算書	
経常費用	0
経常収益	0
純経常行政コスト	0

純資産変動計算書

期首純資産残高	0
純経常行政コスト	0
一般財源	100
期末純資産残高	100



ここで理解のポイントとなるのは、純経常行政コストが純資産を変動させる一要素になっているという点です。すなわち、収益説で処理すると行政コスト計算書を経由して純資産を変動(増加)させ、持分説で処理すると行政コスト計算書を経由せずに直接純資産を変動(増加)させることになります。

3. 財務書類の基本構造

(1) 財務書類の構成要素

貸借対照表は「資産」、「負債」、「純資産」から構成され、行政コスト計算書は「行政コスト」、「収益」から構成されており、財務書類はこれら五つの要素から構成されます。

① 資産

資産とは、過去の事象の結果として地方公共団体が支配する資源であって、以下の項目をいいます。

- 将来の資金流入をもたらすもの
- 将来の行政サービス提供能力を有するもの

② 負債

負債とは、過去の事象に起因する現在の義務であって、その履行が地方公共団体に対して、将来、行政サービスの提供能力または経済的便益の減少を生じさせるものをいいます。すなわち、資産の財源とみた場合、翌年度以降に現金支出等の負担が生じることから、将来世代が負担する部分ということができます。

③ 純資産

純資産とは、資産から負債を控除したもので、正味の資産をいいます。すなわち、資産の財源としてみた場合、過去及び現役世代が負担した部分ということができます。

④ 行政コスト

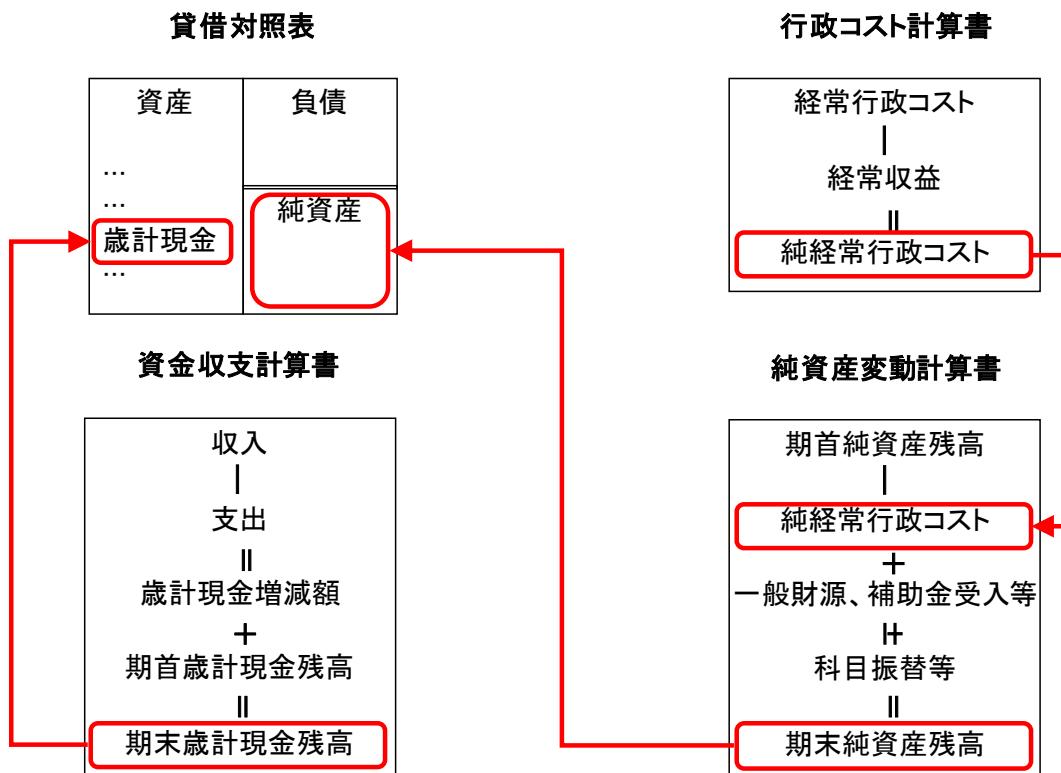
行政コストとは、行政サービス提供に伴って発生する純資産の減少要因をいいます。

⑤ 収益

収益とは、行政サービス提供に対する対価として獲得される純資産の増加要因をいいます。

(2) 財務書類 4 表の関係

財務書類 4 表は以下のように有機的に関連しています。



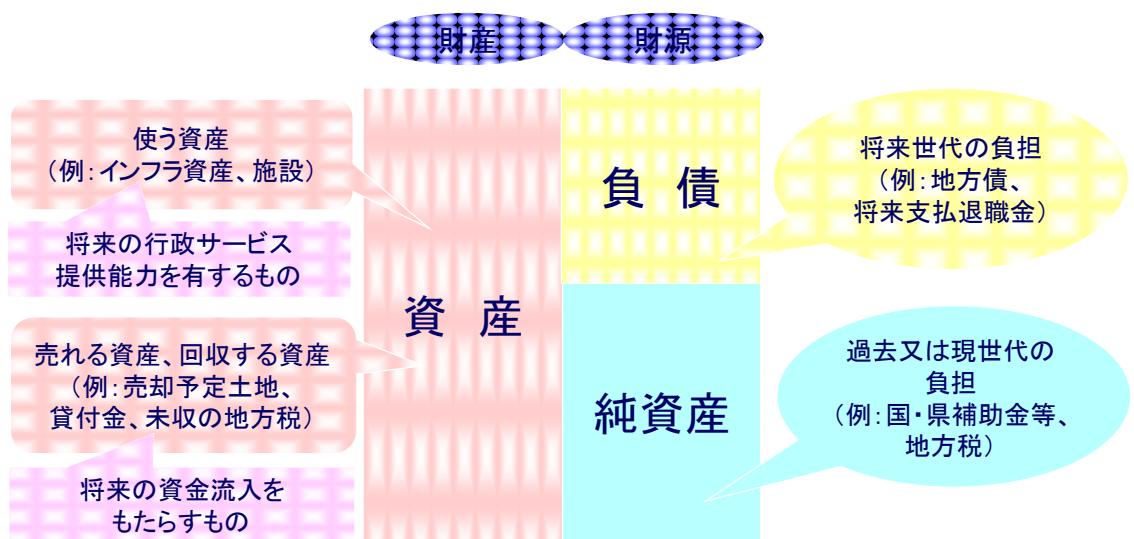
上図において矢印で結ばれているところは金額が一致することを意味しています。この 4 表間のつながりは複式簿記を理解する上で非常に重要であり、かつ基本的な事項です。

(3) 財務書類 4 表の意義

改訂モデルの財務書類 4 表について、その基本的考え方を説明します。

① 貸借対照表(B/S)

貸借対照表は、会計年度末における地方公共団体の財政状態を表す財務書類です。貸借対照表は、借方(左側)と貸方(右側)に分かれており、借方に資産、貸方に負債と純資産が計上されます。貸方の負債と純資産が財源を示し(財源調達状況)、借方の資産が貸方で調達した財源をどのように運用しているのか(どういう経済的資源の形で保有しているか。資産保有状況)を示しています。そして、借方である資産合計と、貸方である負債・純資産合計は必ず一致します。財源と財産が釣り合う(バランスする)ということから、バランスシートとも呼ばれます。



財産(資産合計)と財源(負債・純資産合計)は必ず一致する。

資産の区分については、改訂モデルは旧総務省方式の区分を踏襲しています。企業会計では、流動性(換金性)により「流動資産」と「固定資産」に区分しますが、改訂モデルでは「固定資産」をさらにその性質により「公共資産」と「投資等」に区分しています。これは、地方公共団体においては社会資本整備が極めて重要な行政活動であることから、社会資本整備によるストックを表す「公共資産」を区分したものです。例えば、公共資産のうち有形固定資産は、上図の「将来の行政サービス提供能力を有するもの」に当たり、流動資産は上図の「将来の資金流入をもたらすもの」に当たります。

また、資産及び負債の配列については、「固定性配列法」(換金性の低いものから順に配列する方法)を採用しています。これは、地方公共団体においては資産の大部分が「公共資産」であり、重要性が高いためです。民間企業でも電力会社や鉄道会社などの大規模なインフラを保有する業種では固定性配列法が採用されています。なお、流動資産及び流動負債については、1年基準(貸借対照表の基準日から1年内に現金化または消費される資産は流動資産、1年内に支払期限が到来する負債は流動負債とするルール)を採用しています。

純資産の区分については、財源の運用形態により「公共資産等」の財源とそれ以外とを区分するとともに、「公共資産等」の財源については、財源の調達先により「公共資産等整備国県補助金等」と「公共資産等整備一般財源等」に区分しています。これは、純資産のうち将来においても使用可能な財源(用途の自由な財源)がどれだけあるかを「その他一般財源等」として示すとともに、国・都道府県からの補助金等が公共資産等整備にどれだけ充当されているかといった財源情報が財務報告上重要であると考えていることによります。

② 行政コスト計算書(P/L)

行政コスト計算書は、一会計期間における、資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う純経常行政コストを表す財務書類です。「経常行政コスト」には、経常的な行政サービスを提供するために発生したコストを計上し、「経常収益」には、行政サービスの対価としての収入、すなわち受益者負担相当分が計上されます。これは、改訂モデルが行政コストに対する対価性を基準として経常収益を判断しているためです。したがって、純経常行政コストは、特定サービスの受益者以外が負担すべきコスト、すなわち税収等により賄うべきコストということになります。

また、改訂モデルでは、行政コスト計算書を行政目的別(分野別)及び性質別のマトリックス形式により表示します。

③ 純資産変動計算書(NWM)

純資産変動計算書は、一会計期間において、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書を大別すると、以下の四つの領域からなり、それぞれ以下のような意味を持っています。

	純資産合計	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	0				
純経常行政コスト	0				
一般財源					
地方税	0				
地方交付税	0				
その他行政コスト充当財源	0				
補助金等受入	0				
臨時損益	0				
災害復旧事業費	0				
公共資産除売却損益	0				
投資損失	0				
⋮					
科目振替					
公共資産整備への財源投入					
公共資産処分による財源増					
貸付金・出資金等への財源投入					
貸付金・出資金等の回収等による財源増					
減価償却による財源増					
地方債償還に伴う財源振替					
資産評価替えによる変動額	0				
無償受贈資産受入	0				
その他	0				
期末純資産残高	0	0	0	0	0

i. 純経常行政コストと一般財源及び補助金等受入

まず、行政コスト計算書で算定された純経常行政コストを純資産の減少要因として計上するとともに、地方税・地方交付税等の一般財源、国・都道府県からの補助金等といった純

資産の増加要因を計上します。このような純資産の減少要因と増加要因を対比させることにより、純経常行政コストの金額に対して一般財源及び補助金等受入の金額がどの程度あるかをみることができます。

ii. 臨時損益

経常的なコストや財源のほかに、災害復旧事業費、公共資産の除売却や第三セクター等に対する債権の放棄など、臨時的な要因による損益を計上します。これらの要因による臨時的な損益は、経常的な行政活動によるものとは異なるため、行政コスト計算書には計上せず、純資産変動計算書の変動要因として計上します。

iii. 科目振替

i 及び ii が主な純資産の変動要因になりますが、純資産変動計算書では純資産の内訳科目ごとに増減を表示するため、純資産全体の増減には影響を及ぼさないものであっても、内訳科目に増減が生じる取引については科目振替を行います。その年度に公共資産等の財源として拘束された金額と、使途の自由な一般財源として回収された金額とのバランスが分かります。

iv. その他純資産の変動

これらのほか、売却可能資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減額が生じます。また、価値のある資産を無償で受贈したことによる受贈益が発生する場合もあります。これらは資産価値の増減に伴って潜在的な財源を増減させるため、純資産変動計算書に計上されます。

④ 資金収支計算書(C/F)

資金収支計算書は、一会计期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金などの資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。改訂モデルの資金収支計算書は、「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」、「投資・財務的収支の部」に区分されており、それぞれの部において支出とその財源としての収入という対応関係で計上されます。

i. 経常的収支の部

経常的収支の部には、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上されない収支を計上します。

ii. 公共資産整備収支の部

公共資産整備収支の部には、公共資産整備に係る支出及びそれに対する特定財源を計

上します。

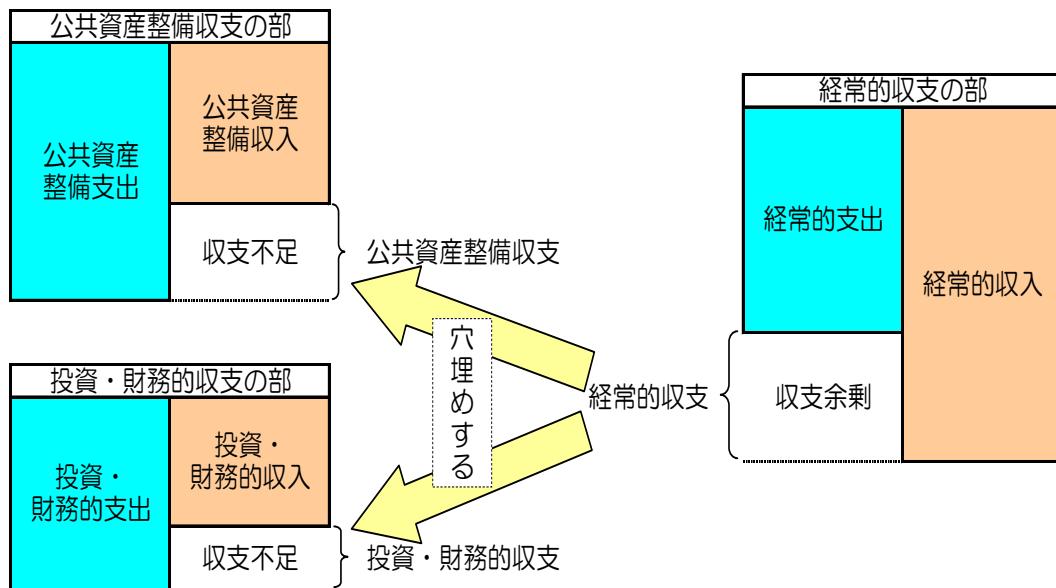
なお、ここでいう公共資産整備とは、自団体の普通会計で整備する公共資産のみならず、他会計や他団体を通じて行う公共資産整備に係る支出も含まれます。これは、整備主体によらず、社会资本整備に投入された資金の総額を表すことが重要であると考えられるためです。

iii. 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部には、投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出及び地方債の償還に係る支出及びそれに対する特定財源を計上します。

なお、他会計が保有する地方債の償還に係る支出は含み、他会計に対する投資及び出資金は、必ずしも投資・財務的収支の部に計上せず、その用途に応じて各区分に計上します。これは、他会計に対する支出については、補助金、負担金、出資金などの形態によらず、その用途に応じて区分することが有用であると考えられるためです。

資金収支計算書における三区分の関係を示すと、以下のとおりです。



公共資産整備収支の部や投資・財務的収支の部では、公共資産整備支出や投資・財務的支出のうち特定財源で賄えない部分について、収支不足が生じます。この収支不足を、経常的収支の部における収支余剰をもって補てんするという関係になります。

改訂モデルでは、支出と財源の対応関係を重視した区分とすることにより、実態として、経常的な行政活動、公共資産の整備や投資・財務的支出のそれぞれにどのような財源（国県補助金等、基金取崩、地方債など）が充当されているかを明らかにしています。

II. 各論

貸借対照表

【資産の部】

資産は、その流動性によって、固定資産と流動資産に分類されますが、固定資産はさらに公共資産と投資等に区分して表示します。すなわち、資産のうち、貸借対照表基準日の翌日から起算して1年以内に現金化または消費される資産を流動資産、1年を超えて現金化される資産または現金化することを本来の目的としない資産を公共資産及び投資等に計上します。

1. 公共資産

公共資産は、有形固定資産と売却可能資産に分類されます。

(1) 有形固定資産

定義

有形固定資産とは、地方公共団体が行政サービスを提供するために長期にわたって使用ないしは利用するものとして所有し、物理的に存在し実体をもつ資産のことをいいます。原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を指します。

実 236

評価

有形固定資産は原則として再調達価額を基礎として算定した額をもって計上します。再調達価額に基づく評価方法については、「資産評価実務手引」を参照してください。ただし、当面の間、取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできます。

実 236

また、土地以外の有形固定資産については減価償却を行います。貸借対照表には減価償却累計額控除後の金額で計上します。

実 239

解説

有形固定資産は原則として再調達価額を基礎とした金額で評価、計上します。これは、現在使われている資産が消失した場合に、同様の行政サービスを引き続き提供するには、同じ資産を再調達する必要があり、その調達価額を資産価値と

資産手引 P6～8

して評価するという考え方に基づきます。

[参照/引用元]

原則は再調達価額により評価しますが、当面の間は取得原価を基礎した額で評価することも認められています。これは実務上の財務書類作成の事務負荷を考慮したものですので、段階的に再調達価額による評価を進める必要があります。

実 239

再調達価額、取得原価のいずれの場合でも土地以外の有形固定資産は減価償却を考慮します。「減価償却」とは、社会資本整備投資額をその資産の利用期間(耐用年数)にわたってコストとして計上し、資産を利用する各年度にコストを負担させる考え方です。資産を耐用年数にわたって減価償却し(コストの発生)、資産を同額ずつ減少させることで(資産価値の減少)、適正な資産価値と発生コストを把握することができます。減価償却の方法は残存価値ゼロの定額法で計算します。その際の耐用年数の詳細については実務研報告書を参照してください。なお、固定資産台帳の段階的整備に伴って適用する耐用年数が適当でないと判断した場合には、耐用年数の見直しを行うことが望ましいといえます。

実 243

取得原価を基礎として算定する方法としては、昭和 44 年度から当年度までの普通建設事業費の累計額によることができます。ただし、その際には、以下の点に留意が必要です。

実 245

- ・ 他団体等に対する補助金・負担金は控除します。
- ・ 昭和 44 年度以降に売却もしくは除却した資産については、財産台帳や過去の会計伝票などから把握し、可能な限り対象資産の取得価額をもとに減価償却累計額を計算して有形固定資産勘定から控除します。
- ・ 昭和 43 年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、再調達価額をもって有形固定資産勘定に計上します。重要性の基準値を一律に示すことは困難ですが、有形固定資産計上にあたっての重要性は、基本的に金額により判断することとなります。したがって、例えば都市計画区域内の一定面積以上の土地などから調査を開始することが望ましいといえます。
- ・ PFI 等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っている場合には、行政サービス提供能力に着目し、物件等の引き渡しの有無に関わらず、翌年度以降の支出予定額を含めて資産計上します。PFI 以外では、大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構等が行う公共施設又は公用施設の建設に要する費用(割賦支払の方法によるものに限る。)に係る経費の支出等が想定されます。
- ・ 重要な除売却資産がある場合には、公有財産台帳等をもとに整備事業費を調査し、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除します。
- ・ 減価償却計算は、当該固定資産取得又は普通建設事業費支出の翌年度

実 237

実 238

Q&A64

実 240

Q&A69

実 241

実 244

から開始します。

- ・ 決算統計作成時に普通建設事業費に含めた事業費支弁人件費や事務費など、資産を取得するために直接要したと認められない費用については、原則として当該金額を資産計上額に含めません。また、その財源としての国県補助金等についても、純資産の部の公共資産等整備国県補助金等に計上しません。なお、これらの取り扱いについては、改訂モデルの適用初年度の資産計上分から採用することが望ましいです。なお、除外した支弁人件費は行政コスト計算書上の人件費に計上します。
- ・ 売却可能資産の取得価額(償却資産にあっては、減価償却累計額控除後)を有形固定資産から控除します。

[参照/引用元]

実 246

Q&A70

Q&A65

Q&A68

複式仕訳

例) 公公用建物を建設し、工事代金 100 を支払いました。耐用年数は 20 年とします。翌年度以降に発生する減価償却費は、定額法により 5(100／20)となります。

ア 建設時

- B / S - - C / F -
(借方)有形固定資産 100 (貸方)公共資産整備支出 100

イ 翌年度以降決算時

- P / L - - B / S -
(借方)減価償却費 5 (貸方)有形固定資産 5

例) 寄附により、建物を譲り受けました。建物の公正価値は 10 とします。

- B / S - - N W M -
(借方)有形固定資産 10 (貸方)無償受贈資産受入 10

例) 帳簿価額 50 の土地を 40 で売却しました。

- C / F - - B / S -
(借方)公共資産等売却収入 40 (貸方)有形固定資産 50

- N W M -
(借方)公共資産等除売却損益 10

ワークシートの入力にあたっての留意事項

有形固定資産の貸借対照表計上額は、原則として再調達価額をもって計上さ

実 236, 237

[参照/引用元]

れますが、普通建設事業費(取得原価)の累計額を基礎として算定することも容認されています。本ワークシートでは、普通建設事業費(取得原価)の累計額を基礎に算定することを想定しており、具体的にはワークシート【有形固定資産明細表】、【減価償却計算表】及び「H21(2009)～S44(1969)」(年度別有形固定資産集計表)を用い、それぞれの表と【貸借対照表】とをリンクさせています。LG-WAN に掲載されている決算統計データをワークシート「H21 (2009)～S44(1969)」(年度別有形固定資産集計表)の所定の箇所に貼付けることにより、数値が【有形固定資産明細表】及び【減価償却計算表】に反映されます。(詳しくは別紙の「LG-WAN 決算統計データの操作手順」を参照してください。)年度により決算統計データの調査表が異なりますのでご注意ください。なお、合併団体については、旧団体の決算統計数値を合算した数値を用いてください。

年度別に用いる調査表は以下のとおりです。

年度	決算統計調査表
S44(1969)～S46(1971)	20～23表
S47(1972)～H元(1989)	21～24表
H2(1990)～H21(2009)	21～23表、73表

決算統計の数値には、資産の取得に直接要したと認められない事業費支弁人件費などの費用や、売却可能資産取得額が含まれている場合がありますが、算定上これらは控除することとされています。ただし、事業費支弁人件費などの費用の取扱いについては、改訂モデルの適用初年度の資産計上分から採用しても差し支えないものとされています。なお、控除する場合は、ワークシート「H21(2009)～S44(1969)」(年度別有形固定資産集計表)の「普通建設事業費」からだけでなく、「用地取得費」からも相当額を控除する必要があります。

また、昭和 44 年度以降に売却もしくは除却した資産についても控除する必要があります。下記の例を参考に、計算式を修正するなどの対応をしてください。

【計算式の修正例】

[参照/引用元]

年度別有形固定資産集計表 ①③

(平成21年度)

	普通建設事業費					
	決算額 A 補助・単独 1列	Aのうちその 団体で行うもの 補助3列・単独2列		Aの財源内訳		
		国庫支出金	都道府県支出金	地方債		
総務費 02行	0	0	0	0	0	0
庁舎等 03行	0	0	0	0	0	0
その他	0		0	0	0	0

$= +A9$
 \downarrow
 $= +A9 - \text{売却可能資産取得額} - \text{事業費支弁人件費等} - \text{昭和 44 年度以降に売却もしくは除却した資産}$

$= +C9$
 \downarrow
 $= +C9 - \text{売却可能資産取得額} - \text{事業費支弁人件費等} - \text{昭和 44 年度以降に売却もしくは除却した資産}$

なお、昭和 43 年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産などについては、それぞれ再調達価額(償却資産については減価償却後の額)を土地、償却資産ごとに求め、ワークシート【有形固定資産明細表】の「寄附された資産等」の列に入力してください。

有形固定資産明細表(平成21年用)

区分	土地 A	償却資産			寄附された資産等		貸借対照表計上額	
		取得価額 B	減価償却累計額 C	うち当年度償却額 D=B-C	帳簿価格 E	債却資産 F	A+D+E+F うち資産評価額	
生活インフラ・国土保全	0	0	0	0	0	0	0	
道路	0	0	0	0	0	0	0	
橋りょう	0	0	0	0	0	0	0	
河川	0	0	0	0	0	0	0	
砂防	0	0	0	0	0	0	0	
海岸保全	0	0	0	0	0	0	0	
港湾	0	0	0	0	0	0	0	
都市計画	0	0	0	0	0	0	0	
街路	0	0	0	0	0	0	0	
都市下水路	0	0	0	0	0	0	0	
区画整理	0	0	0	0	0	0	0	
公園	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
住宅	0	0	0	0	0	0	0	

注記及び附属明細表

注記事項	<ul style="list-style-type: none"> 他団体及び民間への支出金により形成された資産 上の支出金に充当された財源 土地の金額 償却資産の減価償却累計額 有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている場合、その旨
附属明細表	<ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産明細表(別表 2-1) 主な施設の状況(別表 2-2) 固定資産の段階的整備の状況(別表 2-11)

実 336～342

実 353

実 354

実 221

実 221

段階的整備前後における財務書類の比較可能性を担保するため、有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記するとともに、段階的整備の状況を附属明細書により明らかにすることが必要です。

他団体及び民間への支出金により形成された資産とその支出金に充当された財源についても、自団体で算定した方法に準じて注記として記載します。

有形固定資産の内容をより明瞭に示すため、有形固定資産明細表と主な施設の状況を附属明細表として開示します。

[参照/引用元]

(2) 売却可能資産

定義

売却可能資産とは、市場性を持ち、市場価値が客観的に把握され、かつ資産・債務改革の推進にあたり重要となる資産で、現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産、売却することが既に決定している、または、近い将来の売却が予定されていると判断される資産の中から地方公共団体が特定した資産のことをいいます。

資産手引 P37

評価

a. 開始時における評価

売却可能資産は売却可能価額で評価します。

売却可能価額は、鑑定評価額の他、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実情に応じて最も合理的な方法を用います。

実 247

実 248

b. 開始後における評価

売却可能資産は減価償却を行わず、毎年度末に評価替えを行います。

ただし、固定資産税評価額等を評価の基礎とした場合において、評価替えをしない年で、かつ下落修正を行わない場合については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から控除することができます。

実 249, 251

解説

売却可能資産を貸借対照表において別建てで計上することの背景には、資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、債務圧縮や財源確保を図るため、遊休資産や未利用資産の売却促進等に積極的に取り組むことが求められていることがあります。

上述の定義により、地方公共団体が保有する公有財産のうち公用または公共用

制 306

制 307

資産手引 P37

に供し、または供することと決定した行政財産は、売却可能資産に該当しませんが、行政財産の中でも、行政サービスを提供していない行政財産は売却可能資産になります。

[参照/引用元]

また、例えば、普通財産は、原則として売却可能資産に分類しうるものですが、普通財産の中でも、貸付等を行っているものについては、現に特定の目的のために使用されているため、売却可能資産には含まれないことになります。具体的には、公民館や保育園等への貸付地は、特定の目的のために使用されているものと考えられますので、一義的には売却可能資産には含まれないものになります。

資産手引 P37

ただし、これらの財産でも、資産の効率的な活用の観点から、近い将来売却等をすることが適切であると地方公共団体が判断したものは、売却可能資産となります。

売却可能資産は、売却により現金化することも想定された資産であるため、その価値を適切に表現するため、売却した場合にはいくらで売れるかという観点で評価が求められます。したがって、売却可能資産の評価にあたっては、実現可能価値（売却可能価格）または市場価格による評価が求められるため、売却可能資産として他の資産と区別し、より個々の状況が反映可能な評価手法を採用し、資産価値を把握すべきとされています。

資産手引 P61

なお、売却可能価額の算定にあたり、固定資産税評価額を基礎とする場合には 0.7 で、路線価を基礎とする場合には 0.8 で割返すなど、必要に応じて適切に評価する必要があります。これは、固定資産税における宅地評価は、評価を行う時点（価格調査基準日）と、課税する際の基準日（賦課期日）との間にタイムラグがあり、この間の地価下落に対する安全弁として実勢価額より 3 割程度低い金額で評価することが一般的であるために必要となる調整です。

Q&A67

複式仕訳

例) N 年度に帳簿価額 100 の土地が売却可能資産となりました。売却可能価額は 80 と評価されました。N+1 年度に再評価を行った結果、90 と評価されました。

ア 有形固定資産から売却可能資産への振替

- B / S - - B / S -
(借方) 売却可能資産 100 (貸方) 有形固定資産 100

イ 売却可能資産の評価

- N W M - - B / S -
(借方) 資産評価替えによる変動額 20 (貸方) 売却可能資産 20

ウ N+1 年度の再評価

ワークシートの入力にあたっての留意事項

売却可能資産明細表（平成21年度）

土地

所在地	地目	面積(m ²)	単価(円)	取得年度	取得価額(千円)	売却可能価額(千円)	差引評価差額(千円)	帳簿価額(前年次貸借対照表計上額)(千円)	当年度増減分(資産評価差額)(千円)
					0	0	0	0	0
					0	0	0	0	0
					0	0	0	0	0
					0	0	0	0	0
合計	-	0	-	-	0	0	0	0	0

【BSへ】

建物(取得価額が判明しているもの)

名称	所在地	基床面積(m ²)	用途	構造	取得年度	取得価額(千円)	耐用年数	経過年数	デフレータ	売却可能資産へ科 目変更時の有形 固定資産価額(千円)	売却可能価額(千円)	差引評価差額(千円)	帳簿価額(前年次貸借 対照表計上額)(千円)	当年度増減分(資産評価差額)(千円)	財産のうち開業場 駐合等
						0				0	0	0	0	0	0
						0				0	0	0	0	0	0
						0				0	0	0	0	0	0
						0				0	0	0	0	0	0

ワークシート【売却可能資産】にある「売却可能資産明細表」に必要なデータを入力することにより、「売却可能資産」が算出され、貸借対照表に反映されます。

資産評価手引において、売却可能資産が建物及びその敷地の場合には、「これらを一体で評価をすることが望ましいですが、実務上対応が困難な場合には、土地、建物を別個のものとして取り扱うこととされています。

ワークシートには、一体で評価する場合と別々に評価する場合の表が用意されていますので、資産の状況に応じて活用してください。なお、別々に評価する場合の表は、基準モデル固定資産評価要領を想定したものとしています。不動産鑑定評価の数値を用いる場合は、計算式にかかわらず、売却可能額の列に直接数値を入力してください。土地、建物以外の資産を売却可能資産としている場合は、適宜表を追加して対応してください。

なお、ワークシート【売却可能資産】への入力にあたっては以下の点に注意願います。

本年度新たに有形固定資産から売却可能資産へ科目を変更した場合には、「売却可能資産へ科目変更時の有形固定資産価額」に本年度有形固定資産計上額(昨年度有形固定資産計上額から減価償却を行った額)を入力するとともに、「帳簿価額(前年度貸借対照表計上額)」にも同額を入力してください。

- 昭和43年以前に取得された資産については、取得価額及びその財源内訳が把握できる、もしくは合理的に算定できる場合を除き、「土地」「土地・建物一体で評価する資産」の「取得価額」及び、「建物」の「売却可能資産へ科目変更時の有形固定資産価額」には「0」を入力してください。

注記及び附属明細表

会計方針	採用した「売却可能資産の範囲」と「売却可能価額の算定方法(路線価や資産税評価額等を基礎とした場合は、その基準日を含む)」
注記事項	一
附属明細表	売却可能資産明細(別表 2-3) 固定資産の段階的整備の状況(別表 2-11)

[参照/引用元]

実 252

売却可能資産の範囲については、段階的に売却可能資産の対象を広げていくことが認められていることから、団体間の比較を可能にするため、会計方針の注記を行います。

売却可能価額の算定方法についても、各団体により採用する土地の価格指標や不動産鑑定の実施の有無が異なることが想定されますので、団体間の比較を可能とするため、会計方針の注記を行います。

また、段階的整備を行った場合には、その手順や範囲について附属明細表で開示することで、年度間比較を可能とする必要があります。

2. 投資等

投資等は、投資及び出資金、貸付金、基金等に分類されます。

(1) 投資及び出資金

- ① 投資及び出資金
- ② 投資損失引当金

定義

「投資及び出資金」とは、債券及び株式の取得に要する額並びに公益法人の定款もしくは寄付行為に係る出えん金等をいいます。

投資及び出資金の範囲には、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち他会計において資本金等として計上されているもの及び地方独立行政法人等に対して行っている現物出資のうち地方独立行政法人等において資本金等として計上されているものも含まれます。なお、出えん金についても、「投資及び出資金」に計上し、出えん先は公益法人であるか営利法人であるかを問いません。

「投資損失引当金」とは、連結対象会計・団体・法人(以下「連結対象団体」という。)への投資及び出資金に係る実質価額が著しく低下した場合に、その低下に相当する額を当該連結対象団体への投資及び出資額から減額するために「投資及び

実 258

実 259

Q&A22

出資金」の控除項目として計上されるものをいいます。

[参照/引用元]

評価

a. 市場価格のある有価証券

市場価格のある有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、時価と取得原価の差額は原則として資産評価差額として純資産の部に計上します。

ここで時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価格をいいます。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価格を公正な評価額とします。

実 254

b. その他市場価格のない投資及び出資金

市場価格のある有価証券以外の投資及び出資金は、原則として、取得原価をもって貸借対照表価額とします。

実 253

c. 時価が著しく下落した場合

市場価格のある有価証券について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、時価と取得原価との差額は純資産変動計算書の臨時損益項目として「投資損失」の科目をもって計上し、当該時価を翌期首の取得原価とします。なお、時価が取得原価に比して30%以上下落した場合には、著しく低下したものとみなします。

実 255

市場価格のない投資及び出資金については、当該団体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、実質価額と取得原価との差額を純資産変動計算書の臨時損益項目として「投資損失」の科目をもって計上し、当該実質価額を翌期首の取得原価とします。ただし、市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体及び会計に対する投資及び出資金については、「投資損失」と同額を貸借対照表の資産の部に「投資損失引当金」として計上します。なお、実質価額が30%以上低下した場合には、著しく低下したものとみなします。

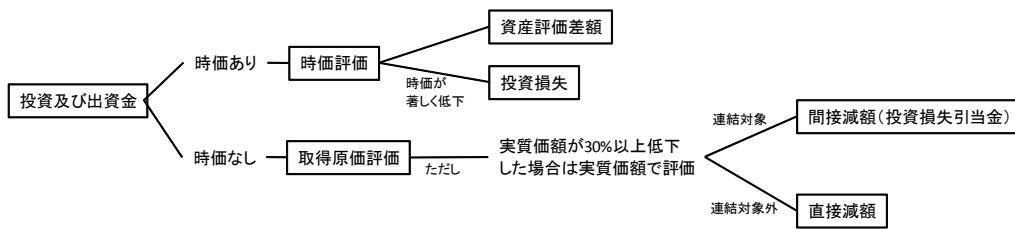
実 256

実質価額は、当該会計もしくは法人の資産合計額から負債合計額を控除した額に、当該団体の出資割合を乗じたものとします。なお、資産合計額から負債合計額を控除した額がマイナスとなる場合は、実質価額はゼロとします。

実 260

実 257

[参照/引用元]



解説

投資及び出資金について、市場価格のある有価証券については時価で評価し、市場価格のない投資及び出資金についても、実質価額が著しく低下した場合には実質価額で評価することが求められています。

これは、地方公共団体の財務状況を適切に開示するという趣旨から地方公共団体が保有する資産について公正な評価額で評価することを目的としています。なお、市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対する投資及び出資金については、実質価額が著しく低下した場合であっても、地方公共団体からの補助金等の財政支援により実質価額の回復可能性が認められるとも考えられますが、健全性の観点から将来実質価額の回復しないリスクに備えて投資損失引当金を計上することとされています。

なお、貸借対照表の表示方法は、市場価格のない投資及び出資金について、実質価額が著しく低下したと認められる場合には実質価額をもって貸借対照表に計上しますが、当該投資及び出資金が連結対象団体に対するものか否かで貸借対照表の資産の部への表示方法が異なります。

a. 連結対象団体以外への「投資及び出資金」の場合

取得原価と実質価額との差額を純資産変動計算書の「投資損失」に計上し、当年度以降は、当年度末の実質価額により評価した金額を取得原価とみなします。すなわち、評価損を取得原価から直接控除します。

b. 連結対象団体への「投資及び出資金」の場合

取得原価と実質価額との差額を純資産変動計算書の「投資損失」に計上し、同額を貸借対照表の「投資損失引当金」に計上します。「投資及び出資金」を直接控除するのではなく、「投資損失引当金」という控除項目を設定し間接的に控除します。連結対象団体について間接控除するのは、業績悪化の第三セクター等があることを貸借対照表の開示対象者に端的に示すことにより、各地方公共団体に業績悪化の第三セクター等の早期改革を促す効果をもたらすものと考えられるからです。

また実質価額の算定は、公営事業会計、一部事務組合、広域連合又は地方独立行政法人に対する出資金については、実際に廃止等を予定している公営事業会

Q&A71

実 261

計等に対するものについて実質価額を算定します。ただし、公営事業会計、地方三公社等のうち非永続的な事業を行うものに対する出資金については、廃止を予定していない場合であっても、保有資産の基準日における再調達価額又は売却可能価額による評価等を行い、実質価額を算定します。なお、現時点では宅地造成事業会計や土地開発公社が実施する開発分譲等の自主事業が該当すると想定されます。

地方三公社のうち、解散を予定している地方道路公社又は土地開発公社に対する出資金については、基準日における資産の時価総額等に基づき実質価額を算定します。

地方住宅供給公社又は第三セクター等に対する出資金については、解散を予定しない場合であっても、経済環境等により廃止・清算されることもあり得ることから、基準日における資産の時価総額等に基づき実質価額を算定します。

[参照/引用元]

実 262

実 263

実 264

複式仕訳

例) A団体に対して、N・2年度に出資金を100拠出しましたが、N年度末の実質価額が取得原価に対し40%下落しました。

ア 投資及び出資時

-	B	/	S	-
(借方)			(貸方)	
		投資及び出資金	100	

-	C	/	F	-
(貸方)			(借方)	
		投資及び出資金	100	

イ 期末評価時(実質価額が著しく低下した場合)

● 連結対象団体の場合

-	N W M	-	B	/	S	-
(借方)			(貸方)			
		投資損失	40			

貸借対照表(抜粋)		
...		
2 投資等		
(1) 投資及び出資金		
	①投資及び出資金	100
	②投資損失引当金	△ 40
	投資及び出資金計	60
	...	

● 連結対象団体以外の場合

-	N W M	-	B	/	S	-
(借方)			(貸方)			
		投資損失	40			

[参照/引用元]

貸借対照表(抜粋)	
...	
2 投資等	
(1) 投資及び出資金	60
①投資及び出資金	60
②投資損失引当金	
投資及び出資金計	60
...	

ワークシートの入力にあたっての留意事項

投資及び出資金明細表

時価のあるもの							(単位：千円)
銘柄名	株数・口数など (A)	時価単価 (円) (B)	時価評価額 (千円) (C) = (A) × (B)	取得単価 (円) (D)	取得価額 (千円) (E) = (A) × (D)	うち評価差額 (千円)	投資損失
			0		0	0	0
			0		0	0	0
			0		0	0	0
合計	—	—	0	—	0	0	0

時価のないもののうち連結対象団体に対するもの							(単位：千円)
出資(出捐)先名	帳簿価額 (A)	出資(出捐)割合 (%) (B)	出資(出捐)先の純資産額 (C)	実質価額 (D) = (B) × (C)	投資損失引当金 (D < A の場合) (D) - (A)	(参考)財産に関する調書記載額	
				0	0	0	
				0	0	0	
				0	0	0	
合計	0	—		0	0	0	

時価のないもののうち連結対象団体以外に対するもの							(単位：千円)
出資(出捐)先名	帳簿価額 (A)	出資(出捐)割合 (%) (B)	出資(出捐)先の純資産額 (C)	実質価額(千円) (D) = (B) × (C)	投資損失 (D) - (A)	(参考)財産に関する調書記載額	
				0	0	0	
				0	0	0	
				0	0	0	
合計	0	—		0	0	0	

ワークシート【投資及び出資金】にある「投資及び出資金明細表」に、必要なデータを入力することにより「投資及び出資金」及び「投資損失引当金」が算出され、貸借対照表に反映されます。投資及び出資金は、原則として N 年度末残高(決算統計 30 表 16 行(11)列)に、他会計に対する負担金や補助金として処理されているものうち他会計において資本金等として計上しているものの額及び地方独立行政法人に行っている現物出資のうち地方独立行政法人において資本金等として計上されている額を加えた額としますが、以下の【留意事項】のように、市場価格のある有価証券については時価で評価し、市場価格のない有価証券については実質価額が著しく低下した場合に実質価額で評価します。

入力に当たっては、時価のあるものと時価のないものに区分し、時価のないものについてはさらに連結対象団体に対するものとそれ以外のものに区分します。

【留意事項】**[参照/引用元]****a. 市場価格のあるもの**

時価単価：東京証券取引所ホームページ等の情報により、N年度末時点の終値を入力してください。

b. 市場価格のないもののうち連結対象団体に対するもの

出資(出捐)割合：(出資口数／出資団体の全出資口数)を算出し、入力してください。

出資(出捐)先の純資産額：N年度末時点の出資(出捐)先の貸借対照表の資産合計額から負債合計額を控除した額(マイナスになるときはゼロ)を入力してください。

※ 当該会計もしくは法人の資産合計額および負債合計額の算定にあたっては、連結のための所要の修正・組替を行ったのちの額で算定してください。

(例：引当金の計上、投資及び出資金の時価評価)

※ 公営事業会計、一部事務組合、広域連合又は地方独立行政法人に対する出資金については、原則として実際に廃止等を予定しているものについてのみ実質価額を算定します。ただし、公営事業会計のうち非永続的な事業を行うものに対する出資金については、廃止を予定しない場合であっても、保有資産の基準日における再調達価額又は売却可能価額による評価を行い、実質価額を算定してください。

投資損失引当金：実質価額が取得原価に対して30%以上下落した場合に計上します。

c. 市場価格のないもののうち連結対象団体以外に対するもの

出資(出捐)割合：(出資口数／出資団体の全出資口数)を算出し、入力してください。

出資(出捐)先の純資産額：N年度末時点の出資(出捐)先の貸借対照表の資産合計額から負債合計額を控除した額(マイナスになるときはゼロ)を入力してください。

※当該法人の資産合計額および負債合計額の算定にあたっては、連結のための所要の修正・組替を行ったのちの額で算定してください。

(例：引当金の計上、投資及び出資金の時価評価)

投資損失：実質価額が取得原価に対して30%以上下落した場合に計上します。

実 257

実 261

実 262

注記及び附属明細表

会計方針	投資損失引当金の計上方法 具体的には、投資損失引当金の対象となった投資及び出資金に係る出資先の名称、投資損失引当金を計上することとなった原因、投資損失引当金の算定方法等を注記することが想定されます。
注記事項	—
附属明細表	投資及び出資金明細表(別表 2-4)

[参照/引用元]

実 265

(2) 貸付金

貸付金、長期延滞債権、未収金、回収不能見込額の四つの勘定科目は債権関係として共通しているため、ここでまとめて記載します。

定義

貸付金とは、金銭消費貸借契約に基づく債権のうち、回収期日が到来していないもの(元金収入を調定していないもの)で、長期延滞債権に該当しないものをいいます。

長期延滞債権とは、財務書類作成団体が保有する債権のうち、当年度末日現在で回収期限から1年以上経過している債権が存在する債務者に対するすべての債権をいいます。

未収金とは、財務書類作成団体が保有する債権のうち、当年度末日現在で回収期限から1年未満の債権で、長期延滞債権に該当しないものをいいます。

回収不能見込額とは、財務書類作成団体が保有する債権のうち、将来の回収が見込まれない金額のことをいいます。

評価

債権はいずれも債権額から回収不能見込額を控除した回収可能額により評価します。回収不能見込額の算定方法は以下のとおりです。

a. 貸付金に係る回収不能見込額

解散を予定している地方道路公社又は土地開発公社に対する貸付金、及び地方住宅供給公社又は第三セクター等に対する貸付金については、個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定します。

貸付金元本の償還が減免される可能性のある貸付金については、相手先別に回収可能性を判断し、規則や要綱等で減免することが定められている場合にはその額、また過去に減免実績がある貸付制度であればその減免実績率など、合理的

実 266～269

実 282,283

実 298,299

実 300

実 286

実 287

実 288

に回収不能見込額を算定します。

上記以外の貸付金であっても、債務者が免責決定を受けた場合や債務者の居所が不明であり実質的に全額が回収不能と見込まれるものがあり、かつ不納欠損処理が行われていない場合には、債権額の全額を回収不能見込額として計上するなど、原則として相手先別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定します。

住宅新築資金貸付金など、同種の貸付制度で小口多数の相手先に貸し付けているものは、個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定することが効率的でない場合があります。このような場合は、同種の債権ごとに過去の回収不能実績率等の合理的な基準で回収不能見込額を算定します。

b. 長期延滞債権に係る回収不能見込額

一定額(例えば1件当たり100万円)以上の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定します。例えば、消滅時効の期限が到来しているもの、債務者の居所が不明のものなどについては債権額の100%などとします。

一定額未満の債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定します。例えば、過去5年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を用いるなどとします。

c. 未収金に係る回収不能見込額

一定額未満の長期延滞債権に係る回収不能見込額の算定と同様に、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定します。例えば、過去5年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を用いるなどとします。

解説

貸借対照表に計上される貸付金は、決算統計上の貸付金期末残高から貸付金元金収入未済額で調定年度が当年度のもの(貸借対照表上未収金に計上されるもの)と調定年度が過年度のもの(貸借対照表上、長期延滞債権に計上されるもの)を控除した金額となります。

また、他会計に対する繰出金として決算統計上処理されている貸付金がある場合や、他会計からの繰入金として決算統計上処理されている貸付金の元金償還額がある場合には、貸付金の元金の調整が必要となります。

貸付金の回収不能見込額の算定は、原則として相手先別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定することになります。ただし、同種の貸付制度で小口多数の相手先に貸し付けているもののように、個別に回収可能性を判断することが非効率

[参照/引用元]

実 289

実 290

実 291

実 292

実 302

であるものについては、同種の債権ごとに過去の回収不能実績率等の合理的な基準で回収不能見込額を算定します。

長期延滞債権に計上される項目は、収入未済額のうち当初調定年度が過年度のものが該当します。このため債権の種類に関係なく、当初の調定年度が過年度のものは、すべて長期延滞債権に計上します。また、長期延滞債権の債務者に対するすべての債権を長期延滞債権勘定に計上します。

この取扱は、地方公共団体が保有する債権のうち、滞納が長期にわたる可能性のある債権(不良債権)がどの程度存在するかを明確にし、債権者としての地方公共団体が同一債務者に対する債権回収を効率的・効果的に行うことを促すために行われるものです。

また、長期延滞債権で金額が一定以上のものについては、債務者との頻繁な交渉を行っていることが多く、その管理も厳密に行うべき債権であるため、原則として個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定します。

長期延滞債権のうち金額が一定額未満(実務研報告書第291段では100万円と設定)のものについては、個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定することが非効率となる場合があります。このような場合には、当該債権の過去5年間の不納欠損実績率の平均値を債権期末残高に乗じて回収不能見込額を算定します。

未収金は地方税に関する未収金とその他の債権に対する未収金とに区分して計上します。未収金に計上する金額は、収入未済額のうち現年調定分のみとなります。

未収金に係る回収不能見込額は、当年度に調定した地方税や使用料などの収入未済額について、翌年度以降に回収不能と見込まれる額です。未収金に係る翌年度の収入額は滞納繰越収入額となるため、長期延滞債権の回収不能見込額を算定する際に用いた回収不能実績率と同率を使用して算定してもよいと考えられます。

債権は将来の収入をもたらすものとして資産に計上されているものですが、将来の収入を見込めない回収不能見込額は控除することとなります。

複式仕訳

例) A団体に対して、N-1年度期首に現金を100貸し付けました。返済はN-1年度から毎年度20ずつ5年間で実施される予定でした。

N-1年度末において、返済予定であった20が収入未済となりました。

N年度末において、N-1年度末に返済予定であった20は依然として返済されず、さらにN年度末に返済予定であった20が収入未済となっています。

ア 貸付時(N-1 年度期首)

[参照/引用元]

- B / S - - C / F -
(借方)貸付金 100 (貸方)貸付金 100

イ N-1 年度末の処理

- B / S - - B / S -
(借方)未収金 20 (貸方)貸付金 20

貸借対照表 抜粋		
2	投資等	
	(2) 貸付金	80
	(4) 長期延滞債権	
	(5) 回収不能見込額	
	投資等合計	80
3	流動資産	
	(2) 未収金	
	①地方税	
	②その他	20
	③回収不能見込額	
	未収金計	20

ウ N 年度末の処理

N 年度末においても、N-1 年度末に返済予定であった 20 が返済されていないため、A 団体に対する貸付金 100(N-1 年度貸借対照表上貸付金に 80、未収金に 20 計上されている債権)はすべて長期延滞債権に計上されます。

- B / S - - B / S -
(借方)長期延滞債権 100 (貸方)貸付金 80

- B / S -
未収金 20

貸借対照表 抜粋		
2	投資等	
	(2) 貸付金	
	(4) 長期延滞債権	100
	(5) 回収不能見込額	
	投資等合計	100

工 債権の評価

[参照/引用元]

さらに、A 団体に対する貸付金 100 に係る長期延滞債権に対して、回収可能性を判断した結果、全額について回収不能と見込まれる場合には、当該額を回収不能見込額として計上します。

P / L - B / S
 (借方)回収不能見込計上額 100 (貸方)回収不能見込額 100

貸借対照表 抜粋	
2 投資等	
(2) 貸付金	_____
(4) 長期延滞債権	100
(5) 回収不能見込額	△ 100
投資等合計	0

ワークシートの入力にあたっての留意事項

貸付金・未収金明細表（平成21年度）

(単位：千円、%)

相手先名または種別	貸借対照表価額	不納欠損率	回収不能見込額
【貸付金】			
第三セクター等			0
(株)〇〇			0
.....			0
その他の貸付金			0
〇〇貸付金			0
.....			0
小計	0	-	0
【市町村税等に関する未収金】			
固定資産税			0
.....			0
			0
小計	0	-	0
【その他の未収金】			
使用料・手数料			0
.....			0
小計	0	-	0

貸借対照表の貸付金には、N 年度末残高(決算統計 30 表 01 行(11)列)に、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち他会計において借入金として計上しているものの額(A)を加え、貸付金元金収入未済額(未収金及び長期

実 266～269

延滞債権に振り替えた額)及び他会計からの繰入金として決算統計上処理されているもののうち(A)の元金償還額に当たる額を控除した額を計上します。ワークシート【貸付金・未収金】に、歳入歳出決算書、決算統計等をもとに、貸付相手先又は種別ごとに必要なデータを入力し、決算統計データのN年度末残高に所要の加除を行った額と合致させてください。

なお、貸付金元金収入未済額のうちN年度調定分は未収金に、N-1年度調定分以前は長期延滞債権に振り替えます。

[参照/引用元]

注記及び附属明細表

実 285,301

会計方針	回収不能見込額の計上方法
注記事項	—
附属明細表	貸付金明細表(別表2-5) 長期延滞債権明細表(別表2-7) 未収金明細表(別表2-8)

回収不能見込額は各地方公共団体の見積りで計算される金額です。そのため、比較可能性を確保するために、各地方公共団体がどのように見積もって算定したのかを開示します。

(3) 基金等

基金等には、基金及び積立金が含まれます。

定義

基金とは地方自治法第241条の規定に基づき、地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。

退職手当組合積立金とは、退職手当組合が保有する資産のうち財務書類作成団体の持分相当額をいいます。

貸借対照表上、基金等は①退職手当目的基金、②その他特定目的基金、③土地開発基金、④その他定額運用基金、⑤退職手当組合積立金の五つに区分されます。

評価

a. 基金

基金は原則として各基金の当年度末残高で評価しますが、基金に含まれる土地

実 270

のうち、既に事業の用に供されているもの、及び、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外については、売却可能資産と同様に売却可能価額で評価します。

[参照/引用元]

また、基金に含まれる有価証券のうち、市場価格のある有価証券については時価で評価し、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上します。ただし、満期まで所有する意図をもって保有する債券については取得価額で評価できます。

実 271

普通会計内の会計に対する貸付金(いわゆる基金借入金)が基金残高に含まれている場合は、その金額を控除します。

実 272

b. 退職手当組合積立金

退職手当組合が保有する当年度末の資産について、加入団体ごとの持分相当額を計上します。

実 278

財務書類作成団体の持分相当額は、各加入団体の負担金累積額から退職金支給累積額を控除した額(以下「累積負担金残額」という。)に、積立金運用益相当額の各加入団体按分額を加算した額とします。積立金運用益相当額は、退職手当組合の当年度末積立金と当年度歳入歳出差引の合計額から、全団体の累積負担金残額を控除した額とし、各加入団体の累積負担金残額に応じて按分します。

実 279

実 280

上記計算の結果、持分相当額がマイナスとなる団体は、退職手当組合積立金は計上せず、マイナス額の絶対値を退職手当引当金に加算するものとします。

実 281

解説

基金については、各基金の積立の目的別に計上することになりますが、基金として保有している資産の種類や目的により評価方法が異なるため、最初に①未使用及び使途の決まっていない土地、②市場価格のある有価証券、③その他の三つに分類をすることが必要です。

貸借対照表の計上額は、基本的には当年度末時点の各基金(積立金)現在高ですが、以下の点に注意する必要があります。

地方公共団体の財務状況を適切に開示するという趣旨から、地方公共団体が保有する資産について公正な評価額で評価することを原則としています。このため、基金に含まれる土地のうち、既に事業の用に供されているもの、及び行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているもの以外については、売却可能資産と同様に売却可能価額で評価し、売却可能価額と帳簿価額との差額は純資産の部の資産評価差額に計上します。

実 270

基金に含まれる有価証券のうち、市場価格のある有価証券については時価で評価し、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上します。ただし、満期まで所有する意図をもって保有する債券については取得価額で評価できます。これは、満

実 271

期まで所有する意図をもって保有する債券で、予め償還日が定められており、かつ額面金額による償還が予定されている場合、満期までの間の金利変動による価格変動リスクを考慮する必要がないことから、取得原価をもって貸借対照表価額とすることが認められているためです。

普通会計内の会計に対する貸付金(いわゆる基金借入金)が基金残高に含まれている場合は、その金額を控除します。

退職手当目的基金は旧総務省方式においては、区分掲記せず特定目的基金として一括計上することとされていましたが、改訂モデルでは区分掲記されています。これは、団塊の世代の大量退職など今後生じると予想される退職手当の支払いに対する基金を各地方公共団体がどの程度確保しているかを情報として開示する必要性が増したこと、退職手当組合に加入している団体との比較可能性を考慮したためです。

なお、退職手当組合積立金算定の際に、持分相当額がマイナスになる場合は、退職手当組合からの受取超過が発生しており、将来追加で負担すべき退職手当組合負担金が存在していることを意味しているため、退職手当組合積立金は計上せず、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算する必要がある点にも留意が必要です。

複式仕訳

例) N 年度期首に土地開発基金 1,000 を保有しており、N 年度末に土地開発基金に 100 を繰り入れました。N 年度末に土地開発基金に含まれている土地のうち 500 が事業の用に供する見込みが認められず、売却可能資産と同様に評価されることになりました。当該土地の売却可能価額は 600 と見積もらいました。

ア 繰入時

- B / S -	- C / F -
(借方)土地開発基金 100	(貸方)基金積立額 100

イ 期末評価時

- B / S -	- N W M -
(借方)土地開発基金 100	(貸方)資産評価替えによる変動額 100

[参照/引用元]

実 272

実 281

貸借対照表 抜粋	
借方	貸方
[資産の部]	[純資産の部]
2 投資等	2 公共資産等整備一般財源等 1,100
(3) 基金等 ③土地開発基金 1,200	
投資等合計 1,200	4 資産評価差額 100

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

基金等明細表（平成21年度）

名 称	現金・預金	右以外の有価証券	有価証券				
			市場価格のある有価証券（満期保有目的のものを除く）				
			市場価格	取得価額	資産評価差額	帳簿価額 (昨年度貸借対照表 計上額)	当年度増減分 資産評価差額
【流動資産】							
財政調整基金		0			0		0
減債基金		0			0		0
【投資等】							
退職手当目的基金		0			0		0
その他特定目的基金		0			0		0
土地開発基金		0			0		0
その他定額運用基金		0			0		0
退職手当組合積立金		0			0		0

土地						その他	合計 (貸借対照表 額)	(参考)財産に関する 調書記載額
右以外の土地	現に事業の用に供しておらず、事業の用に供する見込みもない土地、及び行政財産として事業の用に供する見込みはあるものの時期が明らかにされていない土地							
	売却可能価額	取得価額	資産評価差額	帳簿価額 (昨年度貸借対照表 計上額)	当年度増減分 資産評価差額			
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	

TBSへ

ワークシート【基金等】に必要なデータを入力することにより基金等が算出され、貸借対照表に反映されます。

なお、基金に含まれる土地については、現に事業の用に供されているもの、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているものを除き、売却可能価額で評価し、取得原価との差額を資産評価差額に計上するとともに、帳簿価額(N-1 年度評価額)との差額を【純資産変動計算書】の「資産評価替えによる変動額」に計上してください。

[参照/引用元]

あわせて、基金に含まれる有価証券のうち市場価格のある有価証券については、時価による評価を行い、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上するとともに、時価と帳簿価額(N-1 年度評価額)との差額を【純資産変動計算書】の「資産評価替えによる変動額」に計上してください。ただし、満期まで所有する意図をもって保有する債券については取得価額で評価できます。

また、普通会計内の会計に対する貸付金が基金残高に含まれている場合には、当該金額を控除する必要がありますので、留意が必要です。

a. 退職手当目的基金

その他特定目的基金の N 年度末残高のうち、退職手当の支給に備えて積み立てている特定目的基金の N 年度末残高を入力してください。

退職手当目的基金：歳入歳出決算書・財産に関する調書をもとに、相当する金額を入力

b. その他特定目的基金

その他特定目的基金の N 年度末残高から、退職手当目的基金残高を控除した額を入力してください。

その他特定目的基金の N 年度末残高：決算統計 29 表 06 行(3)列－①退職手当目的基金

c. 土地開発基金

土地開発基金の N 年度末残高を入力してください。

土地開発基金の N 年度末残高：決算統計 29 表 06 行(5)列

d. その他定額運用基金

その他定額運用基金の N 年度末残高を入力してください。

その他定額運用基金の N 年度末残高：決算統計 29 表 06 行(6)列

e. 退職手当組合積立金

退職手当組合が保有する N 年度末の資産について、下記の算式により、加入団体ごとの持分相当額を入力してください。なお算式については、実務研報告書記載の説明より、連結手引(総論編 8 ページ)において修正が行われておりますので、注意願います。

【算式】

持分相当額 = 自団体の累計負担金残額(A) + 積立金運用益相当額(B)

[参照/引用元]

- (A): N 年度末までに退職手当組合に対して支出した負担金の合計額－N 年度
末までに退職手当組合から支給された退職手当の合計額
- (B): 退職手当組合全体の積立金運用益相当額(C)×組合解散時の残余財産
の構成団体間の配分方法による按分割合
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という。)の将来
負担比率の算定における退職手当組合積立額の算定方法)
- (C): 退職手当組合の N 年度末積立金－退職手当組合全体の累積負担金残額
なお、上記計算の結果、持分相当額がマイナスとなる場合は、退職手当組合積
立金は計上せず、マイナス額の絶対額を退職手当引当金に加算してください。
また、(B)について配分方法が確立されていない場合には、以下の算式により
(B)を求めることができます。
- (B): 退職手当組合全体の積立金運用益相当額(C)×(自団体の累積負担金残
高(A)÷退職手当組合全体の累積負担金残高(D))
(健全化法の将来負担比率の算定における退職手当組合積立額の簡便な算定
方法)

この際、自団体の累積負担金残額(A)がマイナスの団体のマイナス部分の額に
ついては、退職手当組合全体の累積負担金残額(D)に含めないものとし、あわせ
て同団体においては、積立金運用益相当額(B)を「0」で計上するものとしますので、
該当する団体及び該当する団体を構成団体の一とする退職手当組合に加入して
いる団体においては留意願います。

注記及び附属明細表

会計方針	－
注記事項	－
附属明細表	基金等明細表(別表 2-6)

(4) 長期延滞債権

[参照/引用元]

2 投資等 (2) 貸付金を参照してください。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

長期延滞債権明細表（平成21年度）

（単位：千円、%）

相手先名または種別	貸借対照表価額	不納欠損率	回収不能見込額
【貸付金】			
第三セクター等			0
(株)〇〇			0
.....			0
			0
その他の貸付金			
〇〇貸付金			0
.....			0
			0
【市町村税等に関する未収金】			
固定資産税			
.....			0
			0
【その他の未収金】			
使用料・手数料			0
.....			0
合計	0	-	0

ワークシート【長期延滞債権】に、歳入歳出決算書より必要なデータを入力することにより長期延滞債権額が算出され、【貸借対照表】の「長期延滞債権」に反映されます。収入未済額のうち、当初調定年度 N-1 年度以前のものを計上します（貸付金や未収金から長期延滞債権へ振り替えられたものも含まれます）。

(5) 回収不能見込額

2 投資等 (2) 貸付金を参照してください。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

回収不能見込額とは貸付金及び長期延滞債権のうち、翌年度以降に回収不能となることが見込まれる額のことです、ワークシート【貸付金・未収金】及び【長期延滞債権】から算出され、【貸借対照表】に反映されます。原則として、個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定します。

a. 貸付金に係る回収不能見込額

- ・地方道路公社及び土地開発公社に対する貸付金については、実際に解散を予定している場合に回収不能見込額を算定してください。
- ・地方住宅供給公社及び第三セクターに対する貸付金については、解散を予定しない場合であっても、基準日における資産の時価の総額等に基づき回収不能見込額を算定してください。
- ・その他の貸付金のうち、貸付金元本の償還が減免される可能性があるものについては、規則や要綱に基づく減免額、過去の減免実績等の合理的な基準により回収不能見込額を算定してください。
- ・上記以外のその他の貸付金については、原則として個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定してください(債務者が免責決定を受けているもの、債務者の居所が不明のものなどについては債権額の 100%とする、などの例が考えられます)。
- ・なお、多数の相手先に同種の貸付を行っているもののうち、一定額未満の貸付金については、不納欠損等の実績率を利用して算定する方法があります。

一定額未満の貸付金

$$\text{回収不能見込額} = \text{貸付金額} \times \text{不納欠損実績率}$$

$$\text{不納欠損実績率} = \frac{\text{過去 5 年間の不納欠損累計額}}{\text{過去 5 年間の貸付金残高}} \div \text{累計額}$$

b. 長期延滞債権に係る回収不能見込額

- ・一定額以上の債権については、個別に回収可能性を判断し回収不能見込額を算定してください。(消滅時効の期限が到来しているもの、債務者の居所が不明のものなどについては債権額の 100%とする、などの例が考えられます)。
- ・なお、一定額未満の債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて不納欠損等の実績率を利用して算定する方法があります。

一定額未満の長期延滞債権

$$\text{回収不能見込額} = \text{長期延滞債権額} \times \text{不納欠損実績率}$$

$$\text{不納欠損実績率} = \frac{\text{過去 5 年間の不納欠損累計額}}{(\text{過去 5 年間の滞納繰越収入額} + \text{過去 5 年間の不納欠損累計額})}$$

3. 流動資産

流動資産とは、現金および貸借対照表基準日の翌日から起算して 1 年以内に現金として回収される資産です。流動資産は、現金預金と未収金とで構成されます。

(1) 現金預金

①財政調整基金

②減債基金

③歳計現金

定義

現金預金は、①財政調整基金、②減債基金及び③歳計現金に分類されます。

財政調整基金及び減債基金は、地方自治法第 241 条の規定に基づき、条例の定めるところにより財政調整基金及び減債基金の名称で積み立てている基金をいいます。

歳計現金とは、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金をいいます。

評価

財政調整基金及び減債基金は、当年度末の残高を貸借対照表に計上します。

歳計現金は、当年度の歳入歳出差引額(形式収支)を計上します。

実 293,294

実 296

解説

財政調整基金及び減債基金は特定目的金ではあるものの、使途が比較的制限されておらず、容易に一般財源化して使用することが可能であるため、現金預金に分類しています。

また、歳計現金は当年度の歳入歳出差引額としており、したがって出納整理期間終了後の観念的な現金残高となっています。地方公共団体においては出納整理期間中に重要な財源収入があるなど、出納整理期間を含めた方が地方公共団体の財政状態をより適切に反映できると考えられることから、出納整理期間終了後の歳計現金残高を計上することとしています。

なお、歳計外現金(歳入歳出外現金)は最終的に地方公共団体に帰属するものではないため計上しないこととしていますが、当年度末日現在で重要な残高を保有している場合は、これを歳計外現金の科目を付して計上することとしています。

実 297

複式仕訳

例) 財政調整基金を 200 積み立てました。

- B / S -	- C / F -
(借方)財政調整基金 200	(貸方)基金積立額 200

例) 減債基金を 300 取り崩しました。

- C / F -	- B / S -
(借方)基金取崩額 300	(貸方)減債基金 300

ワークシートの入力にあたっての留意事項

a. 財政調整基金

ワークシート【基金等】にある「基金等明細表」に財政調整基金の N 年度末残高を入力してください。

なお、基金に含まれる土地については、現に事業の用に供されているもの、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているものを除き、売却可能価額で評価し、取得原価との差額を資産評価差額に計上するとともに、帳簿価額(N-1 年度評価額)との差額を【純資産変動計算書】の「資産評価替えによる変動額」に計上してください。

あわせて、基金に含まれる有価証券のうち市場価格のある有価証券については、時価による評価を行い、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上するとともに、時価と帳簿価額(N-1 年度評価額)との差額を【純資産変動計算書】の「資産評価替えによる変動額」に計上してください。ただし、満期まで所有する意図をもつて保有する債券については取得価額で評価できます。

また、普通会計内の会計に対する貸付金が基金残高に含まれている場合には、当該金額を控除する必要がありますので、留意が必要です。

財政調整基金の N 年度末残高：決算統計 29 表 06 行(1)列

実 293

実 270

実 271

実 272

b. 減債基金

ワークシート【基金等】にある「基金等明細表」に減債基金の N 年度末残高を入力してください。

決算統計データには、地方債の満期一括償還の財源に充てるための減債基金積立額が含まれていないため、当該金額を減債基金に加算するとともに、「負債の部_1 固定負債_(1)地方債」に加算してください。

なお、基金に含まれる土地については、現に事業の用に供されているもの、行政財産として事業の用に供する見込みが認められかつ時期が明らかにされているも

実 294

実 295

実 270

のを除き、売却可能価額で評価し、取得原価との差額を資産評価差額に計上するとともに、帳簿価額(N-1 年度評価額)との差額を【純資産変動計算書】の「資産評価替えによる変動額」に計上してください。

あわせて、基金に含まれる有価証券のうち市場価格のある有価証券については、時価による評価を行い、時価と取得原価との差額を資産評価差額に計上するとともに、時価と帳簿価額(N-1 年度評価額)との差額を【純資産変動計算書】の「資産評価替えによる変動額」に計上してください。ただし、満期まで所有する意図をもつて保有する債券については取得価額で評価できます。

また、普通会計内の会計に対する貸付金が基金残高に含まれている場合には、当該金額を控除する必要がありますので、留意が必要です。

減債基金の N 年度末残高：決算統計 29 表 06 行(2)列

基金等明細表（平成 21 年度）

名 称	現金・預金		有価証券				
			右以外の 有価証券	市場価格のある有価証券(満期保有目的のものを除く)			
				市場価格	取得価額	資産評価差額	帳簿価額 (昨年度貸借対照表 計上額)
【流動資産】							
財政調整基金		0				0	0
減債基金		0				0	0
【投資等】							
退職手当目的基金		0				0	0
その他特定目的基金		0				0	0
土地開発基金		0				0	0
その他定額運用基金		0				0	0
退職手当組合積立金		0				0	0

土地						(単位：千円)		
右以外の土地	現に事業の用に供しておらず、事業の用に供する見込みもない土地、及び行政財産として事業の用に供する見込みはあるものの時期が明らかにされていない土地					その他	合計 (貸借対照表価 額)	(参考)財産に関する 調書記載額
	売却可能価額	取得価額	資産評価差額	帳簿価額 (昨年度貸借対照表 計上額)	当年度増減分 資産評価差額			
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	
0			0		0		0	

↑BS^

c. 歳計現金

N 年度の歳入歳出差引を入力してください。

ただし、マイナスの場合は「0」としてください。

N 年度の歳入歳出差引：決算統計 02 表 01 行(3)列

[参照/引用元]

実 271

実 272

実 296

[参照/引用元]

(1) 現金預金

①財政調整基金	0
②減債基金	0
③歳計現金	
現金預金計	0

注記及び附属明細表

会計方針	—
注記事項	—
附属明細表	基金等明細表(別表 2-6)

(2) 未収金

2 投資等 (2) 貸付金を参照してください。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

a. 地方税

N 年度歳入歳出決算書における地方税の収入未済額から長期延滞債権振替額を除いた額を計上します。したがって、未収金に計上される金額は現年度調定分収入未済額だけになります。ワークシート【貸付金・未収金】の未収金のうち、地方税の合計が貸借対照表に反映されます。

b. その他

N 年度歳入歳出決算書の収入未済額のうち、地方税、国庫支出金、県支出金、地方債を除く合計額から長期延滞債権額を除いた額を計上します。ワークシート【貸付金・未収金】の未収金のうち、地方税の合計以外の合計が貸借対照表に反映されます。

c. 回収不能見込額

未収金のうち、回収不能となることが見込まれる額を計上します。ワークシート【貸付金・未収金】の未収金のうち、回収不能見込額が貸借対照表に反映されます。不納欠損率の算定にあたっては、長期延滞債権における不納欠損率算定に用いる式と同様の数式を使用しても良いものとされています。2 投資等 (2) 貸付金を参照してください。

【負債の部】

負債はその支払期限の長短で固定負債と流動負債に分類されます。すなわち、負債のうち、貸借対照表基準日の翌日から起算して1年を超えて支払期限が到来するものを固定負債といい、1年以内に支払期限が到来するものを流動負債といいます。

1. 固定負債

固定負債は、(1)地方債、(2)長期未払金、(3)退職手当引当金、(4)損失補償等引当金に分類されます。

(1) 地方債

定義

地方債とは、地方公共団体が資金調達のために行う債券の発行又は証書借入れによって負う金銭債務のうち、翌々年度以降償還予定額をいいます。

計上額の算定

地方債は額面により評価します。具体的には、当年度末残高から翌年度償還予定額を控除した額を計上します。なお、翌年度償還予定額は流動負債に計上します。

実 303

複式仕訳

例) 学校校舎を建設するためにN年度に地方債100を起債した。なお、当該地方債は後年度に一括償還する予定である。

ア 地方債起債時

- C / F -	- B / S -
(借方)地方債発行額 100	(貸方)地方債 100

イ 地方債償還時

- B / S -	- C / F -
(借方)翌年度償還予定地方債 100	(貸方)地方債償還額 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【貸借対照表】にある「地方債」に、N年度末地方債残高(決算統計33表54行(9)列)からN+1年度償還予定額(決算統計36表01行(8)列)を控除した額を計上してください。

実 303

なお、N 年度末地方債残高(決算統計 33 表 54 行(9)列)には地方債の満期一括償還の財源に充てるための減債基金積立額が含まれていないため、当該金額のうち N+1 年度償還予定の額を除いた額を加算する必要があります。

[参照/引用元]
実 304

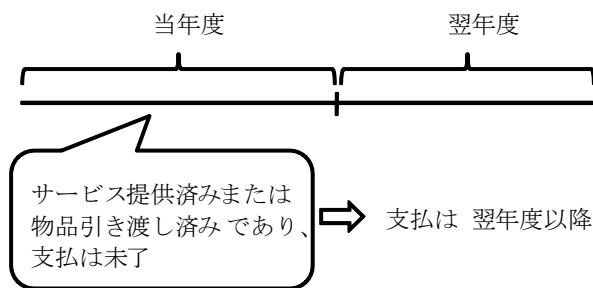
注記及び附属明細表

会計方針	—
注記事項	—
附属明細表	地方債等明細表(別表 5-7)

(2) 長期末払金

定義

長期末払金とは、特定の契約等により既に確定している債務のうち、未だその支払が完了していないもので、その支払期限が貸借対照表基準日の翌日から起算して 1 年超のものをいいます。



長期末払金はその性質により、「物件の購入等」、「債務保証又は損失補償」、「その他」に分類されます。

計上額の算定

特定の契約等により法的あるいは実質的に確定した債務額のうち、翌々年度以降に支出することが予定される金額を計上します。なお、地方債と同様、翌年度の支払予定額は流動負債の未払金に計上します。

解説

貸借対照表に長期末払金あるいは未払金として計上するものは確定債務に限定されます。

例えば、「物件の購入等」に係る長期末払金あるいは未払金として計上するものとして、割賦払いにより購入した用地取得費の未払金があります。当該用地について既に引き渡しを受けている場合、相手方は既に契約上の債務を履行していますので、

実 307
実 308
実 309
Q&A9-8

[参照/引用元]

代金を支払う法的な債務を負っており、負債として計上する必要があります。このほか、事業が完了した国営土地改良事業に関する負担金の未払分や、立て替え施行(いわゆる 5 省協定)にもとづき地方公共団体が整備する施設等に関する費用で、工事が完了しているものに対する未払分なども、負債として計上する必要があります。なお、法的な確定債務のみならず、PFI やファイナンス・リース契約に係る債務など経済的実態として実質的に確定している債務も含みます。

一方、工事契約を取り交わしているものの工事が完了していない場合は、相手方は契約上の債務を履行していませんので、代金を支払う法的な債務は負っておらず、負債を計上する必要はありません。また、「債務保証または損失補償」に係る長期未払金あるいは未払金として計上するものとしては、債務保証または損失補償先が破綻し、債務保証または損失補償に伴う債務が法的に確定した場合が挙げられます。これについても単に債務保証または損失補償を行っているだけでは、確定債務には当たりませんので、負債を計上する必要はありません。

債務負担行為のうち、貸借対照表の負債に計上していないものについては、別途注記することとされています。

複式仕訳

例) N 年度に PFI の手法により、学校 100 を建設しました。なお、N 年度中に物件の引き渡しは完了していません。支払は N+2 年度の予定です。

B / S
(借方)有形固定資産 100 (貸方)長期未払金 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

債務負担行為明細表（平成 21 年度）

(単位 : 千円)

相手先名	物件の購入等			債務保証			損失補償			その他		
	長期未払金	N+1年度 支出予定分	貸借対照表合計 (契約債務-尚未償還)	長期未払金	N+1年度 支出予定分	貸借対照表合計 (契約債務-尚未償還)	長期未払金	N+1年度 支出予定分	貸借対照表合計 (契約債務-尚未償還)	長期未払金	N+1年度 支出予定分	貸借対照表合計 (契約債務-尚未償還)
地方独立行政法人												
○○大学												
.....												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方公社												
○○土地開発公社												
.....												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第三セクター等												
(株)○○清掃サービス												
.....												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同発行地方債												
○○市												
.....												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の団体												
(株)○○												
.....												
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ワークシート【債務負担行為】にある「債務負担行為明細表」の「長期未払金」に必

必要な数値を入力します。具体的には下記の方法によります。 [参照/引用元]

a. 物件の購入等

N+1年度以降の支出予定額(決算統計37表01行(2)列)のうち、PFI等の手法により整備した有形固定資産については、物件の引き渡しの有無にかかわらず、N+2年度以降の支出予定額を入力してください。ワークシート【債務負担行為】の「物件の購入等」のうち「長期未払金」が【貸借対照表】に反映されます。PFI等の手法により整備された有形固定資産については、有形固定資産へ計上する必要があります。

将来取得が予定されている再取得用地は、資産計上されていないため、取得にかかる負債は未払金ではなく注記として集計します。ただし、すでに土地を再取得し、支払だけが残っている場合は、その分を長期未払金又は未払金に集計します。

なお、未払金に対応する資産がある場合は、資産の計上を忘れないように注意してください。

b. 債務保証又は損失補償

債務負担行為のうち、債務保証又は損失補償契約に基づく債務の履行を求められ、法的に支払が確定したものを計上します。N+1年度以降の支出予定額(決算統計37表15行(2)列)のうち、N+2年度以降の支出予定額を入力してください。ワークシート【債務負担行為】の、「債務保証」及び「損失補償」のうち「長期未払金」が【貸借対照表】に反映されます。

なお、債務保証又は損失補償の対象債務残高には、債務保証又は損失補償の対象となっている債務の年度末時点での残高を入力してください。

実 307

c. その他

N年度末までに物件の引き渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、N+1年度以降支出予定額(決算統計37表31行(2)列)のうち、N+2年度以降支出予定額を入力してください。

なお、その他実質的な債務負担に係るものでN年度末までに物件の引き渡しもしくはサービスの提供が行われているものについて、N+1年度以降支出予定額(決算統計37表40行(2)列)のうち、N+2年度以降の支出予定額については、その内容により上記aからcのいずれかに含めるものとします。

実 308

実 309

注記及び附属明細表

会計方針	—
注記事項	債務負担行為のうち、貸借対照表の長期未払金、未払金及び損失補償等引当金に計上されない金額を注記します。
附属明細表	債務負担行為明細表(2-9)

[参照/引用元]

実 343～349

(3) 退職手当引当金

定義

退職手当引当金とは、将来支給すべき退職手当のうち、当年度末までに発生した額をいいます。

計上額の算定

当年度末に特別職を含む全職員(当年度末退職者を除く)が普通退職した場合の退職手当支給見込額から、翌年度支払予定退職手当の額を除いた額を計上します。

退職手当引当金は、原則として一人ごとの積み上げ方式により算定することとします。ただし、作業負担等の観点から実務上困難な場合は、推計値によることがあります。

推計方法の例としては、以下の 1 及び 2 の合算金額とする方法が考えられます。

1. 基本額に係るもの

勤続年数ごと(職員数 × 平均俸給月額 × 退職手当の支給率)の合算

2. 調整額に係るもの

① 当年度末日における職員全員(当年度末日に退職した職員を除き、各団体において普通会計がその退職手当を負担することとしている職員に限る)について、各団体の条例等において定められた調整額に係る職員の区分別・勤続年数別に把握します。

② 次のイ及びロに掲げる額を合計した額を、簡便的に「調整額」に係る退職手当引当金計上額とします。

イ 勤続年数が 25 年以上の職員にあっては、該当区分の調整月額に 50 を、当該区分より 1 号低い区分の調整月額に 10 をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ロ 勤続年数が 10 年以上 24 年以下の職員にあっては、該当区分の調整月額に 50 を、当該区分より 1 号低い区分の調整月額に 10 をそれぞれ乗じて得た額との合算額に二分の一を乗じて得た額

実 310

実 311

実 312

解説

退職手当は、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に職員に支給される手当です。この退職手当は、職員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払い的性格を有するものと考えることができます。

このように考えると、退職手当は勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生すると捉えることができ、地方公共団体が将来職員に支給すべき退職手当の支払義務は労働という役務の提供を受けた時点ですでに発生していると考えます。

当該義務は確定した債務ではありませんが、①将来の費用又は損失であって、②その発生が当期以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ、④その金額を合理的に見積ることが可能であるものについては、引当金として貸借対照表の負債に計上することとしています（企業会計原則注解18 参照）。

当該退職手当の支払義務は①職員の退職以後に支給されるものであり、②すでに行われた職員の労働の提供に対して支払われ、③規程等に従って支給されることからその発生の可能性が高く、かつ、④規程に示された算式から金額を合理的に見積ることが可能であることから、貸借対照表に計上される引当金の要件を満たしているといえます。

複式仕訳

例) N年度に職員が退職したため、退職手当80を支給しました。なお、N-1年度末の退職手当引当金は200であり、N年度末の退職手当引当金に計上すべき額は250とします。

ア 退職手当支給時

- B / S -	- C / F -
(借方)退職手当引当金 80	(貸方)人件費 80

イ 退職手当引当金計上時

- P / L -	- B / S -
(借方)退職手当引当金繰入等 130	(貸方)退職手当引当金 130

算式：N年度末退職手当引当金 250 – (N-1年度末退職手当引当金 200 – N年度退職手当支給 80) = 130

ワークシートの入力にあたっての留意事項

[参照/引用元]

退職手当引当金計算表（平成21年度）

(単位：千円)

(地方公共団体財政健全化法 様式4⑤A中 「一般職に属する職員」及び 「特別職に属する職員」の合算額)	(地方公共団体財政健全化法 様式4⑤A中「将来負担額」)	支払予定退職手当総額	翌年度支払予定退職手当額 (退職手当組合に加入している 団体は計上の必要なし)	差引額 (貸借対照表の負債の部 (3)退職手当引当金)
		0		0

ワークシート【退職手当引当金】にある「退職手当引当金計算表」に、N年度末に特別職を含む全職員(N年度末退職者を除く)が自己都合退職した場合等の退職手当支給見込額から、N+1年度支払予定退職手当の額を除いた額を入力してください。

退職手当引当金にかかる「調整額」については、実務研究会報告書の記述にかわらず、健全化法の算定基準によることとされています。「健全化判断比率に関する算定」上の数値を用いる場合には、様式4⑤A中の「一般職に属する職員」と「特別職に属する職員」の合算額)を用いてワークシート【退職手当引当金】に数値を入力してください。

注記及び附属明細表

会計方針	退職手当引当金の計上方法
注記事項	—
附属明細表	—

実314

退職手当引当金の計上方法は、原則として一人ごとの積み上げ方式により算定しますが、実務上の便宜から推計値により算定することも認められます。

このように、団体間で退職手当引当金の算定方法が異なることから、団体間の比較を可能とするために会計方針の注記を行います。

(4) 損失補償等引当金

定義

損失補償等引当金とは、第三セクター等に係る損失補償債務であって、履行額が確定していないもののうち、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものをいいます。

Q&A9-3

Q&A9-5

[参照/引用元]

計上額の算定

損失補償債務に計上する額は、健全化法施行規則第12条第5号に基づく、「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(平成20年総務省告示第242号)」によります。

解説

損失補償契約等に係る将来の損失であって、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能であるものについては、(3)退職手当引当金で説明した引当金の要件を満たすため、貸借対照表の負債の部に損失補償等引当金として計上します。ここで、健全化法における将来負担額に算入される損失保証債務等は引当金の要件を満たすものと考えられることから、これを損失補償等引当金として計上することとしています。ただし、第三セクター等の財政状態、経営成績及び損失補償契約の背景から引当金の計上が不要と判断した場合には、当該第三セクター等の名称、出資割合等を注記することとします。

なお、損失補償契約に基づき履行すべき額が確定したもの(確定債務)については、貸借対照表の長期未払金あるいは未払金に計上します。また、履行すべき額が確定していない損失補償債務のうち、損失補償等引当金に計上した額以外については、注記することとなります。(【注記】2 債務負担行為 2)を参照してください。)

複式仕訳

例) A団体に対する損失補償 100について、損失補償等引当金を計上します。

N	W	M	-	B	/	S	-
(借方)損失補償等引当金繰入等100				(貸方)損失補償等引当金100			

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【損失補償等引当金】にある「損失補償等引当金明細表」に、必要な数値を入力します。なお、本引当金として計上されるべきものには次のものがあります。

- ・履行すべき額が確定していない第三セクター等の損失補償債務のうち、健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額。「健全化判断比率に関する算定」上の数値を用いる場合は、「総括表④ 将来負担比率の状況(H21)」中の「設立法人の負債額等負担見込額(第三セクター等)」を用いて入力してください。
- ・健全化法上、将来負担比率の算定に含めた土地開発公社及び地方道路公社に関する将来負担額について、「健全化判断比率に関する算定」上の数値を用いる場合は、「総括表④ 将来負担比率の状況(H21)」中の「設立法人の負債額等負担見込額(地方道路公社／土地開発公社)」を用いて入力してください。

Q&A9-5

注記及び附属明細表

[参照/引用元]

会計方針	—
注記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表に計上した額を除く損失補償債務額 ・健全化法において、将来負担額として算定された損失補償債務のうち、引当金計上を行わなかった場合には、その内容(法人の名称、出資割合、損失補償限度額及びそのうち健全化法の将来負担比率の算定上将来負担とした額など)
附属明細表	損失補償等引当金明細表

実 344～346

Q&A9-6

(5) その他

ワークシートの入力にあたっての留意事項

重要な歳計外現金がある場合は、そのN+2年度以降の支出予定額について、当該負債を示す名称を付した科目をもって「負債の部_1 固定負債」に計上してください。なおこの際には、「資産の部」においても、「2 投資等」に「歳計外現金」等の科目を設け資産計上を行う必要があります。

また、他会計借入金など将来の現金支出を伴うもののうちN+2年度以降の支出予定額については、当該負債を示す名称を付した科目をもって「負債の部_1 固定負債」に計上してください。

2. 流動負債

流動負債とは、負債のうち、その支払期限が貸借対照表基準日の翌日から起算して1年内に到来するものをいいます。

(1) 翌年度償還予定地方債

定義

翌年度償還予定地方債とは、地方公共団体が資金調達のために行う債券の発行又は証書借入れによって負う金銭債務のうち、約定により翌年度に償還するが予定されているものをいいます。

計上額の算定

地方債の翌年度償還予定額を計上します。なお、翌年度償還予定額は約定によって判断します。したがって、契約上翌年度に償還額がある場合は、借り換えを予定している場合であっても翌年度償還予定額に含めます。一方、翌年度繰上償還を予定している場合であっても、契約上の翌年度償還額のみを翌年度償還予定額に計

実 317

実 318

上します。

[参照/引用元]

解説

1 固定負債 (1)地方債を参照してください。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【貸借対照表】にある「翌年度償還予定地方債」に、N+1 年度償還予定額(決算統計 36 表 01 行(8)列)を計上してください。

実 317

なお、N+1 年度償還予定額に当たるか否かは契約上の返済日に基づいて判断しますので、決算統計に記載された金額にかかわらず、例えば N+1 年度に借り換えが予定されている地方債は翌年度償還予定地方債に含め、一方で N+1 年度繰上償還が予定されている地方債は固定負債の地方債に含めるものとします。なお、これらの金額が重要である場合は、その金額を注記してください。

実 318

また、地方債の N+1 年度償還予定額(36 表 01 行(8)列)には、地方債の満期一括償還の財源に充てるための減債基金積立額が含まれていないため、その金額のうち N+1 年度償還予定額を加算する必要があります。

実 319

注記及び附属明細表

会計方針	—
注記事項	<ul style="list-style-type: none">・N+1 年度に借り換えが予定されている地方債の金額が重要な場合はその金額・翌年度繰上償還が予定されている地方債の金額が重要な場合はその金額
附属明細表	地方債等明細表(別表 5-7)

実 305

(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)

定義

短期借入金(翌年度繰上充用金)とは、歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てた額をいいます。

実 320

計上額の算定

短期借入金に計上する額は、翌年度繰上充用金の額を計上します。

解説

「翌年度繰上充用金」は当年度の歳入が歳出に不足するため、翌年度の歳入を

繰り上げて当年度の歳入に充てるもので、「短期借入金」とは通常、銀行からの借入金を意味しますが、ここでの「短期借入金」は「翌年度繰上充用金」を指しており、金銭消費契約を締結してなされる資金の借入とは異なります。

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【貸借対照表】の「短期借入金(翌年度繰上充用金)」に、決算統計 02 表 01 行(3)列の金額がマイナスの場合はその絶対額を入力します。

実 320

なお、決算統計 02 表 01 行(3)列の金額がプラスの場合は「短期借入金(翌年度繰上充用金)」に 0 を入力し、「歳計現金」にその絶対額を入力します。

実 296

ワークシート【貸借対照表】の「短期借入金(翌年度繰上充用金)」に金額が計上される場合は、ワークシート【貸借対照表】の「歳計現金」は 0 となることに注意してください。

注記及び附属明細表

会計方針	—
注記事項	—
附属明細表	—

(3) 未払金

定義

計上額の算定

4 固定負債 (2)長期未払金を参照してください。

複式仕訳

例) N 年度に PFI の手法により、学校 100 を建設しました。なお、N 年度中に物件の引き渡しは完了していません。支払は N+2 年度の予定とします。

ア 建設時

- B / S - - B / S -
(借方)有形固定資産 100 (貸方)長期未払金 100

イ N+1 年度末

N+2 年度に支出されるため、N+1 年度末に流動負債に振替えます。

- B / S - - B / S -
(借方)長期未払金 100 (貸方)未払金 100

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

債務負担行為明細表（平成21年度）

(単位：千円)

相手先名	物件の購入等		債務保証		損失補償		その他	
	N+1年度 支出予定分	契約引当額合計上 (契約債務-現金債務)	N+1年度 支出予定分	契約引当額合計上 (契約債務-現金債務)	N+1年度 支出予定分	契約引当額合計上 (契約債務-現金債務)	N+1年度 支出予定分	契約引当額合計上 (契約債務-現金債務)
地方独立行政法人 ○○大学	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
地方三公社 ○○土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
第三セクター等 (株)○○清掃サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
共同実行地方債 ○○市	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の団体 ○○(株)	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

ワークシート【債務負担行為】にある「債務負担行為明細表」の「物件の購入等」、「債務保証」、「損失補償」及び「その他」のうち、「N+1 年度支出予定分」が貸借対照表に反映されます。

なお、PFI 等の手法により整備した有形固定資産については、物件の引き渡しの有無にかかわらず、N+1 年度支出予定額及びその他の債務負担行為のうち既に債務が発生していると認められるものに係る N+1 年度支出予定額をワークシート【債務負担行為】に入力してください。

実 321

注記及び附属明細表

会計方針	—
注記事項	—
附属明細表	債務負担行為明細表(2-9)

(4) 翌年度支払予定退職手当

定義

翌年度支払予定退職手当とは、翌年度に支払うことが予定されている退職手当の額をいいます。

計上額の算定

翌年度支払予定退職手当の金額の見積りについては、翌年度の当初予算計上額等の合理的な予測に基づいて行います。

[参照/引用元]

実 322

解説

基準モデル及び民間企業会計では、退職金に係る債務の翌年度支払予定額を流動負債に区分する処理は行いません。しかしながら改訂モデルでは、地方債と同様に翌年度に支出が見込まれる額を流動負債として区分することは有用であること、地方公共団体においては予算等により翌年度支払うべき退職手当の額がほぼ確実に見込まれることから、翌年度支払予定退職手当を流動負債に区分計上することとしています。

複式仕訳

例) N 年度に翌年度支払予定の退職手当 100 を翌年度支払予定退職手当に振替えました。

- B / S - - B / S -
(借方)退職手当引当金 100 (貸方)翌年度支払予定退職手当 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

退職手当引当金計算表（平成 21 年度）

（単位：千円）

(地方公共団体財政健全化法 様式4⑤A中 「一般職に属する職員」及び 「特別職に属する職員」の合算値)	(地方公共団体財政健全化法 様式4⑤A中「将来負担額」)	支払予定退職手当総額	翌年度支払予定退職手当額 (退職手当組合に加入している 団体は計上の必要なし)	差引額 (貸借対照表の負債の部 (3)退職手当引当金)
		0		0

N+1 年度に支払うことが予定されている退職手当の額を入力してください。金額の見積は、N+1 年度の当初予算計上額等合理的な予測に基づいて行ってください。ワークシート【退職手当引当】にある「退職手当引当金計算表」に必要なデータを入力することにより「翌年度支払予定退職手当」が算出され、【貸借対照表】に反映されます。

退職手当組合に加入している団体は、ワークシート【退職手当引当金】の「翌年度支払予定退職手当額」への入力は必要ありません。

詳細は、4 固定負債 (3) 退職手当引当金を参照してください。

実 322

注記及び附属明細表

[参照/引用元]

4 固定負債 (3)退職手当引当金を参照してください。

(5) 賞与引当金

定義

賞与引当金とは、翌年度に支払われる予定の期末・勤勉手当のうち、当年度負担相当額をいいます。

計上額の算定

翌年度に支払われる期末・勤勉手当のうち、当年度負担相当額を計上します。

実 324

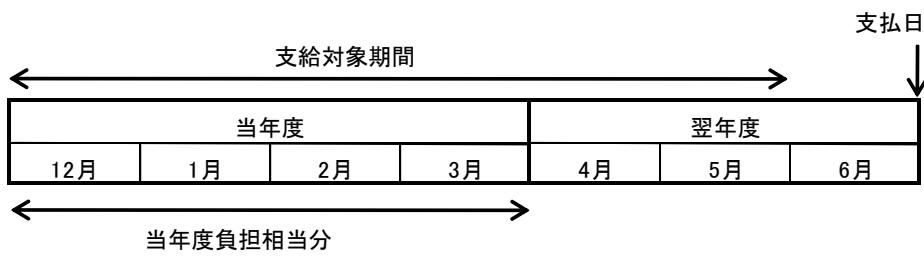
解説

賞与引当金は、実際の期末・勤勉手当の支給が翌年度であったとしても、その発生原因(職員等による労働サービスの提供)は当年度中に発生していると考え、その発生額を認識しようというものです。

例えば、12月から5月を支給対象期間として6月に期末手当及び勤勉手当が支払われる場合は、翌年度の6月に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当のうち、6分の4を計上します。

なお、特別職や議員に対して期末手当等を支給している場合は、特別職や議員に対するものを含むことに留意してください。

実 325



複式仕訳

例) N+1 年度の 6 月に期末・勤勉手当を総額で 120 支給する予定です。なお、6 月支給予定の期末手当・勤勉手当の支給対象期間は N 年 12 月から N+1 年の 5 月までの 6 カ月間です。

- P / L - - B / S -
(借方) 賞与引当金繰入額 80 (貸方) 賞与引当金 80

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【貸借対照表】の「賞与引当金」に、N+1 年度に支払うことが予定される期末手当及び勤勉手当のうち、N 年度負担相当額を計上します。例えば、12 月から 5 月までを支給対象期間として 6 月に期末手当及び勤勉手当が支払われる場合は、N+1 年度の 6 月に支払うことが予定される期末手当及び勤勉手当のうち、6 分の 4 を計上します(解説を参照)。なお、特別職や議員に対して期末手当等を支給している場合は、特別職や議員に対するものを含むことに留意してください。

実 323

実 324

実 325

注記及び附属明細表

会計方針	—
注記事項	—
附属明細表	—

(6) その他

ワークシートの入力にあたっての留意事項

重要な歳計外現金がある場合は、その N+1 年度支出予定額について、当該負債を示す名称を付した科目をもって「負債の部_2 流動負債」に計上してください。なおこの際には、「資産の部」においても、「3 流動資産」に「歳計外現金」等の科目を設け資産計上を行う必要があります。

実 327

また、他会計借入金など将来の現金支出を伴うもののうち N+1 年度支出予定額については、当該負債を示す名称を付した科目をもって「負債の部_2 流動負債」に計上してください。

実 326

【純資産の部】

1. 公共資産等整備国県補助金等

定義

公共資産等整備国県補助金等とは、公共資産等の資産形成に充てられた国庫支出金及び都道府県支出金などの財源をいいます。

公共資産等とは、特定の行政目的に1年以上拘束され、あるいは拘束される予定である資産であり、具体的には、公共資産及び投資等(ただし公共資産等整備に充當されないことが明らかな基金等を除く)の合計額をいいます。

計上額の算定

公共資産等整備国県補助金等は、資産に計上されている公共資産等に充てられた国庫支出金及び都道府県支出金の現在高を計上します。

具体的には、昭和44年度から当年度までの普通建設事業費(他団体等に対する補助金を除く)に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額と、貸付金など普通建設事業費以外の資産形成に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額との合計額です。

なお、現在高の算定にあたっては、償却資産に充てられた国庫支出金及び都道府県支出金は償却を行った後の金額を計上し、既に除売却されている公共資産や回収されている投資等に係る国庫支出金及び都道府県支出金は除きます。

実 328

実 329

解説

純資産の部は、資産の部と負債の部の差額であり、以下の四項目で構成されています。

- ・公共資産等整備国県補助金等
- ・公共資産等整備一般財源等
- ・その他一般財源等
- ・資産評価差額

公共資産等整備のために充てられた財源は、財源が国や都道府県の補助金か否かによって、公共資産等整備国県補助金等と公共資産等整備一般財源等に分けられます。また、公共資産等以外に充てられている財源は、その他一般財源等として表わされます。

旧総務省方式では、純資産の部に相当する部分は「正味資産の部」とされ、「国庫支出金」、「都道府県支出金」及び「一般財源等」に区分されていました。しかし、こ

のような区分では実際には資金が公共資産等に投下され将来の事業費や地方債償還などに使用することができない状態であるにもかかわらず、その実態が分かりにくいという面がありました。このため、資金の拘束された状態を明らかにするため、公共資産等に充てられた財源を「公共資産等整備国県補助金等」及び「公共資産等一般財源等」として、公共資産等に充てられていない他の財源を「その他一般財源等」としました。

なお、公共資産等へ充てられた財源が公共資産等整備国県補助金等と公共資産等一般財源等に分けられている理由は、貸借対照表に計上された公共資産等に対する財源のうち国や都道府県からの補助金がどの程度充てられているかを明らかにするためです。

また、改訂モデルでは、時価評価を行う資産項目があります。このため、時価評価をした資産の帳簿価額(時価評価前)と時価評価額との差額を計上するための科目として資産評価差額という科目を設けています。

公共資産等のうち建物等の償却資産に充てられた国庫支出金及び都道府県支出金は、償却資産の減価とともにその財源も減少していると考え、償却を行った後の金額(未償却残高)を算出し、土地等の非償却資産に充てられた国庫支出金及び都道府県支出金と合算して計上します。

複式仕訳

例) 公公用建物を建設し、工事代金 100 を支払いました。耐用年数は 20 年とします。

また、工事代金 100 のうち、財源は地方債 30、国庫支出金 50、税収 20 とします。

ア 建設時

100 支払って公用建物を建設していますので、貸借対照表の資産の部の有形固定資産が 100 増加します。

- B / S -	- C / F -
(借方) 有形固定資産 100	(貸方) 公共資産等整備支出 100

国庫支出金 50 は受け入れ時に純資産変動計算書の補助金等受入へ計上します。

- C / F -
(借方) 国県補助金等 50

- N -	- W -	- M -
(貸方) 補助金等受入(公共資産等整備国県補助金等) 50		

税収などの一般財源等を公共資産等の整備に充当した場合は、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ科目を振り替えます。

[参照/引用元]

N W M
(借方)公共資産整備への財源投入(その他一般財源等) 20

N W M
(貸方)公共資産整備への財源投入(公共資産等整備一般財源等) 20

以上の結果、期末の貸借対照表の負債の部には地方債が 30、純資産の部には公共資産等整備国県補助金等が 50、公共資産等整備一般財源等が 20 計上されます。

イ 翌年度以降決算時

公用建物の建設に要した金額に対して耐用年数 20 年で除した額を減価償却費として計上します。

P / L B / S
(借方)減価償却費 5 (貸方)有形固定資産 5

公用建物に充てた財源についても耐用年数 20 年で除した額を算出し、財源の振替を行います。

N W M
(借方)減価償却による財源増(公共資産等整備国県補助金等) 2.5

N W M
減価償却による財源増(公共資産等整備一般財源等) 2.5

N W M
(貸方)減価償却による財源増(その他一般財源等) 5

翌年度末の貸借対照表の資産の部には有形固定資産が 95、負債の部には地方債が 30、純資産の部には公共資産等整備国県補助金等が 47.5、公共資産等整備一般財源等が 17.5 計上されます。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額と、貸付金など普通建設事業費以外の資産形成に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額との合計額を計上します。ただし、普通建設事業費のうち他団体等に対する補助金は除きます。

なお、普通建設事業費(用地取得費を除く)に充てられた国庫支出金及び県支出金は償却を行うものとします。

また、売却可能資産等が除売却され、当該資産が公共施設等整備国県補助金等を財源としている場合には、当該財源となっている額を控除してください。

ワークシート「H21(2009)～S44(1969)」(年度別有形固定資産集計表)に LG—

実 328

実 329

WAN の決算統計データを貼り付けることにより、ワークシート【国・県支出金償却計算表】及び【国・県支出金算出表】に反映され、さらに【貸借対照表】にも反映されます。

[参照/引用元]

他団体等に対する補助金については、ワークシート上で各年度のその団体と補助金の歳出額の比率で自動的に按分計算されます。そのため、他団体等に対する補助金に対する国県補助金等を個別に算定して反映させる場合は、「H21(2009)～S44(1969)」のうち「償却対象国庫支出金」及び「償却対象県支出金」の金額を計算式にかかわらず個別に修正してください。

2. 公共資産等整備一般財源等

定義

公共資産等整備一般財源等とは、資産の部に計上されている公共資産等の財源のうち、国庫支出金、都道府県支出金、地方債、未払金以外のものをいいます。

実 331

計上額の算定

公共資産等整備一般財源等は、公共資産等に充てられた地方債や未払金などの負債項目、国庫支出金や都道府県支出金及び資産評価差額を控除した額を計上します。なお、控除する地方債には、災害復旧事業債、退職手当債、他団体等に対する補助金に充てられた地方債など、公共資産等の財源にならないものは含めません。また、減税補てん債、臨時財政対策債は公共資産等に充てられた金額が明らかではないため、その全額を含めないものとします。

実 332

なお、他団体等に対する補助金に充てられた地方債の金額が不明な場合は、合理的に推計するものとします。推計方法については、実務研報告書を参照してください。

実 333

解説

公共資産等整備一般財源等は、公共資産等の取得に充てた財源のうち、国や都道府県からの補助金部分以外の財源を充てた部分をいいます。

基本的な考え方は、「1. 公共資産等整備国県補助金等」と同様です。

複式仕訳

1. 公共資産等国県補助金等を参照してください。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【貸借対照表】の「公共資産等整備一般財源等」に、以下の算式により算出された額を計上します。

【算式】

$$\text{公共資産等整備一般財源等} = \text{公共資産合計} + \text{投資等合計} (\text{ただし、退職手当目的基金など公共資産等の整備に充当されないことが明らかな特定目的基金及び退職手当組合積立金は除く}) - (\text{地方債(※)} + \text{翌年度償還予定地方債}) - \text{長期未払金のうち物件の購入等に属するもの} - \text{未払金のうち物件の購入等に係るもの} - \text{公共資産等整備国県補助金等} - \text{資産評価差額}$$

※ 災害復旧事業債、退職手当債、他団体等に対する補助金に充てられた地方債、減税補てん債、臨時財政対策債は含めません。

なお、他団体に対する補助金に充てられた地方債の金額が不明な場合は、合理的に推計するものとします。推計方法については、実務研報告書第 333 段を参照してください。

また、売却可能資産等が除売却され、当該資産が公共施設等整備一般財源等を財源としている場合には、当該財源となっている額を控除してください。

実 331

実 332

実 333

実 334

3. その他一般財源等

定義

その他一般財源等とは、純資産のうち、公共資産等整備国県補助金等及び公共資産等整備一般財源等、資産評価差額以外のものをいいます。

計上額の算定

その他一般財源等は、純資産合計からその他一般財源等以外の純資産項目を控除して算定します。

解説

基本的な考え方は、1. 公共資産等整備国県補助金等と同様です。

[参照/引用元]

公共資産等整備補助金等や公共資産等整備一般財源等は、既に公共資産等に投下された財源として拘束されており、基本的に将来の行政サービスや地方債の償還の財源として使うことはできません。一方、その他一般財源等は公共資産等のような資産に長期間投下されている状態ではないため、将来自由に使用できる財源であるといえます。

その他一般財源等がマイナスの場合は、将来財源が補てんされない限り、自由に使用できる財源が不足していると見ることができます。

なお、その他一般財源等は、多くの地方公共団体ではマイナスになると考えられます。これは、臨時財政対策債や退職手当引当金などの資産形成を伴わない負債が存在するためです。

複式仕訳

1 公共資産等国県補助金等を参照してください。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【貸借対照表】の「その他一般財源等」に、以下の算式により算出された額を計上します。

【算式】

$$\text{その他一般財源等} = \text{資産合計} - \text{負債合計} - \text{その他一般財源等以外の純資産合計}$$

実 334

4. 資産評価差額

定義

資産評価差額とは、資産の貸借対照表計上額と取得価額との差額をいいます。

解説

売却可能資産や投資及び出資金などで時価評価する必要がある項目は、時価評価した後、帳簿価額と時価評価額との差額が生じます。当該差額は、純資産変動計算書へ計上することにより期末の貸借対照表の純資産の部における資産評価差額に含まれることになります。

また、無償で資産を受贈した場合、当該資産の評価額をもって貸借対照表に計上しますが、取得価額はゼロのため、当該資産の評価額に相当する金額を資産評価差額に計上することになります。

実 335

複式仕訳

例) 公公用土地を使用しなくなったことから処分する方針を決定しました。当該土地の帳簿価額は 100、時価評価額は 120 とします。

- B / S -
(借方) 売却可能資産 120 (貸方) 有形固定資産 100

- N W M -
資産評価替えによる変動額 20

従来、有形固定資産として計上していた土地を処分することとしていますので、処分方針を決定した期に有形固定資産から売却可能資産へ振り替えます。帳簿価額と時価評価額の差額は資産評価差額として純資産変動計算書へ計上します。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【貸借対照表】の「資産評価差額」に、以下の額の合計額を計上します。

- ・ 売却可能資産の評価額と科目変更時の有形固定資産価額との差額(A)
- ・ 有形固定資産を再調達価額で評価しなおした場合の、帳簿価額との差額(B)
- ・ 寄附等により無償で資産を受贈した場合の当該資産に係る評価額 (C)
- ・ 市場価格のある有価証券の時価評価額と取得原価との差額 (D)
- ・ 基金のうち、売却可能価額による評価が求められる土地の、売却可能価額と取得原価との差額 (E)
- ・ 基金のうち、満期保有目的以外の時価のある有価証券の、時価評価額と取得原価との差額 (F)

実 335

(A) : ワークシート【売却可能資産】各表の、「差引評価差額_合計」の合計額

(B)+(C) : ワークシート【有形固定資産明細表】の、「貸借対照表計上額_うち
資産評価差額_合計」の額

(D) : ワークシート【投資及び出資金】の、「時価のあるもの_評価差額_合計」

(E) : ワークシート【基金等】の、「土地_売却可能資産の土地_資産評価差額
の合計額

(F) : ワークシート【基金等】の、「有価証券_市場価格のある有価証券_資産
評価差額」の合計額

【注記】

注記とは、財務書類の本文の補足情報のことです。すなわち、住民をはじめとする情報利用者に対して、財務書類に付随する情報を、補足的に説明するものをいいます。

1-1. 他団体及び民間への支出金により形成された資産

定義

他団体及び民間への支出金により形成された資産とは、他団体及び民間に対する補助金・負担金等の支出という形態により、他団体及び民間を通じて形成された公共資産の現在高をいいます。

計上額の算定

他団体及び民間への支出金により形成された資産は、他団体等に対して支出してきた補助金・負担金等のうち、他団体側で資産計上するにあたって財源として充当された額の現在高を計上します。

具体的には、昭和 44 年度から当年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の額を計上します。

なお、用地取得費以外は償却計算を行うものとし、用地取得費が不明な場合は、用地取得費がゼロであるものとします。

実 336～338

解説

他団体等に対して補助金・負担金等を支出して資産整備をしている場合、自団体では資産は計上されません。しかしながら、実施主体の違いはあるものの、政策目的をもって社会資本整備を行っていることには違いは無く、他団体等に対する補助金・負担金等による社会資本整備の状況を明らかにすることは有用と考えられます。また、自団体で行うか他団体等で行うかによって資産計上される主体が異なると、団体間の比較可能性が確保されません。そこで、他団体及び民間に対する補助金・負担金等の支出という形態により、他団体及び民間を通じて形成された公共資産の現在高を、行政目的別に注記することとしています。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシートへの計上額は、昭和 44 年から N 年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額とします。

実 336

用地取得費以外は償却計算を行うものとし、用地取得費が不明な場合は、用地

実 337

取得費がゼロであるものとします。

償却計算の方法、耐用年数等については、有形固定資産と同様とします。

※ ワークシート【有形固定資産明細表】、【減価償却計算表】、【国・県支出金償却計算表】、「H21(2009)～S44(1969)」(年度別有形固定資産集計表)を参考に、補助金・負担金等にかかる明細表、減価償却計算表、集計表を作成し、リンクさせることにより、「注記_1 他団体及び民間への支出金により形成された資産」に反映させることも可能です。

ワークシート「H21(2009)～S44(1969)」(年度別有形固定資産集計表)に他団体等への支出金により形成された資産額を計算する欄を加え、また、算出表及び償却計算表のシートを新たに加えることで、簡便的に算出することができると考えられます。

[参照/引用元]

実 338

1-2. 上の支出金に充当された財源

定義

上の支出金に充当された財源とは、他団体及び民間への支出金に充当した財源の現在高をいいます。財源は国県補助金等、地方債及び一般財源等に区分します。

計上額の算定

a. 国県補助金等

他団体及び民間への支出金に充当された国庫支出金及び県支出金の現在高を計上します。償却資産に充てられたことが明らかな国庫支出金及び県支出金は償却を行います。

実 339～342

b. 地方債

他団体及び民間への支出金に充当された地方債の現在高を計上します。

c. 一般財源等

他団体及び民間への支出金に充当された一般財源等の現在高を計上します。

解説

「上の支出金に充当された財源」は、「1-1 他団体及び民間への支出金により形成された資産」について、支出する際に自団体側でどのような財源が充当されたかを明らかにするため注記するものです。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシートには、以下の額を計上します。

a. 国県補助金等

昭和44年度からN年度までの普通建設事業費のうち他団体等に対する補助金・負担金等に充てられた国庫支出金及び県支出金の累計額を入力してください。

用地取得費に充てられたことが明らかな国庫支出金及び県支出金以外は、償却を行うものとします。

なお、注記1-1「他団体及び民間への支出金により形成された資産」と同様の考え方でシートを追加することも可能です。具体的には、「国・県支出金償却計算表」と同様の表「国・県補助金用の償却計算表」を追加し、算出された数値を「国・県支出金算出表」と同様の考え方で用いることが考えられます。

b. 地方債

公共資産等整備一般財源等の計上において算定された他団体公共資産整備財源分の地方債残高を入力してください。

c. 一般財源等

以下の算式により算出された額を入力してください。

【算式】

一般財源等 = 他団体及び民間への支出金により形成された資産計－国県補助金等(①)－地方債(②)

実 339

実 340

実 341

2. 債務負担行為に関する情報

定義

債務負担行為に関する情報とは、地方公共団体が次年度以降に支出する予定である債務負担行為に係る注記をいい、以下の三項目に分類されます。

- 物件の購入等
- 債務保証又は損失補償
- その他

計上額の算定

債務負担行為に関する情報は、項目ごとに以下のように算定します。

	[参照/引用元]
a. 物件の購入等	実 343
翌年度以降の支出予定額のうち、貸借対照表に計上したもの以外の金額を計上します。	
b. 債務保証又は損失補償	実 344
個々の債務保証又は損失補償ごとに、債務保証の対象となる債務残高もしくは損失補償の範囲の額を算定し、それらを合算した金額を計上します。ただし、貸借対照表に計上したものは除きます。	
また、共同発行地方債に係るものについては、その金額を内書きとして計上します。	実 345
土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等に係るもの(もしくはその他実質的な債務負担に係るもの)と債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件の購入等に係るものとして計上します。債務保証又は損失補償の金額が物件の購入等に係るものとの金額を超過する場合は、その超過額を、債務保証又は損失補償として計上します。	実 346
c. その他	実 347
翌年度以降の支出予定額のうち、貸借対照表に計上したもの以外の金額を計上します。	
なお、その他実質的な債務負担に係るもの翌年度以降支出予定額のうち、貸借対照表に計上したもの以外については、その内容により、上記aからcのいずれかに含めます。	実 348

解説

債務負担行為に関する情報として注記する債務負担行為は、貸借対照表へ計上した長期未払金、未払金及び損失補償等引当金以外の金額をいいます。

すなわち、既に物件の引渡しを受けたもの等に関する長期未払金・未払金や、将来発生する可能性の高い費用であり、その金額を合理的に見積もることができる引当金については、貸借対照表に負債として計上されます。

一方で、これら以外の債務負担行為(例:履行額が未確定で健全化法上の将来負担として算定されていない債務など)は、貸借対照表には計上されませんが、地方公共団体の将来の財務状況を理解する上で、重要な情報といえます。このため、債務負担行為のうち、長期未払金、未払金及び引当金以外の金額を、補足情報として注記します。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

[参照/引用元]

ワークシートには、以下の額を計上します。

a. 物件の購入等

N+1年度以降の支出予定額のうち、貸借対照表に計上したもの以外の金額を入力します。N+1年度以降に購入する物件等の支払や土地開発公社の先行取得土地の買戻し等にかかる債務負担行為は貸借対照表に計上せず、契約債務として注記します。

物件の購入等に係るN+1年度以降の支出予定額:決算統計37表01行(2)列

実 343

b. 債務保証又は損失補償

個々の債務保証又は損失補償ごとに、債務保証の対象となる債務残高もしくは損失補償の範囲の額を算定し、それらを合算した金額を入力します。ただし、貸借対照表の負債の部(2)②「債務保証又は損失補償」及び(4)「損失補償等引当金」に計上したもの(債務保証契約又は損失補償契約に基づき、当該団体が債務の履行を求められ、その金額が確定したもの及び損失補償等引当金として計上したもの)以外となります。金額が確定したもの及び引当金として計上したものがない場合は、決算統計37表15行(1)列の数値を入力しますが、金額が確定したもの及び損失補償等引当金として計上したものがある場合は、これらを決算統計37表15行(1)列の数値から控除します。

「(うち共同発行地方債にかかるもの)」については、その金額を内書きとして計上してください。

実 344

土地開発公社の先行取得土地に係る債務負担行為が、物件の購入等に係るもの(もしくはその他実質的な債務負担に係るもの)と債務保証又は損失補償に係るものとの双方に計上されている場合は、物件の購入等に係るものとして計上してください。

実 345

債務保証又は損失補償の金額が物件の購入等に係るものとの金額を超過する場合は、その超過額を、債務保証又は損失補償として計上してください。

実 346

c. その他

N+1年度以降の支出予定額(決算統計37表31行(2)列)のうち、貸借対照表に計上したもの以外の金額を入力します。

実 347

なお、その他実質的な債務負担に係るものN+1年度以降支出予定額(決算統計37表40行(2)列)のうち、貸借対照表に計上したもの以外については、その内容により、上記①から③のいずれかに含めます。

実 348

債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書(ワークシート【債務負担行為】)に記

実 349

載するものとします。

[参照/引用元]

3. 地方債残高のうち地方交付税の算定の基礎に含まれる金額

定義

地方債残高のうち地方交付税の算定の基礎に含まれる金額とは、貸借対照表に計上された地方債残高のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれる金額をいいます。

計上額の算定

当年度末の地方債残高のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計します。交付税措置地方債については、健全化法第2条第1項第4号ルの算定した額のうち、地方債の償還に係る額を用いることができます。

なお、不交付団体など、将来的に普通交付税の交付が見込まれない団体においては、その旨を記載し、金額の注記を省略することができます。

実 350
Q&A76

解説

地方債残高のうち、地方交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれる金額は、地方公共団体の将来の財務状況を理解する上で、非常に重要な情報となりますので、補足情報として注記します。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N年度末の地方債残高のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額を推計し、その金額を注記してください。

なお、不交付団体など、将来的に普通交付税の交付が見込まれない団体においては、その旨を記載し、金額の注記を省略することができます。

「健全化判断比率に関する算定」上の数値を用いる場合は、「4⑩表 基準財政需要額算入見込額・総括表(市町村分)」合計から、公営事業分及び広域連合・一部事務組合分を除いた分を記載してください。

実 350
Q&A76

4. 普通会計の将来負担に関する情報

[参照/引用元]

定義

普通会計の将来負担に関する情報とは、健全化法に基づく将来負担額等に係る注記をいい、以下の二項目に分類されます。

- 普通会計の将来負担
- 基金等将来負担軽減資産

Q&A9-10

計上額の算定

普通会計の将来負担に関する情報は、項目ごとに以下のように算定します。

a. 普通会計の将来負担

健全化法第2条第4号に定める「地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額」を計上します。また、注記にあたっては、イからチの各数値もあわせて記載します。

実 351

b. 基金等将来負担軽減資産

健全化法第2条第4号に定める「リからルまでに掲げる額の合算額」を計上します。また、注記にあたっては、リからルの各数値もあわせて記載します。

実 352

解説

健全化法に基づき算定される将来負担額には、貸借対照表の負債として計上されるものが含まれます。このため、貸借対照表への計上額と将来負担額との関連性を明らかにするため、将来負担について、貸借対照表に計上した金額や偶発債務等の金額を内訳として注記します。

また、当該将来負担を軽減させる資産についても合わせて注記することとしています。

なお、健全化法における「一般会計等」は、地方公共団体によっては普通会計と異なる場合がありますが、普通会計の貸借対照表における注記には、同法において算定した一般会計等にかかる将来負担を記載することとしています。

Q&A77

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシートには、以下の額を計上します。

a. 普通会計の将来負担

健全化法における「一般会計等」は、地方公共団体によっては普通会計と異なる

実 351

[参照/引用元]

場合がありますが、普通会計の貸借対照表における注記には、同法において算定した一般会計等にかかる将来負担を記載することとしています。具体的には、同法第2条第4号に定める「イからチまでに掲げる額の合算額」とします。

注記には、イからチの各数値も併せて記載するとともに、負債計上((翌年度償還予定)地方債・(長期)未払金・引当金)及び注記(契約債務・偶発債務)を内訳として記載してください。

【負債計上、注記の内訳記載の事例】

第三セクター等債務負担見込額の場合：

健全化法上、第三セクター等にかかる損失補償付債務に関する標準評価方式を採用し、正常償還見込債務として「A」に区分し、損失補償付債務(1000)の10%(100)を将来負担額として算定した場合、その将来負担額は、原則として、貸借対照表の損失補償等引当金に計上されます。この場合、注記には以下のように記載します。

項目	金額	[内訳]	
		負債計上 【(翌年度償還予定)地方 債・(長期)未払金・引当 金】	注記 【契約債務・ 偶発債務】
普通会計の将来負担額	100 千円		
第三セクター等債務負担見込額	100 千円	100 千円	0 千円

この場合、将来負担として算定されない残余の90%(900)は貸借対照表に計上しませんが、偶発債務に係る注記として「※2債務負担行為に関する情報 ②債務保証又は損失補償」に加えます。

また、将来負担として算定した100について、第三セクター等の財政状態等を総合的に勘案し、引当金計上を行わなかった場合、注記には以下のように記載します。

項目	金額	[内訳]	
		負債計上 【(翌年度償還予定)地方 債・(長期)未払金・引当 金】	注記 【契約債務・ 偶発債務】
普通会計の将来負担額	100 千円		
第三セクター等債務負担見込額	100 千円	0 千円	100 千円

この場合、偶発債務に係る注記として、 $900 + 100 = 1,000$ を「※2債務負担行為に関する情報 ②債務保証又は損失補償」に加えます。

b. 基金等将来負担軽減資産

健全化法第2条第4号に定める「りからルまでに掲げる額の合算額」とします。なお、注記にあたっては、りからルの各数値も併せて記載することとします。

[参照/引用元]

実 352

5. 土地及び減価償却累計額

定義

土地及び減価償却累計額とは、有形固定資産に含まれる土地及び同じく有形固定資産に含まれる建物等の償却資産に係る減価償却累計額をいいます。

解説

改訂モデルでは、貸借対照表の有形固定資産は土地と償却資産の別に表示されていないため、有形固定資産のうち土地残高を注記します。

また、建物等の償却資産は減価償却後の帳簿価額で表示されていることから、取得価額と帳簿価額の差額である減価償却累計額を注記します。

実 353

実 354

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシートには、以下の額を計上します。

a. 土地

ワークシート【有形固定資産明細表】の土地の取得価額の合計額を入力します。

実 353

b. 減価償却累計額

ワークシート【有形固定資産明細表】の減価償却累計額の合計額を入力します。

実 354

有形固定資産明細表(平成〇〇年用)

(単位:千円)

区分	土地 A	償却資産			客附された資産等		貸借対照表計上額		
		取得価額 B	減価償却累計額 C	うち当年度償却額	帳簿価格 D=B-C	土地 E	償却資産 F	A+E+F	うち資産評価差額
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

土地の取得価額の合計額

減価償却累計額の合計額

行政コスト計算書

1. 経常行政コスト

地方公共団体が住民に対して行政サービスを提供するためには様々な費用が発生します。経常行政コストとは、資産形成に結び付かない経常的な行政サービスを提供するために発生する費用のことをいいます。行政コスト計算書には、経常行政コストを目的別と性質別とに分類して表示します。

(1) 人にかかるコスト

人にかかるコストを「人件費」、「退職手当引当金繰入等」、「賞与引当金繰入」の三つに区分します。

① 人件費

定義

人件費とは、給料、諸手当、共済費など職員を雇用することによって発生する行政コストのうち、退職手当及び賞与に係る行政コストを除いたものをいいます。

計上額の算定

「人件費」には、人にかかるコストのうち、「退職手当引当金繰入等」、「賞与引当金繰入」以外のコストを計上します。また、決算統計作成時に「普通建設事業費」に含めた事業費支弁人件費は、「人件費」に含めて計上します。

「人件費」は、実際の支出額ではなく発生額で計上します。

実 357

実 246

解説

人件費は、地方公共団体が行政サービスを行うための経常的な費用として捉えます。人件費は、実際の支出額ではなく発生額で捉えますので、支払が未了であっても、勤務期間に対応する人件費を費用として計上します。例えば、当年度の3月の残業手当が翌年度の4月に支給されると仮定した場合、当該3月分の残業手当は当年度の行政コスト計算書に費用として計上されることになります。

「人件費」には、人にかかるコストのうち、「退職手当引当金繰入等」、「賞与引当金繰入」以外のコストを除きますが、これは「退職手当引当金繰入等」や「賞与引当金繰入」が別の科目として計上されるためです。また、事業費支弁人件費は決算統計上は「普通建設事業費」に含まれているものの人件費に相当する費用であるため、「有形固定資産」ではなく「人件費」として計上すべき性質のものであるためです。

人件費には、単に職員に対する給与だけでなく、諸手当や共済費といった給与に

実 246

準ずる費用あるいは職員を雇用することによって生じる費用も含まれます。なお、賃金については、後述する「物件費」に計上されます。

[参照/引用元]

複式仕訳

例) 職員に対する給与として、現金 100 を支出しました。

- P / L -
(借方)人件費 100 (貸方)人件費 100
- C / F -

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
	(1)人件費	0	0.0%				
	(2)退職手当引当金繰入等	0	0.0%				
1	(3)賞与引当金繰入額	0	0.0%				
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

目的別にN年度人件費からN年度退職金及びN-1年度末の賞与引当金を控除し、N年度事業費支弁人件費を加えた額を入力してください。

実 357

実 246

実 355

決算統計上の区分	行政コスト計算書上の科目
議会費	議会
総務費	総務
民生費	福祉
衛生費	環境衛生
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興
土木費	生活インフラ・国土保全
消防費(警察費)	消防(警察)
教育費	教育
諸支出金、公債費のうち物件費	その他行政コスト

【算式】

$$\text{人件費} = \text{N年度人件費} - \text{N年度退職金} - \text{N-1年度末賞与引当金} + \text{N年度事業費支弁人件費}$$

実 357

N年度人件費： 決算統計07表～12表01行(目的別に区分)

N年度退職金： 決算統計15表01行(25)列(目的別に区分)

N-1年度末賞与引当金： N-1年度貸借対照表の「負債の部_2流動負債_(5)賞与引当金」(目的別に区分)

N年度事業費支弁人件費： 決算統計15表01行(41)列(目的別に区分)

※ N-1年度末賞与引当金は、賞与引当金計上額を控除する前の人件費の金額の比で按分するなど合理的な方法で、目的別に区分してください。

[参照/引用元]
実 358

② 退職手当引当金繰入等

定義

退職手当引当金繰入等とは、職員等の退職にかかる行政コストのうち、当年度に負担すべき行政コストをいいます。

計上額の算定

退職手当引当金繰入等は、退職手当組合に加入していない団体については、当年度末退職手当引当金から前年度末退職手当引当金を控除し、当年度退職手当を加算した額を計上します。

実 359

退職手当組合に加入している団体については、当年度末退職手当組合積立金を除いた当年度末退職手当引当金から前年度末退職手当組合積立金を除いた前年度末退職手当引当金を控除し、当年度退職手当組合負担金を加算した額を計上します。

実 360

解説

退職手当は職員等によって提供された労働の対価として支払われる給与の後払いの性格を有するものと考えられるため、退職手当に関する費用は支給時に全額計上するのではなく、勤務期間にわたり費用計上していくこととなります。

退職手当引当金の当年度末計上額から前年度末計上額を控除することで、当年度中の退職手当引当金の純増額が算定されます。しかし当年度退職手当支給分だけ前年度退職手当引当金が使用され、減少しているので、さらに当該額を加算することで当年度の退職手当引当金繰入等の額を算定することができます。

退職手当組合に加入している団体について、退職手当組合積立金を退職手当引当金から控除するのは、積み立てている額についてはすでに負担済みであると考えられるため、将来負担額の純額を算定するためです。

また、当年度退職手当組合負担金を加算するのは、退職手当組合負担金の拠出によって退職手当組合積立金が増加することで純額の将来負担額が減少しているので、退職手当に関するコストといえるためです。

複式仕訳

例) N 年度に職員が退職したため、退職手当 80 を支給しました。なお、N-1 年度末の退職手当引当金は 200 であり、N 年度末の退職手当引当金に計上すべき額は 250 でした。退職手当組合に加入していません。

[参照/引用元]

P / L B / S
(借方)退職手当引当金繰入等 130 (貸方)退職手当引当金 130

算式: N 年度末退職手当引当金 250 - (N-1 年度末退職手当引当金 200 -
N 年度退職手当支給 80) = 130

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
	(1)人件費	0	0.0%	-	-	-	-
	(2)退職手当引当金繰入等	0	0.0%	-	-	-	-
1	(3)賞与引当金繰入額	0	0.0%	-	-	-	-
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

退職手当組合に加入している団体と加入していない団体とで計算方法が異なります。計算方法は以下のとおりです。

なお、目的別の金額は、職員給の金額の比で按分するなど合理的な方法で算定してください。

【算式】

退職手当組合に加入していない団体: N 年度末退職手当引当金 - N-1 年度末
退職手当引当金 + N 年度退職手当

退職手当組合に加入している団体: (N 年度末退職手当引当金 - N 年度末退
職手当組合積立金) - (N-1 年度末退職
手当引当金 - N-1 年度末退職手当組合
積立金) + N 年度退職手当組合負担金

退職手当引当金: 貸借対照表の「負債の部_1 固定負債_(3) 退職手当引当金」
(目的別に区分)

退職手当: 決算統計 15 表 01 行(26)列(目的別に区分)

退職手当組合積立金: 貸借対照表の「資産の部_2 投資等_(3) 基金等_⑤退
職手当組合積立金」(目的別に区分)

退職手当組合負担金: 決算統計 15 表 01 行(27)列(目的別に区分)

実 361

実 359

実 360

③ 賞与引当金繰入額

定義

賞与引当金繰入額とは、翌年度に支給される賞与(期末手当・勤勉手当)のうち、
当年度に負担すべき行政コストをいいます。

計上額の算定

翌年度支給の 6 月期賞与のうち、当年度に発生したと見込まれる金額を計上しま

す。

[参照/引用元]

解説

賞与は職員等によって提供された労働の対価として支払われる給与の追加払い的な性格を有するものと考えられるため、賞与に関する費用は支給時に全額計上するのではなく、当年度に負担すべき額を見積り、費用計上することとなります。

複式仕訳

例) N 年度末の貸借対照表の賞与引当金は 80 でした。

P / L B / S
(借方)賞与引当金繰入額 80 (貸方)賞与引当金 80

ワークシートの入力にあたっての留意事項

	総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
(1)人件費	0	0.0%				
(2)退職手当引当金繰入等	0	0.0%				
1 (3)賞与引当金繰入額	0	0.0%				
小計	0	0.0%	0	0	0	0

貸借対照表の「負債の部_2 流動負債_(5) 賞与引当金」に計上した N 年度末の賞与引当金と同額を計上します。

実 362

なお、目的別の金額は、人件費の金額の比で按分するなど合理的な方法で算定してください。

実 363

(2) 物にかかるコスト

物にかかるコストを「物件費」、「維持補修費」、「減価償却費」の三つに区分します。

① 物件費

定義

物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料などが該当します。

計上額の算定

当年度に発生した物件費を計上します。

実 364

[参照/引用元]

解説

「物件費」には、物にかかるコストのうち、「維持補修費」、「減価償却費」以外のコストを計上します。「維持補修費」や「減価償却費」も物にかかるコストですが、単独科目として設定されているためです。

物件費も人件費と同様、実際の支出額ではなく、発生額で計上します。従って、支払が未了のものでも発生していれば費用として計上します。

複式仕訳

例) 物品を購入し、現金 100 を支出しました。

- P / L -
(借方) 物件費 100 (貸方) 物件費 100
- C / F -

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福 祉	環 境 衛 生
2	(1) 物件費	0	0.0%				
	(2) 維持補修費	0	0.0%				
	(3) 減価償却費	0	0.0%				
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

決算統計の該当箇所の数値を目的別に入力してください。

物件費: 決算統計 07 表～12 表 03 行

実 364

② 維持補修費

定義

維持補修費とは、資産の機能維持のために必要な修繕費等をいいます。

計上額の算定

当年度に発生した維持補修費を計上します。但し、資産の価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるもの(資本的支出)がある場合には、当該金額については、費用ではなく資産として計上されます。

解説

維持補修費も他の費用と同様、実際の支出額ではなく、発生額で計上します。従って、支払が未了のものでも発生していれば費用として計上します。

資本的支出と修繕費等の区分については、法人税基本通達に定めがあり、これに基づき区分を行います。

資産手引 P77

[参照/引用元]

資本的支出：固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額

修繕費：通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額

区分が不明な場合は、同通達に(1)金額が 60 万円未満の場合、又は(2)固定資産の前期末における取得価格のおおむね 10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができる定めがありますので、これに従うことになります。

複式仕訳

例）管理している施設の機能維持のための補修で現金 100 を支出しました。

- P / L -
(借方)維持補修費 100 (貸方)その他支出 100
- C / F -

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
2	(1)物件費	0	0.0%				
	(2)維持補修費	0	0.0%				
	(3)減価償却費	0	0.0%				
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

決算統計の該当箇所の数値を目的別に入力してください。

維持補修費：決算統計 07 表～11 表 04 行

実 365

③ 減価償却費

定義

減価償却費とは、土地等を除く固定資産について、一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の資産価値の減少額をいいます。

計上額の算定

減価償却費の計上額は、固定資産の取得価額を耐用年数で除した金額で計上します。なお、減価償却の開始は取得した年度の翌年度からとなります。

解説

固定資産は、支出時だけでなく耐用年数等にわたってその効用が継続するため、支出時に費用を計上するのではなく、減価償却により耐用年数にわたり費用を配分

することになります。なお、その効用が永久に続くとみなせる土地については減価償却を行いません。

減価償却は、定額法(平成19年度税制改正における平成19年4月1日以降取得資産の償却限度額計算方法)により算定します。平成19年4月1日以前に取得した資産についても同様です。

減価償却の開始は取得年度の翌年度からとし、端数処理は1円未満切り捨て、耐用年数経過後は備忘価格として1円(残存価格なし)を計上します。

建物の帳簿価額は、この方法により実施した減価償却費の累計額を控除して算定します。

減価償却を取得年度の翌年度から開始することとしているのは、固定資産の引き渡しを年度末に受け翌年度から使用する場合が多いことを考慮したためです。

$$\text{減価償却費} = \text{取得価格} \times \text{定額法の償却率} (=1/\text{耐用年数})$$

複式仕訳

例) N-1年度に公共用建物を建設し、工事代金100を支払いました。耐用年数は20年とします。

- P / L - - B / S -
(借方)減価償却費 5 (貸方)有形固定資産 5

算式: 取得価額 $100 \div \text{耐用年数 } 20 \text{ 年} = 5$

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
2	(1)物件費	0	0.0%				
	(2)維持補修費	0	0.0%				
	(3)減価償却費	0	0.0%				
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

【有形固定資産明細表】の「うち当年度償却額」を目的別に転記します。

[参照/引用元]

資産手引 P79

有形固定資産明細表(平成〇〇年用)

区分	土地 A	償却資産				貸借対照表計上額 A+D
		取得価額 B	減価償却累計額 C	うち当年度償却額	帳簿価格 D=B-C	
生活インフラ・国土保全	0	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	0	0	0
福祉	0	0	0	0	0	0
環境衛生	0	0	0	0	0	0

うち当年度償却額

計算方法の詳細は「有形固定資産」の解説をご覧ください。

[参照/引用元]

(3) 移転支出的なコスト

移転支出的なコストを「社会保障給付」、「補助金等」、「他会計等への支出額」、「他団体への公共資産整備補助金等」の四つに区分します。

① 社会保障給付

定義

社会保障給付とは、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費をいいます。

計上額の算定

当年度に発生した社会保障給付を計上します。

解説

社会保障給付も他の費用と同様、実際の支出額ではなく、発生額で計上します。したがって、支払(支給)が未了のものであっても発生していれば費用として計上します。

複式仕訳

例) 生活保護費として現金 100 の支給を行いました。

- P / L - - C / F -
(借方) 社会保障給付 100 (貸方) 社会保障給付 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

	総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
(1) 社会保障給付	0	0.0%				
(2) 補助金等	0	0.0%				
3 (3) 他会計等への支出額	0	0.0%				
(4) 他団体への 公共資産整備補助金等	0	0.0%				
小計	0	0.0%	0	0	0	0

決算統計の該当箇所の数値を目的別に入力してください。

社会保障給付： 決算統計 08 表及び 11 表 05 行(扶助費)

実 367

② 補助金等

定義

補助金等とは、他の地方公共団体(財産区を除く)や国、法人等に対して特定の目的のために交付する無償の現金的給付をいいます。ただし、公共資産整備を目的とした補助金等は含めないものとします。

計上額の算定

当年度に発生した補助金等を計上します。ただし、他会計に対する支出額及び債務保証または損失補償履行額は除きます。

解説

他会計に対する補助金等も存在しますが、他会計に対する行政コストは区別することが有用であると考えられるため、補助金等には含めません。したがって、公営企業会計に対する当年度負担金・補助金は控除し、当該額については後述する他会計等への支出額に計上します。

また、他団体に対する補助金等であっても、その目的が公共資産整備であるものについては、社会資本整備のための行政コストとして区別することが有用であると考えられるため、これも補助金等に含めません。

なお、前年度末の貸借対照表に計上された債務負担行為のうち、当年度に債務保証または損失補償に係るもの履行があった場合は、その履行額を除きます。この控除額については、前年度以前に既に行政コストとして計上されているためです。

実 368

実 369

複式仕訳

例) 他団体に対し、事務費として 1 現金 100 の補助金を支出しました。

- P / L - - C / F -
(借方) 補助金等 100 (貸方) 補助金等 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
	(1)社会保障給付	0	0.0%	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
	(2)補助金等	0	0.0%				
3	(3)他会計等への支出額	0	0.0%	- - - - -	- - - - -	- - - - -	- - - - -
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	0	0.0%				
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

補助費等のN年度決算額から他会計への支出額を控除した額を目的別に入力してください。

ただし、N-1年度末貸借対照表の「負債の部_1 固定負債_(2)長期未払金_②債務保証又は損失補償」のうち、N年度に履行されたものがある場合は、その額を除きます。

【算式】

補助金等 = 補助費等 - 他会計への支出額 - ※(N年度に債務保証又は損失補償に係る履行があった額)

補助費等：決算統計 07~11 表 06 行及び 12 表 04 行

他会計への支出額：決算統計 28 表 21 行(1)列及び(3)列の合計額(改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表 6-1 の科目対応表を参照)

※ N年度に債務保証又は損失補償に係る履行がある場合のみ控除

[参照/引用元]

実 369

③ 他会計等への支出額

定義

他会計等への支出額とは、地方公共団体の普通会計から他会計及び財産区に対して支出される、補助金、負担金、繰出金等の無償の支出をいいます。

計上額の算定

繰出金の当年度決算額に、補助費等に計上されている他会計への支出額を加えた額を計上します。

ただし、定額運用基金への繰出金、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計に対する投資及び出資金もしくは貸付金として貸借対照表の資産に計上した金額、他会計に対する負担金や補助金として処理されているもののうち、他会計借入金として貸借対照表の負債に計上されているもの返済に相当する額(他会計において貸付金元金償還金として整理されている金額)は控除します。

また、他会計に対する支出額のうち、委託料や使用料など物件あるいはサービスの対価としての支出は含めません。

実 370

実 371

解説

「他会計等への支出額」には、普通会計から公営事業会計等への支出額が計上されます。

当該支出額のうち、投資及び出資金、貸付金、借入金など貸借対照表の増減に関係するものは、費用ではないため、当該金額を控除することになります。

複式仕訳

例) 公営事業会計に対し、事務費として現金 100 の補助金を支出しました。

(借方)他会計等への支出額 100^{P / L}

(貸方)他会計等への事務費充当財源繰出支出 100^{C / F}

ワークシートの入力にあたっての留意事項

	総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
(1)社会保障給付	0	0.0%				
(2)補助金等	0	0.0%				
3 (3)他会計等への支出額	0	0.0%				
(4)他団体への 公共資産整備補助金等	0	0.0%				
小計	0	0.0%	0	0	0	0

繰出金の N 年度決算額に、補助金等から控除されている他会計への支出額を加えた額を目的別に入力してください。なお、諸支出金に含まれる交通事業、電気事業、ガス事業に対する繰出金については、生活インフラ・国土保全に含めるものとします。

ただし、次に掲げる項目は、他会計への支出額から除きます。

- ・定額運用基金への繰出金(決算統計 27 表 23 行(7)列の金額)
- ・他会計等に対する負担金や補助金のうち、投資及び出資金もしくは貸付金として貸借対照表の資産に計上した金額
- ・他会計等に対する負担金や補助金のうち、他会計借入金として貸借対照表の負債に計上されているものの返済に相当する額

【算式】

他会計等への支出額 = 繰出金 + 補助費等に計上されている他会計への支出
額 - 定額運用基金への繰出金等

繰出金：決算統計 07～08 表及び 11 表 24 行、09 表 27 行、10 表 26 行、12 表 31 行

補助費等に計上されている他会計への支出額：

決算統計 28 表 21 行(1)列及び(3)列の合計額(総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表 6-1 の科目対応表を参照)

定額運用基金への繰出金等：上記ただし書きを参照

実 370

実 356

実 371

④ 他団体への公共資産整備補助金等

[参照/引用元]

定義

他団体への公共資産整備補助金等とは、他団体における公共資産整備のために支出された補助金等をいいます。

計上額の算定

他団体における公共資産整備に対する補助金等の支出額を計上します。

解説

他団体(国、他の地方公共団体、外郭団体等)が地方公共団体からの補助金等を財源に公共資産を整備した場合、整備された資産は地方公共団体の資産ではないため、資産として貸借対照表に計上せず、地方公共団体の費用として行政コスト計算書に計上します。

複式仕訳

例) 外郭団体に、公共資産を整備させる目的で現金 100 の補助金を支出しました。

	P / L	
(借方)他団体への公共資産整備補助金等	100	
		C / F
(貸方)公共資産整備補助金等支出		100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
	(1)社会保障給付	0	0.0%				
	(2)補助金等	0	0.0%				
3	(3)他会計等への支出額	0	0.0%				
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	0	0.0%				
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

普通建設事業費のうち補助金・負担金の N 年度決算額を目的別に入力してください。

【算式】

他団体への公共資産整備補助金等 = 補助事業費決算額のうち補助金額+単独事業費決算額のうち補助金額+県営事業負担金+国直轄・同級他団体・受託

補助事業費決算額のうち補助金額: 決算統計 21 表 01 行(4)列

単独事業費決算額のうち補助金額: 決算統計 22 表 01 行(3)列

県営事業負担金: 決算統計 23 表 01 行(1)列

実 372

(4) その他のコスト

その他のコストとして、「支払利息」、「回収不能見込計上額」、「その他行政コスト」の三区分を計上します。

① 支払利息

定義

支払利息とは、地方債利子償還額や一時借入金に係る利息の発生額をいいます。

計上額の算定

支払利息も他の費用と同様、実際の支出額ではなく、発生額で計上します。したがって、支払が未了のものでも発生していれば費用として計上します。

解説

「支払利息」は、実際の支出時点で計上するのではなく、当年度の期間に対応する額で費用計上します。したがって、利払い日が翌年度であっても、当年度の会計期間に対応する利息はその発生額を算定し、費用計上することになります。

複式仕訳

例) 地方債の利子として 100 支払いました。

- P / L - - C / F -
(借方) 支払利息 100 (貸方) 支払利息 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

	総額	(構成比率)	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他
4 (1) 支払利息	0	0.0%				
(2) 回収不能見込計上額	0	0.0%				
(3) その他行政コスト	0	0.0%				
小計	0	0.0%	0	0	0	0

N 年度地方債利子償還額に N 年度の一時借入金利子を加えた額を入力してください。

【算式】

支払利息 = 地方債利子償還額 + 一時借入金利子

[参照/引用元]

地方債利子償還額：決算統計 33 表 54 行(5)列

一時借入金利子： 決算統計 14 表 11 行(1)列

② 回収不能見込計上額

定義

回収不能見込計上額とは、地方公共団体が保有する債権のうち、当年度に新たに将来の回収が見込まれなくなった金額及び実際に回収できないことが確定した金額をいいます。

計上額の算定

当年度末回収不能見込額から前年度末回収不能見込額を控除し、当年度不納欠損額を加えた額を計上します。

実 374

解説

当年度に新たに回収不能と見込まれた金額は、当年度に発生した行政コストとして計上することになります。

回収不能見込計上額の当年度末計上額から前年度末計上額を控除することで、当年度中の回収不能見込額の純増額を算定することができます。しかし当年度不納欠損額の分だけ回収不能見込額は減少していますので、さらに当該額を加算することで当年度の回収不能見込計上額を算定することができます。

複式仕訳

例) A 団体に対する貸付金 100 が、全額回収不能見込みとなりました。

(借方)回収不能見込計上額 100 (貸方)回収不能見込額 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

	総額	(構成比率)	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他
4 (1)支払利息	0	0.0%				
(2)回収不能見込計上額	0	0.0%				
(3)その他行政コスト	0	0.0%				
小計	0	0.0%	0	0	0	0

N 年度末回収不能見込額から、N-1 年度末回収不能見込額を控除し、N 年度の不納欠損額を加えた額を入力してください。

実 374

【算式】

回収不能見込計上額 = N 年度末回収不能見込額 - N-1 年度末回収不能見込額 + N 年度不納欠損額

回収不能見込額：貸借対照表の「資産の部_2 投資等_（5）回収不能見込額」
+ 貸借対照表の「資産の部_3 流動資産_（2）未収金_③回収不能見込額」

不納欠損額：N 年度の歳入歳出決算書計上額

③ その他行政コスト**定義**

その他行政コストとは、経常行政コストのうち他の科目に該当しないものをいいます。

計上額の算定

その他行政コストも行政コスト計算書の他の科目と同様、発生額で計上します。したがって、支払が未了のものでも発生していれば費用として計上します。

具体的には、失業対策事業費や当年度に発生した長期未払金及び未払金（ただし、資産の計上を伴うものを除く）を計上します。

実 376,377

解説

「その他行政コスト」は単独科目として計上されるもの以外で、行政コストとして計上されるべきものとなります。現行の記載要領上で計上が想定されるものとしては、失業対策事業費と債務保証または損失補償に関するものとなります。

長期未払金および未払金の当年度末計上額から前年度末計上額を控除することで、当年度中の長期未払金および未払金の純増額が算定されます。しかし前年度末（長期未払金 + 未払金）のうち当年度債務履行額の分だけ長期未払金および未払金は減少していますので、さらに当該額を加算することで、当年度中に発生した、費用計上の対象となるべき金額を算定することができます。なお、資産の計上を伴う長期未払金および未払金の計上は費用には該当しませんので、除きます。

複式仕訳

例）債務保証契約に基づき、100 の支払い義務が法的に確定しました。

P / L	B / S
(借方)その他行政コスト 100	(貸方)未払金 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	産業振興	支払利息	回収不能見込計上額	その他
4	(1)支払利息	0	0.0%				
	(2)回収不能見込計上額	0	0.0%				
	(3)その他行政コスト	0	0.0%				
	小計	0	0.0%	0	0	0	0

上記コスト以外のコストを計上します。以下の算式の合計額を目的別に入力してください。

【算式】

その他行政コスト = 失業対策事業費+N 年度末(長期未払金+未払金)-N-1
 年度末(長期未払金+未払金)+※N-1 年度末(長期未払
 金 + 未払金)のうち N 年度債務履行額
 ※ 普通建設事業費に計上されるものを除きます。

失業対策事業費：決算統計 09 表 21 行 1 列

長期未払金：貸借対照表の「負債の部_1 固定負債_(2)長期未払金_長
 期未払金計」

未払金：貸借対照表の「負債の部_2 流動負債_(3)未払金」

実 375

実 377

実 376

2. 経常収益

行政コスト計算書には、行政サービス等に対する対価性のあるものとして、地方公共団体が当該行政サービス等の提供あるいは利益を受ける特定の者から徴収する「使用料・手数料」及び「分担金・負担金・寄付金」を「経常収益」として計上します。寄付金については、行政サービス等の対価として徴収するものではありませんが、寄付者により使途が特定の目的(行政サービス)に限られる場合が多いため、ここに計上することとしています。

なお、経常収益も経常行政コストと同様に、目的別と性質別に分類して表示されます。

① 使用料・手数料

定義

使用料とは、公の施設の利用又は地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定による

許可を受けてする行政財産の使用につき徴収される使用料等をいいます。

[参照/引用元]

手数料とは、特定人に地方公共団体が提供する役務について、その役務の受益が特定人に限られてくることに着目して、その役務を提供するために要する経費の全部又は一部を負担させるために徴収するものをいいます。

計上額の算定

当年度に収入することを決定した使用料・手数料を計上します。具体的には、当年度の使用料・手数料の額に、前年度からの使用料・手数料に係る長期延滞債権及び未収金計上額の増減額を加えた額を計上します。ただし、当年度不納決算額がある場合は、この額を加算します。

実 378

解説

使用料・手数料は行政サービスの対価、すなわち受益者負担の額です。行政コスト計算書では、行政コストと直接対応する経常収益がどれだけあるかを把握することができるようになっています。

使用料・手数料は収入額ではなく、当年度の行政サービス等に対応する金額で計上します。したがって、収入が未了(収入未済)であっても収益として計上します。

発生主義に基づき収益を計上しますので、使用料・手数料に係る長期延滞債権及び未収金の当年度末計上額から前年度末計上額を控除することで、当年度中の長期延滞債権及び未収金の純増額が算定されます。しかし前年度末長期延滞債権及び未収金のうち当年度不納欠損処理額の分だけ長期延滞債権及び未収金は減少していますので、さらに当該額を加算することで、当年度中に発生した、収益計上の対象となるべき金額を算定することができます。

複式仕訳

例) 使用料・手数料として現金 100 を受領しました。

- C / F - - P / L -
(借方) 使用料・手数料 100 (貸方) 使用料・手数料 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

	総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
1 使用料・手数料 b	0	1				
2 分担金・負担金・寄附金 c	0					
経常収益合計 (b + c) d	0		0	0	0	0

N 年度使用料・手数料の額に、N 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち

実 378

[参照/引用元]

使用料・手数料に係るもの額を加え、N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち使用料・手数料に係るもの額を除いた額に、※N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち使用料・手数料に係るもので N 年度に不納欠損処理された額を加えた額を目的別に入力してください。

なお、公債費元金償還額及び災害復旧事業費に充当された使用料・手数料がある場合は、対応する目的区分がありませんので、「一般財源振替額」に入力してください。

※ 不納欠損処理額がある場合のみ計上します。

【算式】

使用料・手数料 = N 年度使用料・手数料 + N 年度末長期延滞債権及び未収金
計上額のうち使用料・手数料 - N-1 年度末長期延滞債権及び
未収金計上額のうち使用料・手数料 + ※N-1 年度末長期延
滞債権及び未収金計上額のうち使用料・手数料のうち N 年度
不納欠損処理額

※ 該当がある場合のみ計上

使用料・手数料：決算統計 07～08 表及び 11 表 28 行、09 表 31 行、10 表 30 行、12 表 36 行、13 表 39 行

長期延滞債権及び未収金額：貸借対照表の「資産の部_2 投資等_(4)長期延
滞債権」及び「3 流動資産_(2)未収金_未収金
計」

② 分担金・負担金・寄附金

定義

分担金・負担金は、地方公共団体が特定の事業に必要な費用に充てるために当該事業によって利益を受ける者から徴収するものです。寄附金は、地方公共団体が寄付者から無償で受け取る金銭です。

計上額の算定

当年度に収入すると決定した分担金・負担金・寄附金を計上します。具体的には、当年度の分担金・負担金・寄附金の額に、前年度からの分担金・負担金・寄附金に係る長期延滞債権及び未収金計上額の増減額を加えた額を計上します。ただし、当年度不納決算額がある場合は、この額を加算します。

実 379

解説

分担金・負担金は受益者負担の額です。行政コスト計算書では、受益者負担の金額が行政コスト合計から除かれることで、地方税や補助金で賄うべきコストがどれだ

[参照/引用元]

けかを把握することができるようになっています。また、寄附金は受益者負担とは言えませんが、通常は使途が定められるため、特定の行政サービスとの対応関係があるといえます。

分担金・負担金・寄附金は収入額ではなく、当年度の行政サービス等に対応する金額で計上します。したがって、収入が未了(収入未済)であっても収益として計上します。

発生主義に基づき収益計上するため、分担金・負担金・寄附金に係る長期延滞債権及び未収金の当年度末計上額から前年度末計上額を控除することで、当年度中の長期延滞債権及び未収金の純増額が算定されます。しかし前年度末長期延滞債権及び未収金のうち当年度不納欠損処理額の分だけ長期延滞債権及び未収金は減少していますので、さらに当該額を加算することで、当年度中に発生した、収益計上の対象となるべき金額を算定します。

複式仕訳

例) 分担金・負担金・寄附金として現金 100 を受領しました。

C / F - P / L
(借方)分担金・負担金・寄附金 100 (貸方)分担金・負担金・寄附金 100

ワークシートの入力にあたっての留意事項

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
1 使用料・手数料 b		0					
2 分担金・負担金・寄附金 c		0					
経常収益合計 (b + c) d		0		0	0	0	0

N 年度分担金・負担金・寄附金の額に、N 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの額を加え、N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの額を除いた額に、※ N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもので N 年度に不納欠損処理された額を加えた額を入力してください。

なお、公債費元金償還額及び災害復旧事業費に充当された分担金・負担金・寄附金がある場合は、対応する目的区分がありませんので、「一般財源振替額」に入力して下さい。

※ 不納欠損処理額がある場合のみ計上します。

【算式】

$$\text{分担金・負担金・寄附金} = \text{N 年度分担金・負担金・寄附金} + \text{N 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち分担金・負担金・寄附}$$

実 379

[参照/引用元]

金－N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額の
うち分担金・負担金・寄附金 + ※N-1 年度末長期延
滞債権及び未収金計上額のうち分担金・負担金・寄
附金のうち N 年度不納欠損処理額

※ 該当がある場合のみ計上

分担金・負担金・寄附金： 決算統計 07～08 表及び 11 表 29 行、09 表 32 行、
10 表 31 行、12 表 37 行、13 表 39 行

長期延滞債権及び未収金： 貸借対照表の「資産の部_2 投資等_(4)長期延滞
債権」及び「3 流動資産_(2)未収金_未収金計」

3. 注記及び附属明細表について

行政コスト計算書の科目については、特段の注記事項は求められていませんが、報告書等で求められている処理と異なる処理によって金額を計上している場合はその旨を注記することが望まれます。

また、行政コスト計算書の科目について、作成が求められている附属明細表はありません。

純資産変動計算書

[参照/引用元]

1. 期首純資産残高

計上額の算定

期首純資産残高には、前年度末の貸借対照表に計上されている純資産残高を計上します。

実 380

ワークシートの入力にあたっての留意事項

原則として、N-1 年度末の貸借対照表における純資産残高を計上してください。

実 380

ただし、N 年度中に市町村合併があった場合は、すべての合併団体等における N-1 年度末の純資産残高を合算した額を計上してください。

実 381

a.公共資産等整備国県補助金等:

N-1 年度貸借対照表の「純資産の部_1 公共資産等整備国県補助金等」

b.公共資産等整備一般財源等:

N-1 年度貸借対照表の「純資産の部_2 公共資産等整備一般財源等」

c.その他一般財源等:

N-1 年度貸借対照表の「純資産の部_3 その他一般財源等」

d.資産評価差額:

N-1 年度貸借対照表の「純資産の部_4 資産評価差額」

2. 純経常行政コスト

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【行政コスト計算書】の「純経常行政コスト」の額を計上します。(ワークシート【行政コスト計算書】の数値が、マイナス計上され反映されます。)

実 382

3. 一般財源

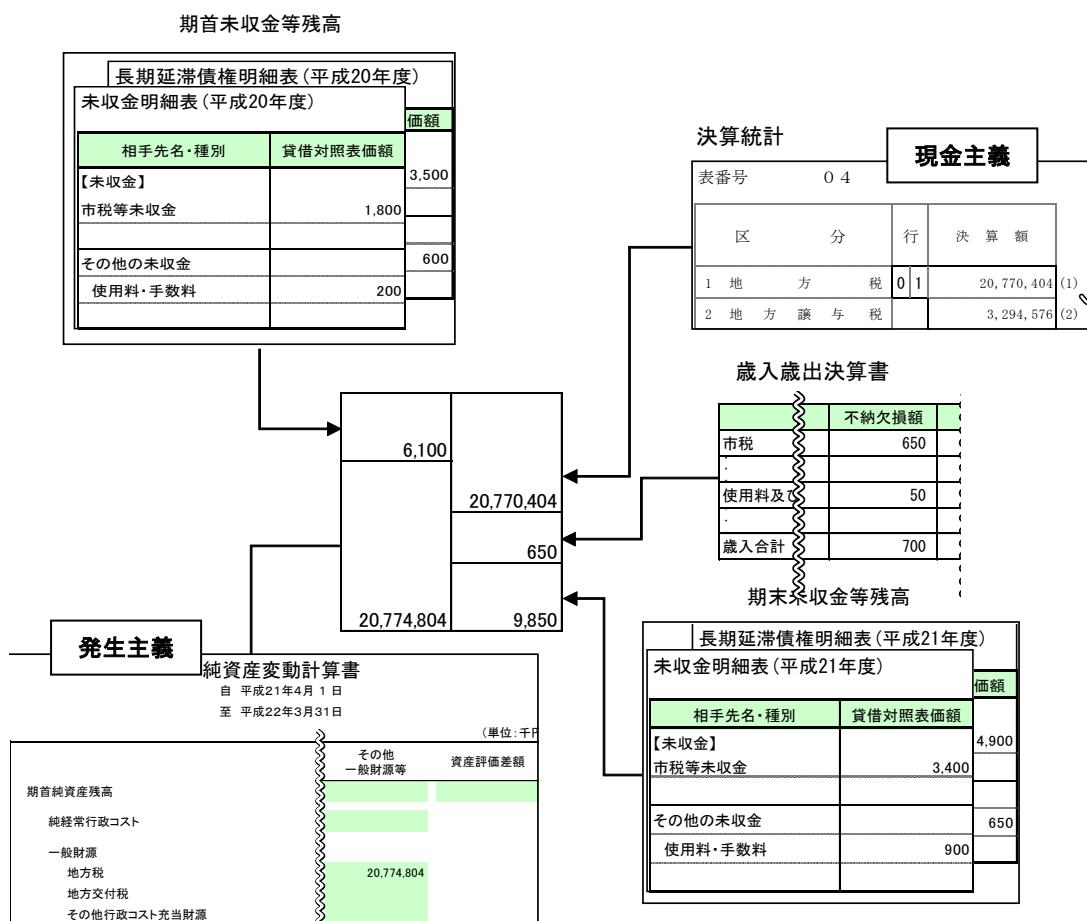
地方税、地方交付税及びその他行政コスト充当財源は、純資産変動計算書上の一般財源項目へ計上することとしています。これは、これらの収益が行政サービスの対価ではなく、行政コストと直接の対応関係がないためです。

[参照/引用元]

また、発生主義により計上するため、収入未済額の増減について調整を行います。具体的には、貸借対照表に計上された長期延滞債権及び未収金のうち、地方税あるいはその他行政コスト充当財源に係るものとの金額の「当年度末計上額－前年度末計上額」をそれぞれ加えることになりますが、前年度末に長期延滞債権及び未収金に計上されていたもののうち不納欠損処理されたものがある場合は、「当年度末計上額－（前年度末計上額－前年度末計上額のうち当年度に不納欠損処理された額）」になることに留意する必要があります。

なお、貸借対照表の資産の減少又は負債の増加による収入は一般財源の増加から除くため、まず、決算統計に記入された歳入金額から、貸借対照表の資産の減少又は負債の増加に該当する収入を控除し、控除後の金額について、未収金や長期延滞債権の調整を行い純資産変動計算書へ計上する必要があります。

以下では地方税を例にした調整のイメージを図にしています。



	[参照/引用元]
① 地方税	実 383
<u>ワークシートの入力にあたっての留意事項</u>	
N 年度の地方税額に、N 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税に係るもの金額を加え、N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税に係るもの金額を控除した額を「その他一般財源等」の列に入力してください。	
ただし、N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上された地方税のうち不納欠損処理されたものがある場合は、その額を、N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税に係る額から控除してください。	
【算式】	
地方税 = N 年度地方税+N 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税-N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税+ ※N-1 年度長期延滞債権及び未収金計上額のうち地方税のうち不納 欠損処理された額 ※ 該当がある場合のみ計上	
N 年度地方税： 決算統計 04 表 01 行(1)列	
長期延滞債権及び未収金：	
貸借対照表の「資産の部_2投資等_(4)長期延滞債権」及 び「3流動資産_(2)未収金_未収金計」	
② 地方交付税	実 384
<u>ワークシートの入力にあたっての留意事項</u>	
N 年度の地方交付税額を、「その他一般財源等」の列に入力してください。	
地方交付税： 決算統計 04 表 01 行(21)列	
③ その他行政コスト充当財源	
定義	
その他の行政コスト充当財源とは、行政コスト計算書に計上される経常収益以外の経常的な一般財源であって、地方税、地方交付税以外のものをいいます。	
計上額の算定	実 385
その他行政コスト充当財源には、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金、交通安全	

全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、財産収入、繰入金、諸収入、特別区財政調整交付金に係る歳入決算額を計上します。ただし、臨時損益に計上すべきものを除きます。

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

以下の算式により算出された金額を入力してください。

ただし、下記の収入は貸借対照表の資産の減少又は負債の増加を伴う収入であり、純資産は増加しないことから、除きます。

- 公共資産の売却に伴う収入
- 投資及び出資金の回収・売却に伴う収入
- 貸付金の回収に伴う収入
- 基金の取崩しによる収入
- その他、資産の減少もしくは負債の増加による収入
- 純資産変動計算書の臨時損益に計上した収入

実 386

【算式】

N 年度の(地方譲与税+利子割交付金+配当割交付金+株式等譲渡所得割交付金+地方消費税交付金+ゴルフ場利用税交付金+特別地方消費税交付金+自動車取得税交付金+軽油引取税交付金+地方特例交付金等+交通安全対策特別交付金+国有提供施設等所在市町村助成交付金+財産収入+繰入金+諸収入+特別区財政調整交付金)の額+N 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち上記各項目に係るもの(貸付金元金収入に係るもの)を除く) - N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち上記各項目に係るもの(貸付金元金収入に係るもの)を除く)+N-1 年度末長期延滞債権及び未収金計上額のうち上記各項目に係るもの(貸付金元金収入に係るもの)を除く)のうち N 年度不納欠損処理額

実 385

「その他行政コスト充当財源」に計上する各項目の決算統計上の計上箇所は、以下のとおりです。

地方譲与税	決算統計 04 表 01 行(2)列
利子割交付金	決算統計 04 表 01 行(8)列
配当割交付金	決算統計 04 表 01 行(9)列
株式等譲渡所得割交付金	決算統計 04 表 01 行(10)列
地方消費税交付金	決算統計 04 表 01 行(11)列
ゴルフ場利用税交付金	決算統計 04 表 01 行(12)列
特別地方消費税交付金	決算統計 04 表 01 行(13)列

自動車取得税交付金	決算統計 04 表 01 行(14)列
軽油引取税交付金	決算統計 04 表 01 行(15)列
地方特例交付金	決算統計 04 表 01 行(16)列
交通安全対策特別交付金	決算統計 04 表 01 行(24)列
国有提供施設等所在市町村助成交付金	決算統計 04 表 01 行(58)列
財産収入	決算統計 04 表 02 行(20)列
繰入金	決算統計 04 表 02 行(27)列
諸収入	決算統計 04 表 02 行(31)列
特別区財政調整交付金	決算統計 04 表 02 行(45)列

[参照/引用元]

4. 補助金等受入

定義

補助金等受入とは、国庫支出金及び都道府県支出金の受入れをいいます。

計上額の算定

補助金等受入については、国庫支出金及び県支出金決算額のうち公共資産等の取得財源を「公共資産等整備国県補助金等」の列へ計上し、それ以外を「その他一般財源等」の列へ計上します。

解説

補助金等受入についても、一般財源項目と同様に、行政サービスに対する対価性が無いため、純資産変動計算書へ計上することとしています。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

以下の算式により算出された金額を入力してください。

a. 公共資産等整備国県補助金等

【算式】

補助金等受入 = N 年度の国庫支出金及び県支出金額のうち、その団体で行う普通建設事業費の財源となった金額 + N 年度の国庫支出金及び県支出金額のうち、投資及び出資金、貸付金及び基金の財源となった金額の合計(財政調整基金及び減債基金の財源となった金額を除く)

実 387

なお、他団体等に対する補助金に充てられた国庫支出金及び県支出金は控除

[参照/引用元]

しますが、その金額が分からぬ場合は、決算統計表上の区分ごとに、その団体で行うものと他団体等に対する補助金とに、歳出額の比で按分する方法で算出します。

国庫支出金及び県支出金額のうち、その団体で行う普通建設事業費の財源となつた金額：

(ワークシート「年度別有形固定資産集計表(N 年度分)」中、「用地取得費」の「国庫支出金」合計額及び「都道府県支出金」合計額) + (「用地取得費控除後の有形固定資産等」の「償却対象国庫支出金」合計額及び「償却対象県支出金」合計額)

投資及び出資金の財源となつた国県補助金等：

決算統計 13 表 34 行(2)列及び(3)列

貸付金の財源として受け入れた国県補助金等：

決算統計 13 表 35 行(2)列及び(3)列

基金の財源として受け入れた国県補助金等：

決算統計 13 表 33 行(2)列及び(3)列

b.その他一般財源等

【算式】

補助金等受入 = N 年度の国庫支出金及び県支出金額 - a.公共資産等整備
国県補助金等の列に計上した額

実 388

国庫支出金：決算統計 04 表 01 行(40)列

県支出金：決算統計 04 表 02 行(1)列

5. 臨時損益

定義

臨時損益とは、経常的でない事由に基づく臨時・巨額の純資産増減要因をいい、純資産変動計算書の臨時損益の区分に当該内容を示す名称を付した科目名をもつて、計上します。ただし、資産の評価に係る純資産の増減は含みません。

計上額の算定

純資産変動計算書の臨時損益の区分に当該内容を示す名称を付した科目名をもつて、当該損益の額を計上します。

[参照/引用元]

解説

行政コスト計算書には経常的な行政サービスに係るコストとその対価としての収益を計上するという考え方から、臨時的な損益は純資産変動計算書に計上することとしています。

具体的には、災害復旧事業に要した経費、公共資産の売却に伴う売却資産の貸借対照表計上額と売却額との差額、第三セクター等に対する出資金の減資、債務保証又は損失補償の履行決定、勧奨退職による多額の割増退職金の支払いなどが該当します。

実 390

複式仕訳

例) N-1 年度の貸借対照表に 100 で計上していた売却可能資産を N 年度に 120 で売却しました。

C / F - B / S
(借方) 公共資産等売却収入 120 (貸方) 売却可能資産 100

N W M
公共資産除売却損益 20

N W M N W M
(借方) 公共資産等整備一般財源等 100 (貸方) その他一般財源等 100

【N-1年度】

貸借対照表	
資産の部	純資産の部
売却可能資産 100	公共資産等整備 一般財源等 100

【N年度】

貸借対照表		純資産変動計算書	
資産の部	純資産の部	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等
歳計現金 120	その他 一般財源等 120	期首純資産残高 公共資産除売却 損益 公共資産処分 による財源増 △ 100	100 20 100
		期末純資産残高	0 120

ワークシートの入力にあたっての留意事項

経常的でない特別な事由に基づく損益が発生した場合、当該内容を示す科目を掲記の上、入力してください。費用項目はマイナス入力してください。

実 389

【例】

[参照/引用元]

災害復旧事業費：決算統計 13 表 21 行(1)列

公共資産除売却損益：公共資産を除去した場合は除去した公共資産の帳簿価額、売却した場合は公共資産の帳簿価額と売却額との差額

投資損失：①ワークシート【投資及び出資金】中、「時価のあるもの」及び「時価のないもののうち連結対象団体以外に対するもの」の投資損失額並びに「時価のないもののうち連結対象団体に対するもの」の投資損失引当金の合算額

及び

②ワークシート【基金等】中、「満期保有目的以外の有価証券のうち時価のあるもの」の評価差額及び「満期保有目的以外の有価証券のうち時価のないもの」の投資損失額の合算額の合計額

損失補償履行確定額：N 年度に損失補償契約に基づき履行すべき額が確定した損失補償

損失補償等引当金繰入等：履行すべき額が確定していない損失補償債務中、健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額のうち、N 年度において新たに引当金として積み上げた額

6. 科目振替

解説

純資産変動計算書は純資産の内訳科目ごとの増減を表しているため、純資産総額に変動が無い場合でも、純資産の内訳科目間の増減がある場合は純資産変動計算書に計上する必要があります。これにより、その年度にどれだけの財源がどのような要因により拘束され、あるいは拘束性が解除されて将来自由に使用できる財源となったかを把握することができます。

科目振替の種類は下図のとおりであり、矢印の方向へ純資産の内訳科目間の振替があったことになります。

	公共資産等整備 国県補助金等	公共資産等整備 一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
科目振替				
公共資産整備への財源投入	—	+ ← △		
公共資産処分による財源増	△	△ → + ← △		
貸付金・出資金等への財源投入	—			
貸付金・出資金等の回収等による財源増	△	△ → + ← △		
減価償却による財源増	△	△ → + ← △		
地方債償還に伴う財源振替	—	+ ← △		

① 公共資産整備への財源投入

定義

公共資産整備への財源投入とは、公共資産の整備に投下した財源のうち、負債及び国県補助金等以外の財源を、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えることをいいます。

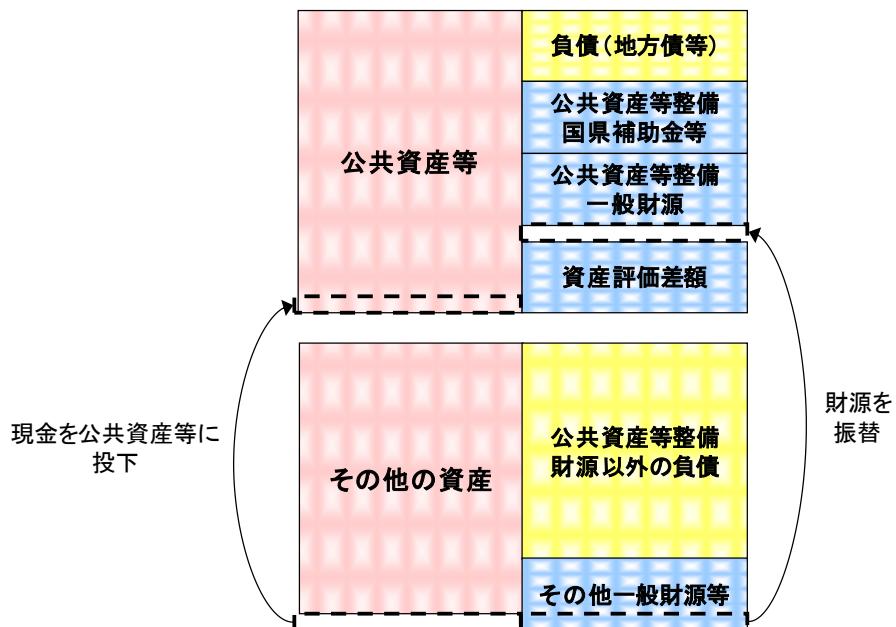
計上額の算定

公共資産整備への財源投入については、実際に資金を投下した金額を振り替えるものであるため、地方債や国県補助金等により財源措置を行った部分は計上せず、一般財源等により財源措置を行った金額のみを計上します。

解説

公共資産整備への財源投入は、公共資産の整備に国県補助金等及び地方債以外にどの程度の財源が投入されたかを表しています。

公共資産整備への財源投入による財源振替のイメージは下図のとおりです(左側が資産、右側が負債及び純資産(財源)を表しています。以下同様。)。資金を公共資産等に投下したことにより、財源もそれに対応して振り替えることになります。



ワークシートの入力にあたっての留意事項

N年度普通建設事業費のうちその団体で行うものの金額から、N年度における補助金の受入額及び公共資産等整備に係る地方債のN年度の発行額を控除した額を「公共資産等整備一般財源等」に入力(プラス計上)してください。「その他一般財源等」に反映(マイナス計上)されます。

実 391

【算式】

$$\text{公共資産整備への財源投入} = \text{普通建設事業費のうちその団体で行うものの額} - \text{補助金の受入額} - \text{公共資産等整備に係る地方債発行額}$$

普通建設事業費のうちその団体で行うものの額:

決算統計 21 表 01 行(3)列(補助事業費) + 決算統計 22 表 01 行(2)列(単独事業費)

補助金等の受入額:

N年度の国庫支出金及び県支出金額のうち、その団体で行う普通建設事業費の財源となった金額。4 補助金等受入を参照してください。

公共資産等整備に係る地方債発行額:

貸借対照表の純資産の部における公共資産等整備一般財源の算定にあたり控除した地方債

② 公共資産処分による財源増

[参照/引用元]

定義

公共資産処分による財源増とは、公共資産の除売却により貸借対照表から減額した公共資産の前年度末残高(減価償却累計額控除後)に対する財源相当額を、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、資産評価差額の各科目から、その他一般財源等へ振り替えることをいいます。

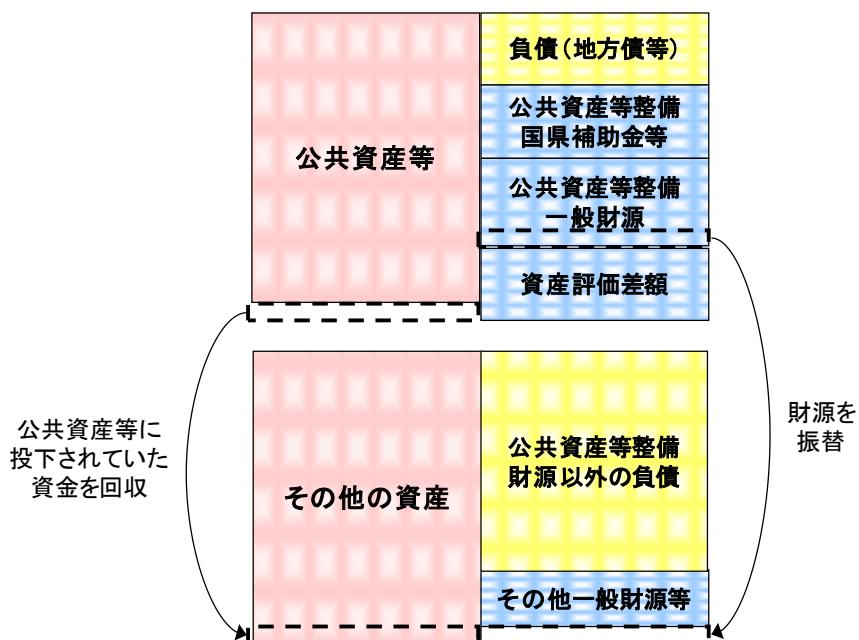
計上額の算定

処分した公共資産の帳簿価額をその他一般財源等に計上し、当該帳簿価額に対応する財源を、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、資産評価差額の各科目にマイナス計上します。

実 392

解説

公共資産処分による財源増のイメージは以下のとおりです。



すなわち、公共資産整備への財源投入とは反対に、公共資産等に投下されていた資金を回収したことにより、財源も振り替えることになります。これは、公共資産等に投下され、拘束されていた財源が、自由に使える資金として回収されたことを表しています。

なお、公共資産を除却した場合などは、資金は回収されませんが、回収されなかった部分については、臨時損益の固定資産除却損益に除却時の帳簿価額が損失として計上されており、その他一般財源等が減少しているため、本来減少させるべき各財源科目からその他一般財源等へ振り替えることになります。

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

公共資産の除売却により貸借対照表の公共資産を減額した場合、当該公共資産のN-1年度末残高(減価償却累計額控除後)に対する財源相当額を、「公共資産等整備国県補助金等」及び「公共資産等整備一般財源等」から控除(マイナス計上)し、また「資産評価差額」は当該資産の評価差額がプラスの場合は控除(マイナス計上)、マイナスの場合はプラス入力してください。「その他一般財源等」に反映されます。

実 392

③ 貸付金・出資金等への財源投入

定義

貸付金・出資金等への財源投入とは、投資等(公共資産の整備に充当されないことが明らかな基金を除く)の取得に投下した財源のうち負債及び国県補助金等以外の財源を、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えることをいいます。

計上額の算定

貸付金・出資金等への財源投入については、実際に資金を投下した金額を振り替えるものであるため、地方債や国県補助金等により財源措置を行った部分は計上せず、一般財源等により財源措置を行った金額のみを計上します。

解説

貸付金・出資金等への財源投入は、貸付金・出資金等の整備に国県補助金等及び地方債以外にどの程度の財源が投入されたかを表しています。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N年度の積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金への繰出金のうち、国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外の金額を「公共資産等整備一般財源等」に入力(プラス計上)してください。「その他一般財源等」に反映(マイナス計上)されます。

実 393

【算式】

貸付金・出資金等への財源投入 = 積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金繰出金額(A) - 積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基金繰出金の財源として受け入れた国県補助金等(B) - 積立金、投資及び出資金、貸付金、定額運用基

実 395

金繰出金の財源として発行した地方債(C)

[参照/引用元]

- (A): 決算統計 13 表 33 行(1)列、34 行(1)列、35 行(1)列、29 表 02 行(7)列
- (B): 決算統計 13 表 33 行(2)列、(3)列、34 行(2)列、(3)列、35 行(2)列、(3)列
ただし、定額運用基金繰り出し金に係る分については別途計算
- (C): 決算統計 13 表 33 行(10)列、34 行(10)列、35 行(10)列
ただし、定額運用基金繰り出し金に係る分については別途計算

N 年度に他会計に対する負担金や補助金として決算統計上処理した他会計に対する出資金・貸付金がある場合は、そのうち国庫支出金、県支出金及び地方債を財源とした部分以外の金額を「公共資産等整備一般財源等」に入力(プラス計上)してください。

また、未収金から長期延滞債権への振替額も「公共資産等整備一般財源等」に入力(プラス計上)してください。

④ 貸付金・出資金等の回収等による財源増

定義

貸付金・出資金等の回収等による財源増とは、当年度に、投資等(公共資産の整備に充当されないことが明らかな基金を除く)の減少があった場合に、それらに対する財源相当額を、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、資産評価差額からその他一般財源等へ振り替えることをいいます。

計上額の算定

減少した貸付金・出資金等の帳簿価額をその他一般財源等に計上し、当該帳簿価額に対応する財源を、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、資産評価差額の各科目にマイナス計上します。

解説

公共資産処分による財源増と同様に、貸付金・出資金等に投下されていた資金を回収したことにより、財源も振り替えることになります。これは、貸付金・出資金等に投下され、拘束されていた財源が、自由に使える資金として回収されたことを表しています。

なお、投資損失を計上した場合などは、資金は回収されませんが、回収されなかった部分については、臨時損益の投資損失が計上され、その分その他一般財源等が減少してしまっているため、本来減少させるべき各財源科目からその他一般財源等へ振り替えることになります。

実 394

実 396

【例 1】N-1 年度の長期延滞債権について、N 年度に 50 回収しました。

○ 貸借対照表

長期延滞債権から 50 減額します。

○ 純資産変動計算書

科目振替「貸付金・出資金等の回収等による財源増」について、「公共資産等整備一般財源等」に△50 を計上し、「その他一般財源等」に 50 を計上します。

【例 2】N-1 年度の長期延滞債権について、N 年度に 100 を不納欠損処理しました。

○ 貸借対照表

長期延滞債権から 100 減額します。

○ 純資産変動計算書

科目振替「貸付金・出資金等の回収等による財源増」について、「公共資産等整備一般財源等」に△100 を計上し、「その他一般財源等」に 100 を計上します。

【例 3】N-1 年度の未収金 100 が N 年度も支払われず長期延滞債権になりました。

○ 貸借対照表

未収金から長期延滞債権へ 100 を振替えます。

○ 純資産変動計算書

科目振替「貸付金・出資金等への財源投入」について、「公共資産等整備一般財源等」に 100 を計上し、「その他一般財源等」に△100 を計上します。

【例 4】N-1 年度の貸付金 200 が N 年度に未収金になりました。

○ 貸借対照表

貸付金から未収金に 200 振替えます。

○ 純資産変動計算書

科目振替「貸付金・出資金等の回収等による財源増」について、「公共資産等整備一般財源等」に△200 を計上し、「その他一般財源等」に 200 を計上します。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

以下の算式により算出された金額を「公共資産等整備国県補助金等」項目から控

除(マイナス計上)してください。「その他一般財源等」に同額が反映(プラス計上)されます。

[参照/引用元]

【算式】

貸付金・出資金等の回収等による財源増 =

投資及び出資金又は貸付金回収元金のうち国県補助金等を財源とする部分 + 投資損失のうち国県補助金等を財源とする部分 + その他特定目的基金、定額運用基金からの繰入金のうち国県補助金等を財源とする部分

上記「公共資産等整備国県補助金等」以外に、投資及び出資金又は貸付金の回収、投資損失の計上、基金(財政調整基金、減債基金を除く)の取り崩しがあった場合は、「公共資産等整備一般財源等」から控除(マイナス計上)してください。

また、長期延滞債権回収額(貸付金元金に係るものを除く)及び貸付金から未収金への振替額も「公共資産等整備一般財源等」から控除(マイナス計上)してください。

なお、市場価格のある投資及び出資のうち、時価が取得価額に対して 30%以上下落したことにより投資損失に計上したものにおいては、当該資産のうち資産評価差額を財源とする額にマイナスをかけた額を資産評価差額勘定に計上するとともに、投資損失への計上額と上記資産評価差額勘定への計上額を合計した額にマイナスを掛けた額を公共資産等整備一般財源に計上します。

※ 純資産の部では、公共資産及び投資等の公共資産等整備の財源を、その他一般財源等と区別して表示していますが、資産の部において公共資産等に増減があった場合には、それに対応して上記①～④のように純資産の部の科目振替が必要です。

⑤ 減価償却による財源増

定義

減価償却による財源増加とは、公共資産の減価償却に対応する財源相当額を、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、資産評価差額からその他一般財源等へ振り替えることをいいます。

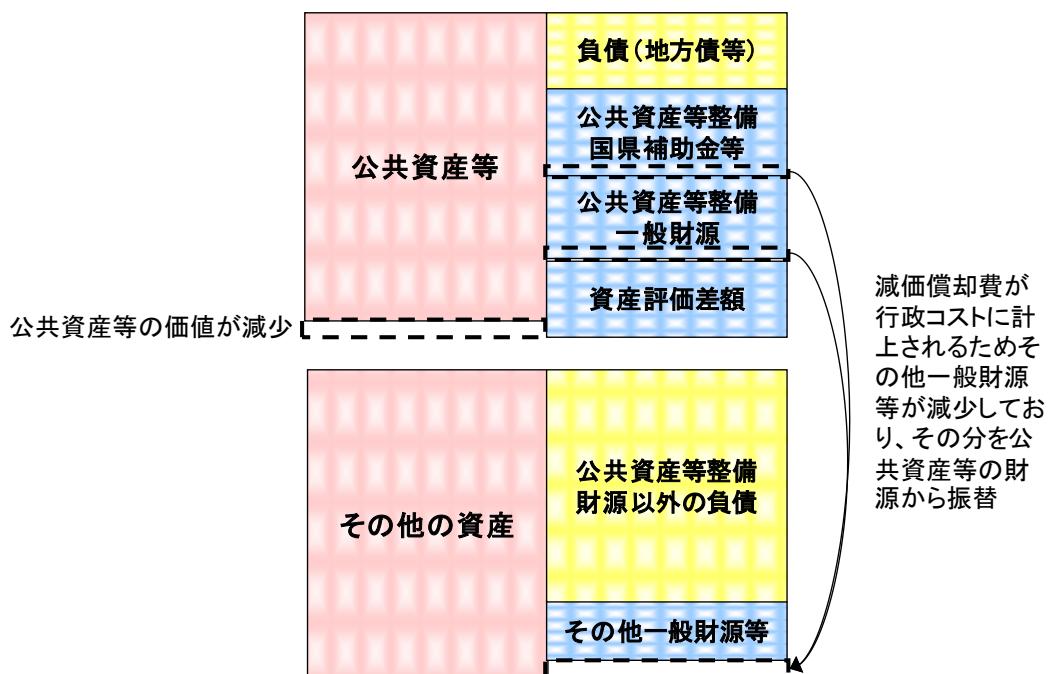
計上額の算定

減価償却費計上額をその他一般財源等に計上し、当該帳簿価額に対応する財源を、公共資産等整備国県補助金等、公共資産等整備一般財源等、資産評価差額の各科目にマイナス計上します。

実 397

解説

減価償却による財源増のイメージは以下のとおりです。



減価償却は、時間の経過に伴って有形固定資産の価値が減少することにより発生するものですので、減価償却費に計上した額と同額が有形固定資産の計上額から減少します。したがって、財源側も公共資産等整備国県補助金等及び公共資産等整備一般財源等を減少させる必要があります。しかし、減価償却費は行政コスト計算書に計上されるため、純資産変動計算書の純経常行政コストに計上されることとなり、その他一般財源等が減少しています。したがって、公共資産等整備国県補助金等及び公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等への振替が必要となります。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

公共資産の減価償却に対応する財源を「その他一般財源等」に振り替えます。ワークシート「国・県支出金償却計算表_有形固定資産国庫支出金償却計算表(平成21年度用)国庫支出金・県支出金_合計_当年度償却額_累計額」(①)を「公共資産等整備国県補助金等」から控除(マイナス計上)します。次に、ワークシート「有形固定資産明細表_償却資産_うち当該年度償却額の合計」から前述の①を除いた額を「公共資産等整備一般財源等」から控除(マイナス計上)します。また、「資産評価差額」に減価償却がある場合には当該年度の減価償却額を控除(マイナス計上)してください。「その他一般財源等」に反映(プラス計上)されます。

⑥ 地方債償還に伴う財源振替

定義

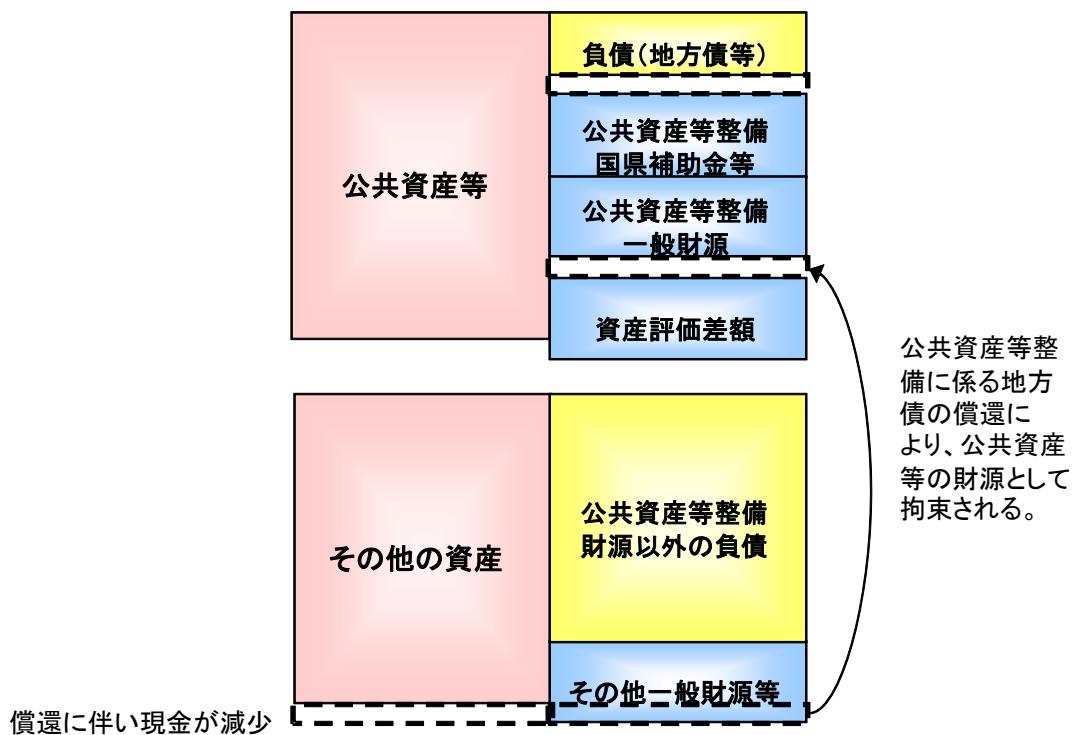
地方債償還に伴う財源振替とは、公共資産等整備に係る地方債の当年度償還額を、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えることをいいます。

計上額の算定

貸借対照表の純資産の部における公共資産等整備一般財源等の算定にあたり控除した地方債の当年度償還額を公共資産等整備一般財源等に計上し、同額をその他一般財源等にマイナス計上します。

実 398

解説



地方債の償還とは、実質的には公共資産整備資金の後払いです。したがって、公共資産等整備への財源投入と同様に、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等への振替が発生します。ただし、公共資産等の増加に伴って公共資産等整備財源が増加するのではなく、公共資産等の財源の中で、地方債から一般財源等への振替が発生する形になります。

なお、貸付金や出資金の財源として発行された地方債の償還額も含めることに留

意してください。

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

以下の算式により算出された金額を「公共資産等整備一般財源等」に入力(プラス計上)してください。「その他一般財源等」に反映(マイナス計上)されます。

【算式】

地方債償還に伴う財源振替 =

地方債元金償還額 - 災害復旧事業債元金償還額 - 退職手当債元金償還額 - 国の予算貸付・政府関係機関貸付債元金償還額 - 減収補てん債元金償還額 - 財政対策債元金償還額 - 減税補てん債元金償還額 - 臨時税収補てん債元金償還額 - 臨時財政対策債元金償還額 - 公共資産整備補助金のための起債した地方債の元金償還額 - その他公共資産等整備以外のため起債した地方債の元金償還額

地方債元金償還額:決算統計 33 表 54 行(4)列

災害復旧事業債元金償還額:決算統計 33 表 04 行(4)列

退職手当債元金償還額:決算統計 33 表 34 行(4)列

国の予算貸付・政府関係機関貸付債元金償還額:決算統計 33 表 36 行(4)列

減収補てん債元金償還額:決算統計 33 表 43 行(4)列及び 50 行(4)列

財政対策債元金償還額:決算統計 33 表 41 行(4)列

減税補てん債元金償還額:決算統計 33 表 46 行(4)列

臨時税収補てん債元金償還額:決算統計 33 表 47 行(4)列

臨時財政対策債元金償還額:決算統計 33 表 48 行(4)列

公共資産整備補助金のために起債した地方債の元金償還額:別途計算

その他公共資産等整備以外のため起債した地方債の元金償還額:別途計算

7. 資産評価替えによる変動額

定義

資産の評価替えによる変動額とは、資産の評価に伴う当該評価対象資産の貸借対照表計上額の当年度増減額をいいます。

解説

資産の評価に伴う当該評価対象資産の貸借対照表計上額の増減額は純資産の額を増減させることから、純資産変動計算書に計上されます。

なお、評価額の増減の他、これまで計上していなかった資産を新たに認識して計上する場合で、当該資産の取得価額が不明な場合、新たに計上する資産の計上額全額を資産評価差額に計上することになります。

[参照/引用元]

実 399

Q&A68

ワークシートの入力にあたっての留意事項

ワークシート【売却可能資産】、【投資及び出資金】、【基金等】中、それぞれの「資産評価差額」の N 年度と N-1 年度の差額の合計額を入力してください。

実 400

8. 無償受贈資産受入

定義

無償受贈資産受入とは、当年度に寄附等により無償で資産を受贈した場合における、当該無償受贈資産の受贈時の貸借対照表計上額をいいます。

計上額の算定

無償で資産を受贈した場合に、当該無償受贈資産の有形固定資産計上額と同額を計上します。

実 401

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度に寄附等により無償で資産を受贈した場合、当該無償受贈資産の有形固定資産計上額を入力してください。

なお、当該無償受贈資産の有形固定資産は、【有形固定資産明細表】の「寄附された資産等」の欄に記入する必要があります。

9. その他

上記 2 から 8 に該当しない純資産の変動があった場合は、その他として計上します。ただし、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもつて掲記します。

実 402

10. 期末純資産残高

計上額の算定

純資産の各内訳科目について、上記 1 から 9 の合計額を計上します。

実 404

解説

期末純資産残高は、当年度貸借対照表の純資産残高と一致します。また、純資産変動計算書の各科目は、当年度貸借対照表の純資産の部における各科目の計上額と一致します。

[参照/引用元]

実 405

資金収支計算書

1. 経常的収支の部

経常的収支の部には、後述する公共資産整備収支及び投資・財務的収支に含まれない支出と収入、すなわち地方公共団体の経常的な行政活動に係る資金収支を項目別に計上します。

支出の項目には、人件費、物件費、社会保障給付、補助金等、支払利息、他会計への事務費等充当財源繰出支出、その他支出があります。

収入の項目には、地方税、地方交付税、国県補助金等、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、諸収入、地方債発行額、基金取崩額、その他収入があります。

(1) 支出

① 人件費

定義

人件費とは、給料、手当、報酬、共済費など職員を雇用することによって発生する支出の総額をいいます。

計上額の算定

当年度の人件費決算額(事業費支弁人件費を含む)を計上します。

実 406

解説

人件費には、議員報酬手当、委員等報酬、特別職の給与、職員給、地方公務員共済組合等負担金などが計上されますが、ここでは、事業費支弁人件費も含めることに留意する必要があります。これは、事業費支弁人件費は公共資産の取得原価に含めず、行政コスト計算書の人件費に計上することと整合させるためです。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の人件費及び事業費支弁人件費の合計額を入力してください。

実 406

人件費：決算統計 13 表 01 行(1)列

事業費支弁人件費： 決算統計 15 表 01 行(41)列

② 物件費

定義

物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外に地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託

料などが該当します。

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の物件費を入力してください。

実 407

物件費：決算統計 13 表 03 行(1)列

③ 社会保障給付

定義

社会保障給付とは、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る支出をいいます。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の扶助費を入力してください。

実 408

社会保障給付(扶助費)：決算統計 13 表 05 行(1)列

④ 補助金等

定義

補助金等とは、他の地方公共団体(財産区を除く)や国、法人等に対して、公共資産整備以外の特定の目的のために交付する無償の現金的支出をいいます。

解説

団体外への支出と団体内の他会計への支出とを区別するため、補助金等には、他会計に対するものを含めません。他会計への支出は、支出の目的により各収支区分へ計上します。

また、団体外への補助金等であっても、公共資産整備を目的とするものは補助金等から除き、公共資産整備収支の部に計上します。これは、補助金等の支出目的に応じて区分することが有用と考えられるためです。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の補助費等から他会計への支出額を控除した金額を入力してください。

実 409

補助費：決算統計 13 表 06 行(1)列

他会計への支出額：決算統計 28 表 21 行(1)列及び(3)列

⑤ 支払利息

[参照/引用元]

定義

支払利息とは、地方債利子償還額や一時借入金利子をいいます。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N年度の地方債償還費及びN年度の一時借入金利子の合計額を入力してください。

実 410

地方債償還費：決算統計 33表 54行(5)列

一時借入金利子：決算統計 14表 11行(1)列

⑥ 他会計等への事務費等充当財源繰出支出

定義

他会計等への事務費等充当財源繰出支出とは、団体内の他の会計及び財産区に対する支出のうち、建設費及び公債費の財源として支出されたもの以外の支出をいいます。

解説

他会計への支出については、その目的に応じて三区分それぞれの支出に計上します。これは、どのような目的でどの程度他会計への支援を行っているのかを明らかにするためです。

建設費財源繰出及び公債費財源繰出は、それぞれ公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上します。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

他会計及び財産区に対する繰出等のうち、建設費繰出及び公債費財源繰出以外（運転資金、事務費、赤字補てん財源及びその他から基金を控除した額）の金額を入力してください。具体的には、下記の算式となります。

実 411

【算式】

決算統計 27表 25行(1)、(2)、(5)、(6)列－決算統計 27表 23行(6)列 + 決算統計 28表 21行(11)、(12)、(15)、(16)列

実 412

⑦ その他支出

定義

その他支出とは、経常的支出のうち、①から⑥のいずれにも該当しないものをいいます。

計上額の算定

維持補修、災害復旧事業、失業対策事業に係る当年度決算額を計上します。

[参照/引用元]

実 413

解説

①から⑥のいずれにも該当しない経常的支出は一括してその他支出として計上することとしていますが、金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとしています。したがって、例えば多額の災害復旧事業費が計上された場合は、災害復旧事業費という科目を別途設けて計上することとなります。

実 413

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の維持補修費、災害復旧事業費、失業対策事業費の合計額を入力してください。

実 413

なお、金額的に重要(多額)な事業費がある場合は、○○事業費と科目を掲記してください。

維持補修費:決算統計 13 表 04 行(1)列

災害復旧事業費:決算統計 13 表 21 行(1)列

失業対策事業費:決算統計 13 表 29 行(1)列

(2) 収入

① 地方税

計上額の算定

当年度の地方税の決算額を計上します。

実 414

解説

純資産変動計算書においては、発生主義により未収金も含む地方税額を計上しますが、資金収支計算書では、現金主義に基づく当年度決算額を計上します。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の地方税の金額を入力してください。

実 414

地方税:決算統計 04 表 01 行(1)列

② 地方交付税

計上額の算定

当年度の地方交付税の決算額を計上します。

実 415

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の地方交付税の金額を入力してください。

地方交付税:決算統計 04 表 01 行(21)列

[参照/引用元]

実 415

③ 国県補助金等

計上額の算定

経常的収支の部に計上する国県補助金等には、国庫支出金及び都道府県支出金に係る当年度歳入決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上します。

実 416

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の国庫支出金及び県支出金から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された国県補助金等を控除した額を入力してください。

実 416

【算式】

$$\text{国県補助金等} = \text{国庫支出金} + \text{県支出金} - \text{公共資産整備収支の部}_\text{国県補助金等(A)} - \text{投資・財務的収支の部}_\text{国県補助金等(B)}$$

国庫支出金: 決算統計 13 表 41 行(2)列

県支出金: 決算統計 13 表 41 行(3)列

(A): 下記「公共資産整備収支の部_(2)収入_①国県補助金等」を参照

(B): 下記「投資・財務的収支の部_(2)収入_①国県補助金等」を参照

④ 使用料・手数料

計上額の算定

使用料・手数料に係る当年度歳入決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上します。

実 417

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の使用料・手数料から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された使用料・手数料を控除した額を入力してください。

実 417

【算式】

$$\text{使用料・手数料} = \text{使用料・手数料} - \text{公共資産整備収支の部}_\text{その他収入のうち、使用料・手数料(A)} - \text{投資・財務的収支の部}_\text{その他収入のうち、使用料・手数料(B)}$$

[参照/引用元]

使用料・手数料：決算統計 13 表 41 行(4)列

- (A): 下記「公共資産整備収支の部__(2)収入__④その他収入」のうち、使用料・手数料を参照
(B): 下記「投資・財務的収支の部__(2)収入__⑥その他収入」のうち、使用料・手数料を参照

⑤ 分担金・負担金・寄附金

計上額の算定

分担金・負担金・寄附金に係る当年度歳入決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上します。

実 418

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の分担金・負担金・寄附金から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された分担金・負担金・寄附金を控除した額を入力してください。

実 418

【算式】

$$\text{分担金・負担金・寄附金} = \text{分担金・負担金・寄附金} - \text{公共資産整備収支の部}_\text{その他収入のうち、分担金・負担金・寄附金(A)} - \text{投資・財務的収支の部}_\text{その他収入のうち、分担金・負担金・寄附金(B)}$$

分担金・負担金・寄附金：決算統計 13 表 41 行(5)列

- (A): 下記「公共資産整備収支の部__(2)収入__④その他収入」のうち、分担金・負担金・寄附金を参照
(B): 下記「投資・財務的収支の部__(2)収入__⑥その他収入」のうち、分担金・負担金・寄附金を参照

⑥ 諸収入

計上額の算定

諸収入に係る当年度歳入決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上します。

実 419

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の諸収入から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上

実 419

された諸収入を控除した額を入力してください。

[参照/引用元]

【算式】

$$\text{諸収入} = \text{諸収入} - \text{公共資産整備収支の部}_\text{その他収入のうち、諸収入(A)} \\ - \text{投資・財務的収支の部}_\text{その他 収入のうち、諸収入(B)}$$

諸収入:決算統計 13 表 41 行(8)列

- (A): 下記「公共資産整備収支の部_(2)収入_④その他収入」のうち、諸収入を参照。
(B): 下記「投資・財務的収支の部_(2)収入_⑥その他収入」のうち、諸収入を参照。

⑦ 地方債発行額

計上額の算定

経常的収支の部に計上する地方債発行額には、地方債に係る当年度歳入決算額から公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上します。

実 420

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の地方債発行額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された地方債発行額を控除した額を入力してください。

実 420

【算式】

$$\text{地方債発行額} = \text{地方債発行額} - \text{公共資産整備収支の部}_\text{地方債発行額(A)} \\ - \text{投資・財務的収支の部}_\text{地方債発行額(B)}$$

地方債発行額:決算統計 13 表 41 行(10)列

- (A): 下記「公共資産整備収支の部_(2)収入_②地方債発行額」を参照
(B): 下記「投資・財務的収支の部_(2)収入_③地方債発行額」を参照

⑧ 基金取崩額

計上額の算定

経常的収支の部に計上する基金取崩額には、基金取り崩しに伴う繰入金の当年度決算額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額を計上します。

実 421

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の基金取り崩しに伴う繰入金額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された基金取崩額を控除した額を入力してください。

[参照/引用元]

実 421

【算式】

$$\text{基金取崩額} = \text{基金取崩額} - \text{公共資産整備収支の部}_\text{基金取崩額(A)} - \text{投資・財務的収支の部}_\text{基金取崩額(B)}$$

基金取崩額：決算統計 27 表 23 行(11)列

(A)：下記「公共資産整備収支の部_(2)収入_③基金取崩額」を参照

(B)：下記「投資・財務的収支の部_(2)収入_④基金取崩額」を参照

⑨ その他収入

定義

経常的収支の部に計上するその他収入とは、他の収入科目のいずれにも該当しない収入をいいます。

計上額の算定

経常的収支の部に計上するその他収入には、収入総額から公共資産整備収支の部及び投資及び財務的収支の部に計上された額を控除した金額のうち、経常的収支の部の他の項目として別掲されなかったものを差額として計上します。

実 422

解説

上記①から⑧及び繰越金以外の歳入項目のうち、質的もしくは金額的に重要なものはその内容を示す名称を付した科目をもって掲記します。また、質的及び金額的に重要性の乏しいものは、その他収入に含めることができます。

実 423

実 424

ワークシートの入力にあたっての留意事項

上記①から⑧及び繰越金以外の歳入項目額から、公共資産整備収支の部及び投資・財務的収支の部に計上された額を控除した額を入力してください。

実 422

【算式】

$$\text{その他収入} = \text{収入合計} - \text{繰越金} - (\text{地方税} + \text{地方交付税} + \text{国県補助金等} + \text{使用料} \cdot \text{手数料} \cdot \text{分担金} \cdot \text{負担金} \cdot \text{寄附金} + \text{諸収入} + \text{地方債発行額} + \text{基金取崩額}) - \text{公共資産整備収支の部}_\text{収入合計額(A)}$$

収入合計：決算統計 13 表 41 行(1)列
 繰越金：決算統計 13 表 41 行(9)列
 地方税：「①地方税」参照
 地方交付税：「②地方交付税」参照
 国県補助金等：「③国県補助金等」参照
 使用料・手数料：「④使用料・手数料」参照
 分担金・負担金・寄附金：「⑤分担金・負担金・寄附金」参照
 諸収入：「⑥諸収入」参照
 地方債発行額：「⑦地方債発行額」参照
 基金取崩額：「⑧基金取崩額」参照
 (A)：下記「公共資産整備収支の部」中、「収入合計額」の額
 (B)：下記「投資・財務的収支の部」中、「収入合計額」の額

2. 公共資産整備収支の部

改訂モデルの資金収支計算書の基本的な考え方は、支出と財源との対応関係を明示することにあります。そのため、公共資産整備収支の部には、公共資産整備に伴う支出、及び、当該支出に充当した特定財源を計上します。ただし、普通会計が行う公共資産整備のほか、他会計及び他団体等を通じて行った公共資産整備に対する財源として普通会計が支出した金額も含みます。これは、普通会計が行うか否かにかかわらず、公共資産整備という目的で支出された金額をすべて把握するためです。

実 425

なお、公共資産整備に充当していることが明確に判断できない収入については、経常的収支の部に計上します。

実 426

(1) 支出

① 公共資産整備支出

定義

公共資産整備支出とは、自団体における公共資産の整備に伴う支出をいいます。

解説

公共資産整備支出は、公共資産の整備に直接要した支出であり、事業費支弁の人工費や物件費は含みません。貸借対照表の公共資産の当年度増加額のうち、資産評価替え及び無償受贈資産の取得による増加額を除いた金額と一致します。

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の補助事業及び単独事業のうち、その団体で行うものの金額を入力してください。

また、事業費支弁人件費がある場合は控除してください。

補助事業のうち、その団体で行うもの：決算統計 21 表 01 行(3)列

単独事業のうち、その団体で行うもの：決算統計 22 表 01 行(2)列

事業費支弁人件費：決算統計 15 表 01 行(41)列

実 427

② 公共資産整備補助金等支出

定義

公共資産整備補助金等支出とは、公共資産を整備させるために他団体に対して支出する補助金等をいいます。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の普通建設事業費から、上記①の額を控除した額を入力してください。

普通建設事業費：決算統計 13 表 12 行(1)列

実 428

③ 他会計等への建設費等充当財源繰出支出

定義

他会計等への建設費等充当財源繰出支出とは、団体内の他の会計及び財産区に対する支出のうち、建設費等の財源として支出されたものをいいます。

解説

他会計への支出については、その目的に応じて三区分それぞれの支出に計上します。これは、どのような目的でどの程度他会計への支援を行っているのかを明らかにするためです。

事務費等財源繰出及び公債費財源繰出は、それぞれ経常的収支の部及び投資・財務的収支の部に計上します。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の他会計及び財産区に対する建設費繰出を入力してください。

他会計及び財産区に対する建設費繰出：

決算統計 27 表 25 行(3)列、決算統計 28 表 21 行(13)列

実 429

(2) 収入

[参照/引用元]

① 国庫補助金等

計上額の算定

公共資産整備収支の部に計上する国県補助金等には、国庫支出金及び都道府県支出金に係る当年度歳入決算額のうち、公共資産整備収支の部に計上された支出に充当された金額を計上します。したがって、事業費支弁人件費の財源となったものは除くことに留意する必要があります。

実 430

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の国庫支出金及び県支出金の普通建設事業費の財源となったものの金額を入力してください。

実 430

ただし、他会計への建設費繰出の財源となった国庫支出金もしくは県支出金がある場合は、その額を加算してください。

実 431

また、事業費支弁人件費の財源となった国庫支出金もしくは県支出金がある場合は、その額を控除してください。

【算式】

国県補助金等 = 普通建設事業費の財源となった国庫支出金及び県支出金 +
 他会計への建設費繰出の財源となった国庫支出金もしくは県
 支出金(A) - 事業費支弁人件費の財源となった国庫支出金
 もしくは県支出金(B)

普通建設事業費の財源となった国庫支出金：決算統計 13 表 12 行(2)列

普通建設事業費の財源となった県支出金：決算統計 13 表 12 行(3)列

(A):該当がある場合に加算する。

(B):該当がある場合に控除する。

② 地方債発行額

実 432

計上額の算定

公共資産整備収支の部に計上する地方債発行額には、地方債に係る当年度歳入決算額のうち、公共資産整備収支の部に計上された支出に充当された金額を計上します。したがって、事業費支弁人件費の財源となったものは除くことに留意する必要があります。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の地方債発行額のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額を入力してください。

ただし、他会計への建設費繰出の財源となった地方債がある場合は、その額を加算してください。

また、事業費支弁人件費の財源となった地方債がある場合は、その額を控除してください。

【算式】

$$\text{地方債発行額} = \text{普通建設事業費の財源となった地方債発行額} + \text{他会計への建設費繰出の財源となった地方債(A)} - \text{事業費支弁人件費の財源となった地方債(B)}$$

普通建設事業費の財源となった地方債発行額：決算統計 13 表 12 行(10)列

(A)：該当がある場合に加算する。

(B)：該当がある場合に控除する。

③ 基金取崩額

計上額の算定

公共資産整備収支の部に計上する基金取崩額には、基金取り崩しに伴う繰入金の当年度決算額のうち、公共資産整備収支の部に計上された支出に充当された金額を計上します。

解説

基金取崩額について、質的及び金額的に重要性が乏しい場合は、その他収入に含めることができます。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の繰入金のうち、普通建設事業費の財源となったものの金額を入力してください。

ただし、決算統計 13 表 12 行(7)列の金額に他会計もしくは財産区からの繰入金が含まれている場合は、その金額を控除してください。

また、他会計への建設費繰出の財源となった基金からの繰入金がある場合は、その金額を加算してください。

なお、質的及び金額的に重要性が乏しい場合は、その他収入に含めることができます。

[参照/引用元]

実 432

実 433

実 434

実 437

実 434

実 435

実 436

実 437

【算式】

基金取崩額 = 普通建設事業費の財源となった繰入金－他会計もしくは財産区からの繰入金(A) + 他会計への建設費繰出の財源となった基金からの繰入金(B)

[参照/引用元]

普通建設事業費の財源となった繰入金：決算統計 13 表 12 行(7)列

- (A)：該当がある場合に控除する。
(B)：該当がある場合に加算する。

④ その他収入

定義

公共資産整備収支の部に計上するその他収入とは、公共資産整備支出の特定財源となった収入のうち、上記①から③以外の収入をいいます。このうち、質的もしくは金額的に重要なものは、科目を付した科目をもって計上します。

実 439

ワークシートの入力にあたっての留意事項

使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、財産収入、諸収入のうち、普通建設事業費もしくは他会計への建設費繰出の財源となったものの金額を入力してください。

実 438

使用料・手数料：決算統計 13 表 12 行(4)列

分担金・負担金・寄附金：決算統計 13 表 12 行(5)列

財産収入：決算統計 13 表 12 行(6)列

諸収入：決算統計 13 表 12 行(8)列

3. 投資・財務的収支の部

投資・財務的収支の部には、以下の収支を計上します。

実 440

- 投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出、及び、それらの財源
- 貸付金元金回収による収入
- 地方債元金償還による支出
- 他会計に対する公債費財源繰出による支出
- 公共資産売却による収入

なお、投資・財務的支出に充当していることが明確に判断できない収入については、経常的収支の部に計上します。

実 441

	[参照/引用元]
(1) 支出	実 442
① 投資及び出資金	
<u>計上額の算定</u>	
投資及び出資金には、投資及び出資金に係る当年度歳入決算額のうち、他会計に対して支出された金額を除いたものを計上します。	
<u>解説</u>	
公営企業会計等に対する出資金については、「他会計等への事務費等財源繰出支出」「他会計等への建設費充当財源繰出支出」「他会計等への公債費充当財源繰出支出」のいずれかに計上されますので、投資及び出資金からは除くこととされています。これは、他会計等への支出額を明らかにするために区分表示することによるものです。	
<u>ワークシートの入力にあたっての留意事項</u>	
N 年度の投資及び出資金から法適用の公営企業等に対する出資金を控除した額を入力してください。	実 442
投資及び出資金：決算統計 13 表 34 行(1)列	
法適用の公営企業等に対する出資金：決算統計 28 表 21 行(5)列	
② 貸付金	実 443
<u>計上額の算定</u>	
貸付金とは、貸付金に係る当年度歳入決算額のうち、他会計に対して支出された金額を除いたものを計上します。	
<u>解説</u>	
公営企業会計等に対する貸付金については、「他会計等への事務費等財源繰出支出」「他会計等への建設費充当財源繰出支出」「他会計等への公債費充当財源繰出支出」のいずれかに計上されますので、貸付金からは除くこととされています。これは、他会計等への支出額を明らかにするために区分表示することによるものです。	
<u>ワークシートの入力にあたっての留意事項</u>	
N 年度の貸付金から法適用の公営企業等に対する貸付金を控除した額を入力してください。	実 443
貸付金：決算統計 13 表 35 行(1)列	
法適用の公営企業等に対する貸付金：決算統計 28 表 21 行(7)列	

③ 基金積立額

定義

基金積立金とは、特定目的基金に積み立てた金額の当年度決算額をいいます。ただし、前年度決算における歳計剰余金の処分による基金積立額を含みます。

実 444
実 445

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の積立金の額を入力してください。

ただし、歳計剰余金処分による基金積立額がある場合は、その金額を加算してください。

実 444
実 445

【算式】

基金積立額 = 積立金 + 歳計剰余金処分による基金積立額(A)

積立金：決算統計 13 表 33 行(1)列

(A)：決算統計 29 表 04 行(4)列

④ 定額運用基金への繰出支出

定義

定額運用基金への繰出支出とは、定額運用基金に対して繰り出した金額の当年度決算額をいいます。

実 446

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の定額運用基金に係る歳出決算額を入力してください。

定額運用基金に係る歳出決算額：決算統計 29 表 02 行(7)列

実 446

⑤ 他会計等への公債費充当財源繰出支出

定義

他会計等への公債費充当財源繰出支出とは、団体内の他の会計及び財産区に対する支出のうち、公債費の財源として支出されたものをいいます。

実 447

解説

他会計等への支出については、その目的に応じて三区分それぞれの支出に計上します。これは、どのような目的でどの程度他会計への支援を行っているのかを明らかにするためです。

他会計等への事務費等財源繰出及び建設財源繰出は、それぞれ経常的収支の部及び公共資産整備収支の部に計上します。

[参照/引用元]

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の他会計及び財産区に対する公債費財源繰出額を入力してください。

実 447

他会計及び財産区に対する公債費財源繰出額:

決算統計 27 表 25 行(4)列 + 決算統計 28 表 21 行(14)列

⑥ 地方債償還額

計上額の算定

地方債償還額には、地方債元金償還に係る当年度歳出決算額を計上します。

実 448

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の地方債元金償還額を入力してください。

実 448

地方債元金償還額: 決算統計 33 表 54 行(4)列

⑦ 長期未払金支払支出

定義

長期未払金支払支出とは、貸借対照表に長期未払金あるいは未払金として計上された負債に係る支出額をいいます。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

長期未払金及び未払金の当年度減少額を入力してください。

(2) 収入

① 国庫補助金等

計上額の算定

投資・財務的収支の部に計上する国県補助金等とは、国庫支出金及び都道府県支出金に係る当年度歳入決算額のうち、投資・財務的収支の部に計上された支出に充当された金額を計上します。

実 449

ワークシートの入力にあたっての留意事項

当該年度の国庫支出金及び県支出金のうち、「投資・財務的収支の部__支出」の①～⑥に対する財源となったものを入力してください。

実 449

投資・財務的収支の部__支出__①投資及び出資金:

実 450

決算統計 13 表 34 行(2)列+決算統計 13 表 34 行(3)列

投資・財務的収支の部__支出__②貸付金:

決算統計 13 表 35 行(2)列+決算統計 13 表 35 行(3)列

投資・財務的収支の部_支出_③基金積立額:	[参照/引用元]
決算統計 13 表 33 行(2)列十決算統計 13 表 33 行(3)列	
投資・財務的収支の部_支出_④定額運用基金への繰出支出:	
当該繰出支出に対する財源となった額を抽出	
投資・財務的収支の部_支出_⑤他会計等への公債費充当財源繰出支出:	
当該繰出支出に対する財源となった額を抽出	
投資・財務的収支の部_支出_⑥地方債償還費:	
当該地方債償還費に対する財源となった額を抽出	

② 貸付金回収額

計上額の算定

貸付金回収額には、貸付金回収元金に係る当年度決算額を計上します。ただし、公営企業会計等に対する貸付金の回収元金が繰入金として決算上整理されている場合は、その金額を含みます。

実 451,452

解説

支出と財源を厳密に対応させるとすれば、貸付金回収額もどの支出に充当されたかによって各区分に計上することも考えられますが、貸付金元金回収額は通常新たな貸付金の財源に充当されること、貸付金の元金回収自体が投資的収入と考えられることから、一括して投資・財務的収支の部に計上することとしています。

なお、貸付金利息収入は含まないことに留意してください。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の貸付金回収元金の額を入力してください。

実 451

また、他会計からの繰入金として決算統計上整理されている法適用の公営企業等に対する貸付金の元金償還金がある場合は、その金額を加算してください。

実 452

貸付金回収元金: 決算統計 30 表 01 行(9)列

③ 地方債発行額

計上額の算定

投資・財務的収支の部に計上する地方債発行額には、地方債に係る当年度歳入決算額のうち、投資・財務的収支の部に計上された支出に充当された金額を計上します。

実 453

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度の地方債額のうち、投資・財務的支出の①～⑥に対する財源となったもの

実 453

<p>を入力してください。</p> <p>投資・財務的収支の部 <u>支出</u> ①投資及び出資金：決算統計 13 表 34 行(10) 列</p> <p>投資・財務的収支の部 <u>支出</u> ②貸付金：決算統計 13 表 35 行(10)列</p> <p>投資・財務的収支の部 <u>支出</u> ③基金積立額：決算統計 13 表 33 行(10)列</p> <p>投資・財務的収支の部 <u>支出</u> ④定額運用基金への繰出支出： 当該繰出支出に対する財源となった額を抽出</p> <p>投資・財務的収支の部 <u>支出</u> ⑤他会計等への公債費充当財源繰出支出： 当該繰出支出に対する財源となった額を抽出</p> <p>投資・財務的収支の部 <u>支出</u> ⑥地方債償還費： 当該地方債償還費に対する財源となった額を抽出</p>	<p>[参照/引用元] 実 454</p>
<p>④ 基金取崩額</p> <p>計上額の算定</p> <p>基金取崩額には、基金取り崩しに伴う繰入金の当年度決算額のうち、投資・財務的支出に充当された金額を計上します。</p>	<p>実 455</p>
<p>ワークシートの入力にあたっての留意事項</p> <p>N 年度の基金取崩額のうち、投資・財務的支出の財源となったものを入力してください。</p>	<p>実 455</p>
<p>⑤ 公共資産売却収入</p> <p>定義</p> <p>公共資産売却収入とは、公共資産の売却による収入額をいいます。</p> <p>解説</p> <p>支出と財源を厳密に対応させるとすれば、公共資産売却収入もどの支出に充当されたかによって各区分に計上することも考えられますが、公共資産の売却による収入は地方債の償還財源に充当されることが多いと考えられることから、一括して投資・財務的収支の部に計上することとしています。</p>	<p>実 456</p>

⑥ その他の収入

[参照/引用元]

定義

投資・財務的収支の部に計上するその他収入とは、投資・財務的支出の特定財源となった収入のうち、上記①～⑤以外の収入をいいます。

実 457

ワークシートの入力にあたっての留意事項

上記①～⑤以外に、投資・財務的支出の財源となったものを入力してください。

実 457

なお、その他収入に該当するもののうち、質的もしくは金額的に重要なものは科目を付して掲記してください。

実 458

また、①から⑤に掲げた歳入項目のうち、質的及び金額的に重要性の乏しいものは、その他収入に含めて表示できます。

実 459

4. 翌年度繰上充用金増減額

定義

貸借対照表における短期借入金(翌年度繰上充用金)計上額の当年度増減額をいいます。

解説

翌年度繰上充用金は歳入歳出決算に含まれますが、財務書類上は翌年度繰上充用金は歳計現金のマイナスとはせず、別に短期借入金(翌年度繰上充用金)として計上しているため、資金収支計算書上でも別途区分して計上することになります。なお、いずれの収支区分にも該当しないため、独立した区分としています。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N 年度貸借対照表における短期借入金(翌年度繰上充用金)計上額と N-1 年度貸借対照表における短期借入金(翌年度繰上充用金)計上額との差額を入力してください。

5. 期首歳計現金残高

計上額の算定

期首歳計現金残高には、前年度貸借対照表における歳計現金計上額を計上します。

実 460

ワークシートの入力にあたっての留意事項

N-1 年度貸借対照表における歳計現金計上額を入力してください。

歳計現金計上額：決算統計 02 表 02 行(3)列

[参照/引用元]

実 460

6. 注記

(1) 一時借入金に関する情報

定義

一時借入金とは、地方公共団体が一会計年度内において歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れる金銭をいいます。

一時借入金の借入限度額とは、当年度の予算により定められた、一時借入金の最高額をいいます。

一時借入金利子の金額とは、一時借入金の借入に伴う利子の支出額をいいます。

実 461

実 462

解説

一時借入金は、一時的な収支の不均衡を解消するための支払資金であるため、当該会計年度の歳入すなわち、当該年度分として収納された歳入をもって、その年度の出納閉鎖日までに償還しなければなりません。したがって、貸借対照表には残高として反映されますが、一時借入金に関する情報の開示は地方公共団体の資金繰りの状況を適切に表示するために重要なため、注記することとされています。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

a. 一時借入金借入限度額

一時借入金借入限度額は決算統計 93 表 9 行(3)列を入力してください。

実 461

b. 一時借入金利子

一時借入金利子の額は決算統計 14 表 11 行(1)列を入力してください。

実 462

(2) 基礎的財政収支

定義

基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、当年度の現金預金(財政調整基金、減債基金、歳計現金)の増減額から、地方債元利償還額及び地方債発行額を除いた金額をいいます。

[参照/引用元]

解説

基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、近年の財政構造改革等の議論において、持続可能な財政バランスの実現のための指標として使用されることが多く、重要な指標として注記することとしています。

なお、収入総額には繰越金を含めず、地方債の発行額と利払いを含む償還額、年度間の財源調整機能を果たす財政調整基金や減債基金の取崩額や積立額も除くこととしています。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

【算式】

$$\text{基礎的財政収支} = \text{収入総額} - \text{地方債発行額} - \text{財政調整基金及び減債基金の取崩額} - \text{支出総額} + \text{地方債元利償還額} + \text{財政調整基金及び減債基金の積立額}$$

実 463

収入総額(歳入総額から繰越金を除いた額): 決算統計 02 表 01 行(1)列 - 05 表 22 行(1)列

地方債発行額: 決算統計 04 表 02 行(44)列

財政調整基金及び減債基金の取崩額: 決算統計 29 表 03 行(1)列及び(2)列、

支出総額(歳出総額): 決算統計 02 表 01 行(2)列

地方債元利償還額: 決算統計 14 表 10 行(1)列

財政調整基金及び減債基金の積立額: 決算統計 29 表 02 行(1)列及び(2)列 + 04 行(1)列及び(2)列

なお、基礎的財政収支については、各団体で独自に算出している数値を注記することでも差し支えありません。

[参照/引用元]

加減	項目	決算統計における記載箇所
+	歳入総額	決算統計 02 表 01 行(1)列の金額
△	繰越金	決算統計 05 表 22 行(1)列
△	地方債発行額	決算統計 04 表 02 行(43)列の金額
△	財政調整基金及び減債基金の取崩額	決算統計 29 表 03 行(1)列及び(2)列の合計額
△	歳出総額	決算統計 02 表 01 行(2)列の金額
+	地方債元利償還額	決算統計 14 表 10 行(1)列の金額
+	財政調整基金及び減債基金の積立額	決算統計 29 表 02 行(1)列及び(2)列並びに同表の 04 行(1)列及び(2)列の合計額
➡	基礎的財政収支	

(3) 歳計外現金

定義

歳計外現金(歳入歳出外現金)とは、地方公共団体の所有に属さず、支払資金にあてることのできない現金をいいます。

歳計外現金は地方公共団体の所有に属さないため、資金収支計算書には含めないこととしています。ただし、年度末に保有する残高が重要である場合は、一定の預り金を有しているとも考えられるため、その状況を注記することとしています。

ワークシートの入力にあたっての留意事項

歳計外現金として処理されており、かつ N-1 年度貸借対照表に資産又は負債として計上されている場合、あるいは N 年度末に重要な資産又は負債として計上する場合には、歳計外現金としての収入額又は支出額を記載してください。

実 464